

に三月乙卯朔五字を脱せり。今考本集解本に據て補。大日本史に。今推甲子。是月無乙丑。蓋已丑之誤也。○皇子は。押坂彦人大兄なるへし○庚寅は六日なり○吉士の事。欽明紀三十一年に出つ○多々羅云々。繼體紀に。和陀發鬼を知多費知に。推古紀に委陀弗知鬼に作る。さて此四邑は。本任那の地なるを。新羅の抄掠したること。繼體紀二十三年に見えたり。今御使を新羅其他に遣したまへるに據て。恐みて其調を新羅より進れるなり○海部王。絲井王。詳ならず○ト便襲吉。本に便を使に誤る。今秘閣本考本集解本に據て改む。襲重也と左氏注にあり。禮曲禮に。ト。○譯語田。法隆寺曼陀羅銘文に。坐乎沙多宮云々。記に他田宮とあり。記傳云。他は袁佐と訓。書紀に譯語と書きたる意なり。推古紀に通事とあり。又地名などに。曰佐とあるは假字なり。但し此れも韓國より書る字なるへし。さて袁佐と云は。或人韓言なりと云る。然もあるへし。又他と書は。此も韓國よりのことか。將皇國にての事にて。限を前。股を俛と書類にや。其意知かたし。他國の語を通はず由かとも思へど。然にはあら。和名抄駿河國有度郡郷名にも。他田と云ありて。乎佐多とあり。さて此宮は。神名帳大和國城上郡に。他田坐天照御魂神社あり。持統紀に。賜死皇。此地なり。大和志に。此大宮を同郡大田村に在と云り。右の神社をも同村に在りと云り。こは他田と大田と唱への似たるを以。或説には。同郡の戒重と云處なりとも云り。推古紀には非るか。外によりとあることばや。おぼつかなし。○幸玉宮。宮號は稱美辭な時もありしにこそとあり。上宮太子傳拾遺記に。警余譯語田宮者有レ人云。今大佛供東。開智。井里譯語田。若當此處。歟云々。と云事見えたり。たつぬへし。○辛玉宮。宮號は稱美辭なるへし。さて大日本史に。按皇年代略記。以營宮爲三六月。歷代皇紀。元年即位。遷都於警余。皆誤。と

あり○廣姫薨。諸陵式に。息長墓。舒明天皇之祖母名曰廣姫。在近江國坂田郡。兆域東西一町。南北一町。守戸三烟。此御墓今詳ならず。

五年丙申

五年春三月己卯朔戊子。有司請立皇后。詔立豐御食炊屋姫尊。爲皇后。是生一男五女。其一日菟道貝鮪皇女。更名菟道磯。是嫁於東宮聖德。其二日竹田皇子。其二日小墾田皇女。是嫁於彦人大兄皇子。其四日鷓鴣守皇女。更名輕。其五日尾張皇子。其六日田眼皇女。是嫁於息長足日廣額天皇。其七日櫻井弓張皇女。

戊子。十日なり○豐御食炊屋姫尊は。推古天皇なり。異母妹に坐す○菟道貝鮪皇女。記には靜貝王亦名貝鮪王とあり。こゝに菟道とあるは。混へる傳なるへきよし。記傳の説ありて。既に上に云り。御名義。記傳云。和名抄に。日本紀私記云。貝鮪加比太古とあり。此物貝内にある小貝にて。兩手兩脚を。其殼の外へ出して。海をおよぎ行く物なりと云り。主計式に。貝鮪六斤など見ゆ。此物に由縁ありて。負賜へる御名なるへしと云り。通説に引寺島氏曰。貝鮪一名其蟻大者七八寸。色黃白或純白。形如鷓鴣。又似海棠葉。文理可愛。中有小魚。出兩手於殼。兩足於殼。爲權竿之象。以游行。故亦名章魚船。海人以其章魚有毒不食之。取殼以爲珍器。可代花瓶とあるは。いと詳なり。○菟道磯津貝皇女。此御名も既に上文に出たれど。混たる傳なるよしも既に云り。此もたゞ磯津貝皇女とあ

るへし。記傳云。御名義未思得す。女なる竹田王の亦名の小貝と。他ひたる御名か。若然らば、貝は借字にて。と云へり。〇異意あるへし。又は貝は亦名の貝前因れることにて。静は養たる御名か。是嫁於東宮聖德。通證に。疑七字亦註文。宜細書連上。按にこれは近き御代のことなれば。上の文例を以て。令義強ちに定めかたし。次の是暉の下なる九字もしかり。解曰。東宮謂太子所居也。字出詩衛風。聖德即厩戸皇子とあり。〇竹田皇子。記に竹田王亦名小貝王とあり。記傳云。御名御乳母の姓か。姓氏錄に竹田臣。竹田連などあり。又地名か。十市郡に竹田神社式に見え。竹田原。竹田莊など。萬葉に見ゆとあり。小貝王。御名義未考得す。雄略卷に小鹿火宿禰と云人もみゆ。記傳に云へり。この皇子御事。崇峻紀に出。〇小墾田皇女。記に小治田王とあり。記傳云。御乳母の姓か。姓氏錄に小治田朝臣。小治田宿禰。小治田連などあり。又地名かと云り。〇是嫁。通證云。以下九字疑細注と云り。次なるをも然云り。〇鷓鴣守皇女。記に宇毛理王とあり。記傳云。此姓は未見當らねと。御乳母の姓なるへし。式に。河波國勝浦郡宇母里比古神社あり。と云り。〇輕守皇女。名義詳ならず。〇尾張皇子。記に小治王とあり。記傳云。御乳母の姓なり。此姓上に出とあり。上宮法王帝説に。此皇子の御女の事を載たり。今其文を擧ぐ。斯歸斯麻天皇之子。名菘奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等。娶庶妹名等已彌居加斯支移比彌乃彌己等。爲大后。坐乎沙多宮。治天下。生名尾治王。多至波奈等已比乃彌己等。娶庶妹名孔部間人公主。爲大后。坐濱邊宮。治天下。生名等已刀彌彌乃彌己等。娶尾治大王女名多至波奈。大女郎。爲后。生兒白髮王。次手島女王とあり。歲在辛巳。十二月登酉日入。孔部間人母王崩。明年二月二十二日甲戌。夜半太子崩。于時多至波奈大女郎。悲哀嘆息。白畏天皇前。曰。啓雖恐。懷心難止。使我大王與母王一如期。從遊。痛酷無比。我大王所告。

世間虛假。唯佛是真。玩味其法。謂我大王應生於天壽國之中。而彼國之形。眼所巨看。佛因圖像。欲觀大王往生之狀。天皇聞之。悽然告曰。有一我子。所啓誠以爲然。勅諸采女等。造繡帳二帳。畫者東漢。未賢。高麗。加西盜。又漢奴加己利。令者掠部秦久麻。右在法隆寺。繡帳二帳。畫者。龜背上文字。者也。更不知者云々。とあり。右は世に名高き天壽國曼陀羅銘文なれば。全文を擧ぐ。狩谷氏か此銘文の證注云。按是帳殘片。今藏在中宮寺。稱天壽國曼陀羅云々とあり。なほ委し。本書を見るへし。〇田眼皇女。記に多米王とあり。記傳云。御乳母の姓なり。姓氏錄に多米連。多米宿禰など見ゆ。さて用明天皇の御子にも同御名あり。〇息長足日廣額天皇。舒明天皇に坐す。皇女の御姪なり。〇櫻井弓帳皇女。記に櫻井玄王とあり。記傳云。欽明天皇の御子にも同御名あり。御名義彼處に云るか如し。彼王は書紀の如く。たゞ櫻井王なりけんを。此御名より紛れて。彼王をも。玄王とは傳へたるなり。と云へり。記云。日子人太子。娶庶妹玄王。生御子山代王。次笠縫王。柱とあり。此二柱。欽明天皇の御子に同御名なるあり。かく近く同御名あること。辨難し。若くは傳の紛れには非ざるかと。記傳に云れたり。

六年春二月甲辰朔。詔置日祀部私部。

日祀部の訓。本にヒノとあるは誤なるへし。さて日記と云ふこと心得かたし。強て按るに。もしくは至摩に代り奉りて。日々に神祇を祀れる部のありしなごにやあらん。尋ねし。古くものに見えたるは。倭名抄其後國三宅郡日奉。式陸奥國行方郡日祭神社あり。通證に。後漢書宗紀。除日記之法。省送終之禮。注時享。祖廟。則日祭。蓋此義。とあるは義異なるなり。天武紀十二年九月。財日奉造賜姓曰連とあり。中臣本には。財造日奉造。とあれど。非なるへし。姓氏錄左京神別。日奉連。高魂命之後也。また右京神別。佐伯日奉連。天押日

命十一世。後出命十一世。後出。また大日奉舍人連。日奉舍人の姓あり。經國集。東大寺。正倉院文書。これも同族なり。其本はこゝの日記部に起れりしなるへし。なほ此氏の事は天武紀に云へし。○私部のこと。伴信友か上野國三碑考云。續紀大寶三年五月壬辰。正七位上倉垣連子人。高祖根緒以來子孫。正七位上私小田。從七位上私比都自。及昆弟皆訴。得免雜戶云々。とある文の下に。件の文。根緒以來子孫にて讀まりて。正七位上私小田以下は。別氏人と心得てよむへし。また其私氏は。私部より出たる氏なるへし。私部は書紀敏達卷に。置二日記部私部と見えたり。此私部を釋紀にキサイチと訓み。姓名錄抄拾芥抄なる姓尸部にもおせて。其訓同じ。印本の訓にキサイチとあるは。後世に私市といへる氏のあるに。混ひたるものなるへし。さて私字をキサイチとよめる由は。前漢書の張放傳に大官私官とある下の服虔か注に。私官皇后之官と見え。武紀云。通證にも此文を引。また後漢書百官志に。中宮私府令一人とも見えたり。私字を後の稱に用たる。漢國の例に據りたる書さまこそ通えたる。かくて私部をキサイチと唱ふは。中昔よりの言便にして。雅しくはキサキベと唱ふべきなり。さて此氏の出自は。姓氏錄右京皇別に。大私部。印本には。私を誤りて松と書り。其は私字を古へは松ともかけるを寫し誤れるなり。開化天皇皇子。産坐命之後也。日本紀漏と見ゆ。敏達天皇よりも前の御世に。後の奉爲に。定置れたりし部に。大私部の氏を賜ひたりしなるへく。敏達天皇の御世に置れたる私部は。それとは別なりしなるへし。此氏。皇極紀五年の條末に。異本に。此歲大神粟隈君私部君使於百濟國也。と見え。姓名錄に阿祇奈君の部に載せ。姓尸錄にも載せて。或無レ戸と注し。併にオホキサイチへと訓り。さて和名抄に丹波國何鹿郡に私部郷あり。東

寺に藏る延喜十七年の丹波國の田券文に。木前郷松部村とあり。松は私にて。古の一の書さまなり。古書に例あり。和名抄には。同國船井郡に木前郷あり。いま何鹿船井兩郡相隣たるをおもへは。もとは同地なりけるが。後に郡に屬けて分れたりしなるへし。又賀茂神記に。壽永三年の社領四十一箇所の中に。丹波國私部庄見ゆ。今何鹿郡に。私市村といふか所在とぞ。私部郷の市場の地なるへし。又和名抄に。因幡國八上郡に。私部郷見ゆ。此郷今は八東郡と分てるかたの郡に入て。キサイチと唱ふと。國人云り。ともに私部に由ありて。負へる地名なるへし。かくて此比都自か氏の私も。私部より出たる氏なるへし。類聚國史天長六年の下に。私朝臣宅繼。三代實錄仁和三年の下に私造萬福と云る氏人見ゆ。又姓名錄抄。一字訓姓の中にも。私ありてキサと訓めり。さて此私も丹波の木前も。雅しくはキサキと唱ふへけれど。徒にキサキと呼はん事の。つきなく憚らしければ。既くよりなへてはキサと稱ひそしけむ。又中昔の軍物語に。武藏七黨と稱へる中にも。私市氏ありて。キサイチとよみ來れり。其ともからを私黨とも云る是なり。其私市もとは。丹波の地名を負たる氏人の。遷り住りしにか。いづれにも私部に由あるへけれど。未考へす。姓名錄抄連の部に。大私キサイチとよめるは。私市の唱に混へたるにて。上に論へる敏達紀に。私部をキサイチとよめる類の誤なるへし。と云れたるは。委しき考なり。なほ大日本史氏族志に。此氏の事。詳に載されたれば。因に此に載す。大私部氏貫于右京。姓氏。聖武帝時。有美濃山方郡人大私部母知賣。東大寺正倉院文書。村上帝時。有史生大私望玄。類聚符宣抄。又有造直

首等姓。疑同族也。元明帝時。有從四位下大私造虎。元正帝時。有正八位下私部首石村。續紀○按大私部。私部。蓋非別氏也。聖武帝時。有出雲熊谷軍團百長。大私部首足國。隱岐周吉郡大領。大私直直繼。越前加賀郡主政。大私造上麻呂。東大寺正倉院文書桓武帝時。有三千葉國造大私部直善人。日本後紀光孝帝時。有大和城下郡人。右近衛將監私造萬福。移隸右京。三代實錄○按。拾芥抄有私部。此本氏後或賜宿願也。圓融帝時。有上野大掾私臣真村。除目大成蓋亦是族也。初稱德帝時。有私市濱人及子廣成。以納物西大寺。竝叙從五位。廣成四世孫家盛。為武藏權守。遂居武藏。子孫分為成木。久下。市田。楊井。草原。河原。太田等諸氏。淺羽本私市系圖曰私黨。家盛六世孫河原太郎高直。次郎盛直。屬源範賴。戰死一谷。源平盛衰記。淺羽本私市系圖。系圖高直盛直。作有國高直。○ごあり。又姓氏錄左京神別。神私造。此私部本には松に作れり。拾芥抄姓名錄抄に。私とあるに據るへし。道臣命八世孫。金村大連公之後也。ごもあり。

夏五月癸酉朔丁丑。遣大別王與小黑吉士。宰於百濟國。王人奉命。為使。三言。宰。於韓。蓋古之典乎。如今言使也。餘皆倣此。大別王未詳所出也。冬十一月庚午朔。百濟國王。付還使大別王等。獻經論若干卷。并律師。禪師。比丘尼。咒禁師。造佛工。造寺工。六人。遂安置難波大別王寺。

丁丑。五日なり。○大別王。注に未詳所出ごあるか如し。集解に。按後文作難波大別王。然則第一皇

子難波皇子也。ご云るは非なり。上宮皇太子善勝傳に。大別王。餘昌王。大唐人也。又云。何佐百濟皇子也。余昌大別王とあるは。ばはつかなき傳なり。○小黑吉士。姓氏錄及史に洩たる姓にて。地名にも京近側にはきこえず。○王人奉命云々三十八字。集解に私記撥入と云り。文中に蓋古之典乎。如今言使なご云る。いかにも疑はしき書様なり。○經論若干卷。扶桑略記に。藥恒法華驗記曰。敏達天皇六年丁丑。百濟國獻經論二百餘卷。此經論中法華同來。なごの文あり。○律師。通證云。實雲經曰。具足十法。名律師。律鈔解題曰。佛言善解一字。名律師。一字者律字也。或人云。此律師は。僧綱の律師とは異なれど。法橋上人位を律師といへるも。是より出たり。次なる禪師も同じと云り。○禪師。又云。善任意天子所問經曰。何等比丘。得名禪師。文殊曰。於一切法。一行思量。所謂不生。若如是。知得名禪師。○比丘尼。又云。名義大論云。比丘名乞士。善見云。尼者女也。釋氏妻覽。尼具云。比丘尼。亦名除饑女。○咒禁師。職員令曰。典藥寮咒禁師二人。掌咒禁事。又持統記に咒禁博士あり。釋に。兼方按之。咒禁師。今世之咒師歟とあり。これらは隋書百官志に。咒禁博士などあるより出て。世に咒禁を以て。疾病を癒しなごする。醫療の方に據れる術なり。此なるは。佛説より出たる咒師にて。其道異なり。通證に。今按。咒禁人見西陽雜俎。咒師見佛祖統記。ごあり。○造佛工造寺工は。佛師及工匠なり。六人は律師以下各一人にて。通して六人なり。○大別王寺は。所在詳ならず。菩薩傳曰。扶桑略記云。六人來朝。安置難波大別寺。又大別王住故云。大別寺。云歟とあり。或説に王下當有等字と云り。秘閣本。別下等字あり。

七年戊戌

七年春三月戊辰朔壬申。以菟道皇女侍伊勢祠。即軒池邊皇子。事顯而解。

壬申は五日なり。菟道皇女は。前後廣姫の生坐る皇女なり。記に字連。帝王系圖及紹運録等に。菟道磯津貝皇女。齋宮。軒池邊皇子。とあるはいと紛はし。此ことは既に上に云へり。○池邊皇子。詳ならず。

八年己亥

八年冬十月。新羅遣枳叱政奈末進調。并送佛像。

枳叱政奈末。奈末は冠號なり。本に末を末に誤る。十一年の。○送佛像。扶桑略記云。敏達天皇八年己卯十月。新羅國獻釋迦佛像。厩戸皇子奏曰。末世尊之。則銷禍蒙福。蔑之則招災縮壽。天皇大悅。安置供養。今在興福寺東金堂。とあるは。此佛像なるへし。この事太子傳曆にもあり。水鏡帝王編年記元亨釋書等に山科寺とあり。即興福寺の事なり。

九年庚子

九年夏六月。新羅遣安刀奈末。失消奈末。進調。不納以還之。

不納以還之。調を納め玉はぬは。任那の事を憤り玉ひし故か。されど前年納め玉ひしを。此年還し玉ふは。他に故ありての事か。詳ならず。

十年辛丑

十年春潤二月。蝦夷數千寇於邊境。由是召其魁帥綾糟等。詔

魁帥者。大毛人也。

曰。惟備蝦夷者。大足彥天皇之世。合殺者斬。應原者赦。今朕遵彼前

例。欲誅元惡。於是綾糟等懼然恐懼。乃下泊瀨中流。面三諸岳。漱

水而盟曰。臣等蝦夷。自今以後。子子孫孫。用清明心。事

奉天關。臣等若違盟者。天地諸神及天皇靈。絕滅臣種矣。

潤二月。潤秘閣本に潤に作る。通證に。潤音潤。此紀聞作潤者。事物紀原。史記曰。黃帝起消息。正潤餘。則閏蓋餘分之月也。黃帝造曆始正之。今訓問爲三字流布。則此義也。とあり。○冠於邊境。天書云。十年蝦夷率兵數萬。冠于陸奥。とあり。○引記。こゝに邊境とあるは。己か境を越て。陸奥の内地まで來れるなり。○魁帥者大毛人也。蝦夷を毛人と書るは。漢土の書によれるなり。通證に引る韓愈送鄭尚書序。海外雜國。若耽浮羅。流求。毛人。夷亶之州。南史倭王東征。毛人。宋史曰。日本國僧齋然曰。國之東境接海島。夷人所居。身面皆有毛。山海經曰。毛人國爲人。身生毛。在支股北。とあり。然るに此に云る蝦夷は。今の北海道の蝦夷にはあらて。出羽陸奥の人を云るなり。こゝに大の字を添て書るは。記傳に。漢には此國を毛人國と云り。この注は。凡て其魁帥なるものを。大毛人と云とにや。と云れたる如くなるへし。さてこの注を集解に。私記の摺入と云れど。なほ本よりの注なるへし。○大足彥天皇之世云々。日本武尊の御時の事なり。○懼然。繼體紀にも出たり。○泊瀨中流。大和志云。城上郡泊瀨川。源

二。一自金山。一自山邊郡並松池。經本郡小夫笠村。至和田村。二水相合。經過初瀬。出雲。黑崎。慈恩寺。金屋。三輪。豐前。至江堤。入城上郡。とあり。○三諸山は。三輪山にて。大三輪大神に面ひて誓奉れるなり。倭國域内にも。殊に由緒ある神に坐すよしを。蝦夷も知ての事か。はた其神の御事を告知らせて。かくは誓はしめたるにもあるへし。○注に八十綿連連とある。一連字は衍なるへし。○事奉は。文字の倒せるなるへし。○此時の事を。聖德太子傳曆太子十歲云。十年辛巳春二月。蝦夷數千寇於邊境。天皇召群臣。議征討之事。太子侍牀。竦耳左右。聞群臣論。天皇召太子。詔曰。汝言如何。奏曰。小兒何足議國大事。然今群臣所議。皆滅衆生之事也。兒意以爲。先召魁帥。重加教諭。取其重盟。放還本洛。加賜重祿。奪其貪姓。天皇大悅。則勅群臣。召蝦魁帥綾糟等。詔曰。惟備蝦夷者。昔大足彥天皇之世。合殺者斬。合赦者放。朕今遠彼前例。欲誅元惡。於是綾糟等怖懼。乃到泊瀬川云々。とあり。

十一年壬寅

十一年冬十月。新羅遣安刀奈末。失消奈末。進調。不納以還之。

十一年の文。九年と全く同じ。もしくは一は重出にもあるへし。

十二年癸卯

十二年秋七月丁酉朔。詔曰。屬我先考天皇之世。新羅滅內官家之國。天國排開廣庭。天皇二十二年。任那爲新羅所滅。故云新羅滅我內官家也。先考天皇謀復任那。不果而崩。不成其

志。是以朕當奉助神謀。復興任那。今在百濟。火葦北國造阿利斯登子。達率日羅。賢而有勇。故朕欲與其人相計。乃遣紀國造押勝。與吉備海部直羽島。喚於百濟。冬十月。紀國造押勝等。還自百濟。復命於朝。曰。百濟國主。奉惜日羅。不肯聽上。是歲。復遣吉備海部直羽島。召日羅於百濟。羽島既之。百濟欲先私見日羅。獨自向家門底。俄而有家裏來韓婦。用韓語言。以汝之根。入我根内。即入家去。羽島便覺其意。隨後而入。於是日羅迎來。把手使坐於座。密告之曰。僕竊聞之。百濟國主奉疑天朝。奉遣臣後。留而弗還。所以奉惜不肯奉進。宜宣勅時。現嚴猛色。催急召焉。

神謀は。通證に謂先考天皇之謀とあるか如し。本の訓は非なり。○火葦北國造は。倭名抄肥後國葦北阿之郡葦北郷是なり。已に景行紀に出。この國造は。國造本紀に。葦分國造。纏向日代朝御代。吉備津彥命兒。三井根子命定賜國造とあり。栗田寛云。三井根子命考なし。續後紀に。承和三年三月己巳。飛騨國人數位三尾臣永主。右京史生。同姓息長等。賜姓登朝臣。實附右京五條二坊。永主稱武意命之後也。とある。三尾臣は。三井根子に由

ありけなり。さるは三尾三井と音の漸近く通ひ。また孝徳紀荒田井直比羅夫。○達率日羅。この人既く百済に住て。其國の  
 天武紀に荒田尾直赤麻呂の。同姓と聞ゆるを。思合せてなりと云り。考へし。○達率日羅。この人既く百済に住て。其國の  
 位を得たりしなり。この事次に云。達率は彼國の二品にあたり。○紀國造の事。既に神功紀紀直の下  
 氏にあり。物に壓勝つ意の稱名なるへし。○吉備海部直。雄略紀七年に出。○百濟國主。考本集解に主を  
 王に作れり。下も同じ。○奉惜。これは今天皇に白す語なるか故に。奉惜と書るなり。集解に奉を眷に  
 改て。眷原作奉。以ニ字形相似ニ誤とあるはさかしらなり。下文なるも同じ。○遣吉備海部直羽島。本に  
 直字脱たり。今考本契沖校本集解等に據る。○家門底。次にも門底下とあり。通證に。字書底下也。朝野  
 僉載我家門戸底とあり。集解に。底疑庭誤と。○以汝之根入我根内。此語何とも聞取かたきを。もさより。韓言  
 はなり。心をやりて。つらつら考るに。汝之根とは汝之體と云ことなるへし。體は身體にて。人にと  
 りては根とも云へきなり。佛書に。眼耳鼻舌身意を六根といへるも。よし有け也。亦我根とあるも。即同じ事にて。我體と云に同じ。さ  
 て汝か身體を。我身體の内に入よと云るは。聞えかたきか如くなれと。それか韓言にて。二人の體を  
 同じく合せよと云ことなるへし。さるは此時羽島か。日羅の門底まで來りて。未其家裏には入らさり  
 しなるを。元より密事を語らんとするには。門底にては。其從僕などの聞及はん事を憚りて。家裏に  
 入れすはあるへからす。よしや家に入れたりとも。傍に閑居る人ありては語るへからす。故吾か身  
 體と。汝か身體とを一ツに合して。誰も聞知まじき密事を告んと。日羅か思慮をめぐらして。家婦に

合せて。かゝる謎語を。羽島に韓言もて云知らせたるものと思はる。羽島便其意を覺ると云ひ。又僕竊  
 聞レ之とあるにて。この語のさまを思ふへき事なりかし。○使坐於座。下の座は訓に據に。通證に云る  
 か如く。席字の誤にもあるへし。使を信友校本に。一本便とあり。是はいつれにてもあるへし。○催急は  
 セマリテなど訓へし。本の訓は聞えかたし。この事のままことに密告なり。

羽島乃依其計而召日羅。於是百濟國主。怖畏天朝。不敢違勅。奉遣  
 以日羅。恩率。德爾。余怒。哥奴知。參官。施師。德率。次干德。水手等若干人。  
 日羅等。行到吉備兒島。屯倉。朝廷遣大伴糠手子連。而慰勞焉。復遣大  
 夫等於難波館。使訪日羅。是時。日羅被甲乘馬。到門底下。乃進廳前。  
 進退跪拜。歎恨而曰。於檜隈宮御。寓天皇之世。我君大伴金村大連。奉  
 爲國家使於海表。火葦北國造刑部。阿利斯登之子。臣達率日羅。聞  
 天皇召。恐畏來朝。乃解其甲。奉於天皇。

奉遣以日羅恩率德爾余怒哥怒知。奉遣以日羅と讀み切るへし。さて恩率云々若干人ありとよむへし。  
 通證云。恩率三品。此爲正使。德爾。余怒。哥怒知。三人名。隸屬日羅恩率一者。故先舉之。とあるか如

し。さて集解に。按據下文恩率參官竊語<sub>三</sub>德爾等。則此恩率脫<sub>三</sub>姓名<sub>一</sub>者と云るはさることなり。今按に姓名は本より脱したるなるへければ。知かたけれど。德率<sub>上</sub>に。大使二字は必あるべきなり。次に參官とあるにても。大使の事なくては叶はず。さて此五人一船に駕したるなるへし○參官<sub>三</sub>施師<sub>一</sub>。本に官を宮に作り。今秘閣本中臣本通證集解等の本に據る。さて通證云。參官猶<sub>三</sub>參軍<sub>一</sub>。謂<sub>三</sub>副使<sub>一</sub>也とあるか如し。この參官もまた姓名を脱したるものか。かくて此施師は。參官に屬せしものとも見へけれど。なほこれは集解に。水手上に移して。參官德率次干徳と連ねたるは是なるへし。通證にも既に然か云り。さらば德率次干徳は。參官の位及姓名とすへし。德率は四品なり。通證に。恩率參官各駕<sub>一</sub>一船<sub>一</sub>見<sub>三</sub>下文<sub>一</sub>とあるか如く。駕船の異なるを以て。かく二に分て記ししものなり。さて施師水手等の事。こゝに記すへくもあらされども。次に若干人とあるより。多くの施師水手ともを。率て來れることに付て。かくは記せるものなるへし。施師の事は既に云り○門底下。通證に舒明紀作<sub>三</sub>門下<sub>一</sub>。即闕下と云り○廳前。倭名抄。廳和名萬豆利古止乃とあり。則後世に政所と云るこれなり。通證に引る史學指南。禮記曰。聖人南面而聽。天下。漢晉以來作<sub>三</sub>聽事<sub>一</sub>。大朝始加<sub>三</sub>門下<sub>一</sub>。とあるか如く。もと政事を聽より起れる字にて。○歎恨。本に歎を難に作る。今秘閣本及集解に。據<sub>三</sub>壹本<sub>一</sub>改とあるに據る○檜隈宮御寓。宣化天皇にます○我君大伴金村大連。通證に。我君蓋親<sub>レ</sub>之之辭。清寧紀曰。大伴大連我君。晉語曰。三世仕<sub>三</sub>家君<sub>一</sub>之。再<sub>レ</sub>世以下主<sub>レ</sub>之。とあるはさることなれど。たゞに親む辭のみにはあらず。栗田寛か説に云。按に先<sub>レ</sub>大伴氏は。姓氏錄。大伴宿禰。高皇產靈命五世孫。天押日命之後也。初天孫彥火瓊々杵尊。神駕之降也。天押日

命。大來目部立<sub>三</sub>御前<sub>一</sub>。降<sub>三</sub>于日向高千穂峯<sub>一</sub>。然後以<sub>三</sub>大來目部<sub>一</sub>爲<sub>三</sub>天朝負<sub>一</sub>。天朝負之號起<sub>三</sub>於此<sub>一</sub>也。雄略天皇御世。以<sub>三</sub>天朝負<sub>一</sub>賜<sub>三</sub>大連公<sub>一</sub>云々。景行紀に。日本武尊東征の條。蝦夷既平。自<sub>三</sub>日向高千穂<sub>一</sub>還之。西南<sub>一</sub>。居<sub>三</sub>是宮<sub>一</sub>。以<sub>三</sub>天朝負<sub>一</sub>賜<sub>三</sub>大伴連之遠祖<sub>一</sub>也。と見えたる天朝負。また朝部と云は。大來目部の石朝を負て。仕奉るより起れる名にして。大伴連に屬たる伴緒なれば。その人よりは。大伴連を君と云へき義理なり。此國造も。何時よりか件の屬下<sub>トモカサ</sub>となりて仕へし故に。次に火葦北國造。刑部朝部。阿利斯登子日羅と見え。朝部を名に負たるを思ふに。欽明御宇に金村連に従ひ行て。百濟に留りしか。今歸朝て。さて當昔の事を思ひ出て。我君云々と云しものなるへし。と云れたるは。宜しき考なりけり。但し金村連に従ひ行てと云るはたかへり。次○奉爲國家使於海表。これは金村大連の命を以て。阿利斯登を海表に使したるなり。大連に従ひ行しにはあらず○刑部は。記允恭段に。爲<sub>三</sub>大后御名代<sub>一</sub>定<sub>三</sub>刑部<sub>一</sub>とある是なり。この大后は忍坂の大中津比賣命也。さて刑部は。記傳の説はあれども。なほ按に。字の如く刑罪を司る職の人なり。名義は押避部<sub>オシヒ</sub>にて。刑人は君主の御許を。押遠さくるならひにて。夫より轉りて。其事を司る職の名にも成れるなり。さて後には。其名を忌しにやありけん。刑部の職名を<sub>ウケ</sub>詔の司と云ひ。持統紀に後には宇多部多々須都加佐と和名抄にあり。されは此國造も。刑部を兼司りし人にて有しなりけり。されは通證に。國造兼<sub>三</sub>帶刑部<sub>一</sub>朝部<sub>一</sub>者也とあるは。右の説によく叶へり。但し允恭記段に。皇后御名代を刑部と云るは。刑部の人の住たる地名にて。職名の刑部にはあらず。○達率日羅。この人百濟の二品の位を受て。其國に<sub>ミヤツカハ</sub>官し居りければ。其を以て。姓名に被らしめて白せるなり○解其甲



云々。己か被たるものなから。異國の制にて希有しければ。今天皇に奉獻れるなるへし。

乃營<sup>イホラテ</sup>館<sup>ムロツキ</sup>於阿斗桑市<sup>アトノサンシ</sup>。使<sup>シ</sup>住<sup>ス</sup>日羅<sup>ニッロ</sup>。供給<sup>コトシヨク</sup>隨欲<sup>ニヨク</sup>。復遣<sup>タテマツ</sup>阿倍目臣<sup>アホノメノミ</sup>。物部贄子<sup>モノベノヒコ</sup>連<sup>ツラシ</sup>。大伴糠手子連<sup>オホトナシノコノツラシ</sup>。而問<sup>シテ</sup>國政<sup>クニノサシ</sup>於日羅<sup>ニッロ</sup>。日羅對言<sup>タテマツ</sup>。天皇所<sup>ミコノミ</sup>以治<sup>シ</sup>天下<sup>ツクニ</sup>。政<sup>サシ</sup>。要<sup>ヒトシ</sup>須護<sup>シ</sup>養<sup>フ</sup>黎民<sup>ニヒト</sup>。何遽<sup>ナニ</sup>興<sup>ス</sup>兵<sup>ヲ</sup>。翻將<sup>カヘテ</sup>失滅<sup>ス</sup>。故今令<sup>テ</sup>議<sup>ス</sup>者<sup>ヲ</sup>仕<sup>セ</sup>奉朝列<sup>ニ</sup>。臣連<sup>ミコツラシ</sup>二造<sup>ニ</sup>。二造者國造伴造也。下及<sup>シ</sup>百姓<sup>ニ</sup>。悉皆饒富<sup>ク</sup>。令<sup>レ</sup>無所乏<sup>ク</sup>。如此<sup>ク</sup>三年<sup>ニ</sup>。足食<sup>ク</sup>足兵<sup>ク</sup>。以<sup>テ</sup>悅使<sup>シ</sup>民<sup>ヲ</sup>。不憚<sup>ス</sup>水火<sup>ノ</sup>。同恤<sup>ス</sup>國難<sup>ヲ</sup>。然後多造<sup>シ</sup>船舶<sup>ヲ</sup>。每津列置<sup>シ</sup>。使<sup>シ</sup>觀<sup>シ</sup>客人<sup>ヲ</sup>。令<sup>レ</sup>生<sup>シ</sup>恐懼<sup>ス</sup>。爾乃以<sup>テ</sup>能使<sup>シ</sup>。使<sup>シ</sup>於百濟<sup>ニ</sup>。召<sup>シ</sup>其國王<sup>ヲ</sup>。若不來者<sup>ハ</sup>。召<sup>シ</sup>其太佐平<sup>ヲ</sup>。王子等<sup>ヲ</sup>來<sup>シ</sup>。即自然<sup>ニ</sup>心生<sup>シ</sup>欽<sup>ム</sup>。伏<sup>シ</sup>。後應<sup>テ</sup>問<sup>フ</sup>罪<sup>ヲ</sup>。又奏言<sup>シ</sup>。百濟人謀言<sup>シ</sup>。有<sup>リ</sup>船三百<sup>ニ</sup>。欲請<sup>フ</sup>筑紫<sup>ヲ</sup>。若其實請<sup>ス</sup>。宜陽賜<sup>フ</sup>予<sup>ニ</sup>。然則百濟欲<sup>シ</sup>新造<sup>シ</sup>國<sup>ヲ</sup>。必先以<sup>テ</sup>女人小子<sup>ヲ</sup>載<sup>シ</sup>船<sup>ニ</sup>而<sup>シ</sup>至<sup>ル</sup>。國家望<sup>ミ</sup>於此時<sup>ニ</sup>。壹岐對馬多置<sup>シ</sup>伏兵<sup>ヲ</sup>。候<sup>シ</sup>至<sup>リ</sup>而殺<sup>ス</sup>。莫<sup>ク</sup>翻被<sup>シ</sup>詐<sup>ス</sup>。每於<sup>テ</sup>要害之所<sup>ニ</sup>。堅築<sup>シ</sup>壘塞<sup>ス</sup>矣。

阿斗桑市。此阿斗を。通證に。推古紀曰阿斗河邊館。城下郡阿刀村。在坂手村東南。今廢。とあり。是れ大和志に

據れるなり。集解も此によれり。按に大和に阿刀と云る地名あることは。雄略紀にも倭國吾儷廣津邑此地未詳。既に云り。と云もあれど。此なるは大和國なるにはあるへからず。此は必攝津河内の内なるへし。まつ攝津國に。此地ありしと思はるゝ事は。天武紀。朱鳥元年正月。難波大藏省失火。宮室悉焚。或曰。阿斗連藥家失火之。引及<sup>シ</sup>宮室<sup>ニ</sup>云々。とあるを以て見れば。攝津國難波に。阿斗と云地ありて。其所に住る阿斗連氏も。其によれるにやあらむ。されどこれはさたかには云かたし。さて河内國なるは。たしかに見えて。用明紀に。物部守屋大連云々退<sup>リ</sup>於阿斗<sup>ニ</sup>。阿斗大連之別業所在地名也。とある。此地は通證にも。河内國澁川郡跡部。今稱<sup>シ</sup>下太子<sup>ニ</sup>と云り。是にてさたかなり。推古紀に。阿斗河邊館とあるは。河内なりや。攝津なりや。詳ならず。守屋大連實人。捕鳥部萬。將<sup>シ</sup>二百人<sup>ヲ</sup>守<sup>リ</sup>難波宅<sup>ニ</sup>云々。造向<sup>シ</sup>茅渟縣<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>異香邑<sup>ニ</sup>と云ふことあり。河内皇別に廣津連と云あり。さらば此河内の阿斗も。本はかの倭國吾儷廣津邑より出て。其廣津連と云は。此地に住しより。此をも阿斗と云しにや。いつれにも一なるへし。さて此に難波館より。阿斗桑市に館を營むといひ。次文に自<sup>リ</sup>桑市村<sup>ニ</sup>遷<sup>リ</sup>難波館<sup>ニ</sup>とあるにても。近き傍なること知られたり。さて桑市は詳ならず。名義は桑を賣<sup>リ</sup>し市ありし地なるへし。本に桑ノと訓れたれど。なほクハイチと訓むへくおほゆ。○阿倍目臣。阿部は氏。目は名なり○物部贄子連は。天孫本紀に。饒速日命十三世物部尾與連公の子。十四世物部大市御狩連公。物部守屋大連公等の弟。物部石上贄古連公。此連公。異母妹御井夫人爲<sup>シ</sup>妻<sup>ニ</sup>生<sup>シ</sup>四兒<sup>ヲ</sup>。小治田豐浦宮御宇天皇御世爲<sup>シ</sup>大連<sup>ニ</sup>。奉<sup>リ</sup>齋<sup>シ</sup>神宮<sup>ニ</sup>とあり。この贄古大連女。宮古郡女ありて。見大市御狩連の妻となりしこと見たり。されど大連と成しこと紀には見えす○國政。考云。國政とは。百濟任那新羅國の治方の事を問玉ふなりと云り。さることなり。なへての

天下の政にはあらず。されは次に要須護養黎民とあるも。無事の民を伐玉はむことに就て白せるなり。通證に。今按是古今神聖治之大綱。可謂善得其對。其對者。日羅果實哉と云るは。あまり解過したる説にこそ。○議者。通證に謂爲政者。不致取至尊也と云り○悉皆饒富云々。このあたりの日羅か奏せる語を見れば。當時朝廷の御政を始め。百姓に至るまで事振はす。且國儲も缺乏しかりけんからに。百濟なごまても。此頃となりては。おほけなく皇朝を伺ふ心を持たりしなり。故に日羅は既く其を察して。まつ己を治め玉はむことを。奏上せしものと見えたり。如此三年。足食足兵。以悦使民。民を悦はしめて使玉ふ事にて。孝徳紀にもこのこと見えたどある言の。大凡の事にあらぬを考へし。○以悦使民。民を悦はしめて使玉ふ事にて。孝徳紀にもこのこと見えたり。家語通運解に。用使民必順。王難注。悦以使民。○客人は蕃客なり○能使は。通證に。謂不辱命之使臣と云り○太佐平。東國通鑑云。百濟古爾王二十七年。置六佐平。並一品。とあり。彼國執柄の臣なり○後應問罪。集解に未建任那之罪狀也と云り○謀言は。當時百濟人の内々に。謀て言を立るさまなり。或説に。問罪此事前件に。百濟の不庭を推て知へし。謀言は百濟人等常に逆心を企。我皇威を耀はむと成なり。然るは新羅我官家の任那を滅したれば。日羅其を復すへき策を構う。却て己か百濟の密事を奏せるを見よ。かれば百濟は。陽に皇國に仕奉ると見せて。内に賊意を包みつるなり。○欲請筑紫。通證に。言百濟三百船人。將投化日本。故欲請筑紫地以居住也。と云るか如し。請を水戸本に詣とあり。それも悪しからず。さらは次なるも其實詣とあるへし○宜陽賜予。通證に。言伴聽以賜與居宅地也と云り○欲新造國とは。筑紫の地を假に請まねして。其所に己か人民を多く住しめて。百濟の屬地と爲さむとする事を。造國と云るなり。女人小子を渡さむとするも。即ち國を建造らむとする謀なり○望於此時。通證に舊讀恐非と云れたるか如し。集解も。なほ誤れり。古本の訓に。望をイカアと讀るにても知へし。

○候至而殺莫爾被詐。通證に。今按。日羅議不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>於新羅。而反毒<sub>三</sub>百濟。如<sub>レ</sub>此甚何耶。蓋當時百濟有<sub>三</sub>異心。故不<sub>レ</sub>肯<sub>レ</sub>建<sub>三</sub>任那。日羅知之。以忠告也。また集解に。按百濟陰謀。在<sub>レ</sub>冒<sub>三</sub>國家。故先請<sub>三</sub>筑紫。陽爲<sub>三</sub>投化之狀。實加<sub>レ</sub>兵也。讀者以<sub>三</sub>聖明王。嘗忠<sub>三</sub>國家。不<sub>レ</sub>悟<sub>三</sub>餘昌之異心。故至<sub>レ</sub>此爲<sub>レ</sub>難<sub>レ</sub>解也と云る。共に云れたる説なり。此後も百濟は。とにかくに異心を懐けるものと見えて。推古紀三十年の處に。田中臣か議に。百濟是多反覆之國。道路之間。尙詐之。凡彼所<sub>レ</sub>請皆非之。とあるなごをも合せ考へし○壘塞。天智紀に壘をもソコと訓り。和名抄塞險惡之處。所以隔<sub>三</sub>内外也。和名曾古とあり。萬葉に壘塞者とあるに。壘塞の義かど。或人云。

於是恩率參官臨<sub>三</sub>罷國時。舊本。以<sub>三</sub>恩率<sub>一</sub>爲<sub>三</sub>一人。竊語<sub>三</sub>德爾等<sub>一</sub>言<sub>三</sub>計<sub>三</sub>吾過<sub>三</sub>筑紫<sub>一</sub>許<sub>三</sub>汝等<sub>一</sub>偷殺<sub>三</sub>日羅者<sub>一</sub>。吾具白<sub>三</sub>王<sub>一</sub>。當賜<sub>三</sub>高爵<sub>一</sub>。身及妻子。垂<sub>三</sub>榮於後<sub>一</sub>。德爾余奴。皆聽許焉。參官等遂發<sub>三</sub>途於血鹿<sub>一</sub>。於是日羅自<sub>三</sub>桑市村<sub>一</sub>。遷<sub>三</sub>難波館<sub>一</sub>。德爾等晝夜相計。將欲殺。時日羅身光有如<sub>三</sub>火焰<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是德爾等恐而不殺。遂於<sub>三</sub>十二月晦<sub>一</sub>。候<sub>レ</sub>失<sub>三</sub>光殺<sub>一</sub>。日羅更<sub>三</sub>蘇生<sub>一</sub>曰。此是我<sub>三</sub>駭使奴等<sub>一</sub>所爲。非<sub>三</sub>新羅<sub>一</sub>也。言畢而死。屬<sub>三</sub>是時<sub>一</sub>。有<sub>三</sub>新羅使<sub>一</sub>。故云爾也。天皇詔<sub>三</sub>贄子大連<sub>一</sub>。糠手子連。令收<sub>三</sub>

葬於小郡西畔丘前。以其妻子水手等。居于石川。於是大伴糠手子連議曰。聚居一處。恐生其變。乃以妻子。居于石川百濟村。水手等居于石川大伴村。收縛德爾等。置於下百濟阿田村。遣數大夫。推問其事。德爾等伏罪言。信是恩率參官教使爲也。僕等爲人之下。不敢違矣。由是下獄。復命於朝廷。乃遣使於葦北。悉召日羅眷屬。賜德爾等。任情決罪。是時葦北君等受而皆殺。投彌賣島。彌賣島。蓋以日羅移葬於葦北。於後海畔者言。恩率之船。被風沒海。參官之船。漂泊津島。乃始得歸。

舊本以恩率爲一人云々の注はいかゞ。恩率參官は。元より一人にあらざること明らけきを。斯ること有へくも非ず。集解に十五字私記摺入と云る。まことに然るへし。竊語德爾等は。恩率參官か。日羅の忠言を仄聞知て。かくは計りしなるへし。○參官等。小山田與清曰。參官上恩率二字を脱せるか。○血鹿。記の國生段に。次生知阿島。亦名謂天之忍男とあり。倭名抄肥前國松浦郡值嘉是なり。天武紀にも松浦郡值嘉島とありて。景行天皇巡幸の時に。志式島の行宮に御在て。西海を御覽し。阿曇連百足をして。此島を察しめ玉ひし事を記して。於茲勅云。此島雖遠。猶見如近。可謂近島。因曰值嘉島。

或有二百餘近島。或有八十餘近島と云り。聖武紀に松浦郡值嘉島とあり。さて三代實錄貞觀十八年三月。參議太宰權帥在原朝臣行平起請。分肥前國松浦郡庇羅兩鄉。更建二郡。號上近下近。置值嘉島云々とありて。奏可せられたれど。和名抄にはなほ松浦郡郷名に載たり。記傳云。按に此島は。今の五島平戸などの島々を總稱なるへし。或人。今筑前肥前の堺あたりより。北の海中に。ちかの島と云ありといへども。それにはあらず。其故は。此島歴史にも見えて。三代實錄の趣も大なる島と聞え。在所もよく叶ひ。風土記に數多くあるよしいへるも。よく叶へればなり。五島平戸は。肥前國の西北方の海より。西方へ遙に聯りて。多くの島々あり。今も松浦郡に屬り。後に平戸と云り。かの庇羅郷より出たる名なるへし。と云り。延喜式雜祭文に。西方遠值嘉ともあり。また萬葉五に。阿遲可遠志智可。板本に遲を。庭に作る。とある。阿遲可も此島の事なるへし。古へは韓國の往來に。皆此島に倚しなりけり。○候失光殺。通證云。言身光隨月盈虧也と云へれど。如何なる由にて人身光の月の盈虧に隨ふと云はされは通えず。さることは人の思慮にて。得計るへき事にはあらずかし。太子傳層にも此人の事を。勇而有計。身有光明。如火焰云々。などあり。○屬此時云々の十一字。信友云。若本文乎と云るはさる言なり。必あるへき文なり。集解に私記摺入と云れしは非なり。太子傳云。十二月晦夕。新羅人殺日羅。更蘇生曰。此是我驅使奴等所爲。非新羅也。言畢而死とあり。欽明紀二十二年。難波大郡下に云ることとも見合すへし。○贊子大連。上文に大字なし。この事上に云り。こゝは取はつして書るなるへし。○小郡西畔丘前。小郡は今の西成郡なりと云り。孝德紀。壞小郡營宮。天皇處小

郡宮とあり。欽明紀二十二年。難波大郡下に云ることとも見合すへし。攝津志に。西成郡。上古難波小郡。日羅墓在。大阪天滿同心町と云り。天滿同心町に市村某と云人ありて古圖をもてるか其邊をも小郡としりし其郡内に日羅の古墳有と或人云へり○石川。倭名抄河内國石川郡あり。石川村と云もあり○生其變は。又妻子をも殺されむとなりと。或人云り○石川百濟村。倭名抄錦部郡百濟あり。石川錦部は隣れる郡なり。さて河内志に百濟今廢とあり○石川大伴村。河内志に。石川郡村。北大友南大友とあり○百濟阿田村。又云石川郡畑村とあり○數大夫。公式令に。司及中國以下五位稱大夫とあれと。上代は推並て尊み稱へりしこと。既に云り○姫島。垂仁紀安閑紀に出。攝津國なり。そこに云り。これを釋紀に。姫島豐後國と云るは誤なり○以日羅移葬於葦北。本に日羅上以字なし。今中臣本に因る。さて通證に引。井澤氏曰。今葦北郡有久多良木。舊名百濟來。此葬日羅之地とあり○津島は。對馬島なり。

十二年甲辰

十三年春二月癸巳朔庚子。遣難波吉土木蓮子。使於新羅。遂之任那。秋九月。從百濟來鹿深臣。闕名有彌勒石像一軀。佐伯連。闕名有佛像一軀。是歲。蘇我馬子宿禰。請其佛像二軀。乃遣鞍部村主司馬達等。池邊直氷田。使於四方。訪覓修行者。於是唯於播磨國。得僧還俗者名高

麗惠使。大臣乃以為師。令度司馬達等女島。曰善信尼。年十又度善信尼弟子二人。其一漢人夜菩之女豐女。名曰禪藏尼。其二錦織壺之女石女。名曰惠善尼。壺此云都符馬子猶依佛法。崇敬二尼。乃以三尼。付氷田直與達等。令供衣食。經營佛殿於宅東方。安置彌勒石像。屈請三尼。大會設齋。此時達等得佛舍利於齊食上。即以舍利獻於馬子宿禰。馬子宿禰試以舍利置鐵質中。振鐵鎚打其質。與槌悉被摧壞。而舍利不可摧毀。又投舍利於水。舍利隨心所願。浮沈於水。由是馬子宿禰池邊氷田。司馬達等。保信佛法。修行不懈。馬子宿禰亦於石川宅。修治佛殿。佛法之初自茲而作。

庚子は八日なり○難波吉士。安閑紀二年に出○鹿深臣。系詳ならず。倭名抄近江國甲賀郡あり。これによれる姓なるへし。氏族志云。甲可氏。按姓氏錄有早可氏一本作甲可蓋是也。權記一條。孝謙帝時。有近江甲可郡大領。甲可臣乙麻呂。東寺醍醐帝時。有伊勢大目甲賀宿禰於雄。除目大村上帝時。有近江甲可

是茂一初野軍載。按日本書紀敏達帝時有鹿深臣。鹿深與甲可。別讀相通。疑是族也。據日本紀聖武帝時。有田可臣。田可臣。田蓋甲之部。併附待。後考。彌勒石像。今在右京之元興寺東金堂。扶桑略記に。平氏傳難勘文抄也。この事を記して。巡禮記云。十三年春二月。蘇我大臣始造寺。北僧坊彌勒石像一尺許。居足下。是日本最初佛也云々。或傳裏書云。此石像今在多武峯。本在飛鳥寺。陵遲之故。押取歟。未詳云々。然愚僧先年彼峯巡禮之時。以同山別院般若寺欣蓮房阿闍梨之緣。親拜二件尊像之處。無風勢。救世觀音之像也。不可思議事也。此事真言宗有秘藏習。可聞口説。とあり。これは彌勒石像の事か。また佛像一軀とある方の事か。詳ならず。○鞍部村主。河内志に。鞍作故居。河内國澁川郡鞍作村。百濟工人多須那歸化。賜姓鞍作。其子都理。善造佛像。世稱禽佛師。太子厩戸寵而居此。とあり。○司馬達等。元亨釋書云。司馬達等南梁人。繼體天皇十六年來朝。于時此方未有佛法。達等於和州高市郡坂田原。結草堂。奉佛。世未知佛。號曰異域神。とあり。さて或人云。司馬達等は舊姓司馬にて。名は達等なるへし。然れば鞍部を玉はりて後。猶姓を重ねて鞍部司馬と云るか。次に達等とのみあるを思へと云り。○池邊直。姓氏錄和泉諸蕃。池邊直。坂上大宿禰同祖。阿智王之後也。とあり。倭名抄十市郡池上などに據れるか。○氷田。本に氷を水とあり。今釋紀及下文に據る。○使。本に便に作る。今秘閣本考本及集解通證に據る。○修行者。法華經云。見彼諸比丘尼。優婆塞。優婆夷。諸修行道者。○僧還俗者。通證云。吏學指南。還俗謂僧道犯罪歸宗者。歸俗謂僧道無罪自願歸宗者。今按諸書不必分別。と云り。さて是は韓人なから。皇國に僧といふものゝ出來たる始なり

○高麗惠使。元亨釋書云。釋惠使高麗國人。於播州得似比丘者。問之。對曰。此方不敬沙門。故我混俗耳。乃便也。馬子貴爲師とあり。この事太子傳曆にもあり。上宮皇太子菩薩傳に。惠使還俗人也。雖不能師位云々。又建興寺緣起云。大臣即喜令出家。とあり。○善信尼。元亨釋書云。崇峻天皇元年。付百濟使。發遣學問。三年還櫻井寺とあり。菩薩傳にも。此尼自百濟還來。住櫻井寺。五戒持人也。第五信也。故云善信。彼寺在大和國櫻井寺とあり。尼は崇峻紀阿尼とあり。名義集文句曰。通稱女爲尼。又曰。阿摩此云女母。私記曰。阿摩梵語也。とあり。○漢人は姓なり。夜菩は名なり。本元興寺緣起には。阿野師保斯とあり。姓氏錄。右京諸蕃。漢人。百濟國人多夜加之後也。また未定姓に。漢人漢人罵之後者不見ともあり。思一本累。通證に。此の漢人を謂南梁人也とあるは非なり。○錦織。姓氏錄。右京諸蕃。錦織村主。韓國人波努志之後也。山城諸蕃に。錦部村主。錦織村主同祖。波能志之後也とあり。續後紀六十錦部村主氏賜審良宿禰とあるは此氏なり。また河内諸蕃に。錦部連。二善宿禰同祖。百濟國速古大王之後也。また和泉にもとあり。右の如く錦織氏は蕃別二流ある中に。此なるは何れの方なるか。詳ならず。今一姓氏錄山城神別に。錦部首。神饒速日命十二世孫。物部目大連之後也とあれと。それにはあらし。なほ仁德紀四十一年。錦織首の下併考へし。○壺は名なり。下に引續記には。都符等とあり。よみかたし。注壺此云都符とある都を。本に部に誤る。今考本通證集解等に據る。○馬子。例によらは宿禰二字あるへきなり。○屈請三尼。本に屈請をイナセと訓るは。イマセの誤なり。上宮太子傳拾遺記第二云。本元興寺緣起曰。同癸卯。稻目大臣子馬子宿

禰。得國内夫筮卜。同時言。是父世祠神心也。時大臣恐懼。而欲弘佛法。即求可出家一人。無應者。但  
是時針間國有脫衣高麗老比丘名惠便。與老比丘名法明。時按師首達等女。斯末賣年十七在。阿野師保  
斯女。等已女。錦師都瓶善女伊志賣。合三女等。就法明。受學佛法。在。俱白。我等為出家。欲受學佛  
法。白。大臣即喜令出家。鳥女法名善信。善已賣法。一名釋藏。伊志賣法名惠善。爾與大臣。大王。池邊皇子二柱。歡喜請櫻井道場。令住  
あり。此紀と聊か異なり。上宮太子善德傳と云。書にも此事あり。○設齋。通證云。齋宮式忌詞。齋稱三片膳。今俗稱之  
時。釋氏要覽。佛教以過中不食名齋。とあり。元享釋書會儀志云。蕭梁武帝中。大道元年。京城大疫。帝  
於三重雲殿。為百姓。設救苦齋。復幸同泰寺。設四部無遮會。陳武帝永定三年。大内設仁王大會。文帝  
天嘉四年。於太極殿。設無導大會。後主至德二年。召智聚法師於大極殿。講金光明經。李唐懿宗禁中  
設萬僧齋。などあり。○佛舍利。通證云。釋迦佛傳曰。化火三昧。得舍利八斛四斗。名義集。舍利此云骨  
身。又云靈骨。とあり。なほ舍利にも種々あることなど。釋氏要覽に見えたり。○於齋食上。又云。冥報  
記曰。岑文本食齋。於自食椀中。得舍利二枚。さて太子傳曆にては。此齋食上に舍利を得たるは。十  
四年の大會設齋の時のこと。為り。其文に大臣謀感舍利。三七日後。齋食之上得舍利一枚。大如胡  
麻。其色紅白。紫光四周。淨水不沈。穿半而居。投舍利於水。隨心所願。浮沈於水。鍛擊不碎。彌吐  
妙輝。云々とあり。○即以舍利。本に即字なし。秘閣本及上宮太子傳拾遺に。日本紀文を引るにはこの字  
あり。據て今補つ。○打其質與鎚悉被摧壞。通證云。詩名義疏謂。猿齒可鍛。佛牙佛骨。以鐵椎之。鐵皆

碎落。○舍利不可摧毀。又云。法苑珠林。若佛舍利。推擊不破。弟子舍利推。試即碎。○保信。秘閣本中臣  
本及拾遺記に。保を深に作れり。是なるべし。○石川宅。大和志云。高市郡石川廢精舍。石川村古趾。今有  
本明寺及石浮屠。高丈許。

十四年乙巳

十四年春二月戊子朔壬寅。蘇我大臣馬子宿禰。起塔於大野丘北。大會  
設齋。即以達等前所獲舍利。藏塔柱頭。辛亥。蘇我大臣患疾。問於卜  
者。卜者對言。崇於父時所祭佛神之心也。大臣即遣子弟。奏其占狀。  
詔曰。宜依卜者之言。祭祠父神。大臣奉詔。禮拜石像。乞延壽命。是  
時國行疫疾。民死者衆。

壬寅は十五日なり。○塔。通證云。齋宮式。塔稱阿良々岐。蓋阿蘭若之義也。按。此説は強言なり。塔の形は。圓意  
なりと云り。明惠俗さば。釋氏要覽。梵語塔婆。此云高顯。今略稱塔也。説文西域。浮屠也。或七級九級至三十三  
級。などあり。○大野丘北。大和志云。高市郡大野丘塔。吉蹟在和田村。礎石猶存とあり。天武卷なる大野。又式  
平氏傳難勘文抄云。大野岳北事。扶桑舍利集云。大野岳者。今豐浦寺東佛門之處也。今元興寺是也云々。  
引之。本元興寺緣起云。春二月戊子朔壬寅。島大臣起刹柱於大野岳北。大會設齋。即以達等前獲舍利。

藏柱頭。大野岳北地者。今起豐浦寺之處也。其舍利種々寶物。今藏元興寺塔柱礎中一也とあり。この文。上宮太子拾遺傳に引る。元興寺流南遊行囊抄中六之云。元興寺自飛鳥村西南。久米寺へ行方にあり。豐浦村の内なり云記と云ふものにもあり。

豊浦飛鳥寺とも一所二名なりとあり。拾遺傳云。本元興寺四門額面各異也。西門元興寺。南門飛鳥之寺。東門品幡寺。北法興寺云々とあり。聊異なり。なほ此寺の事は下に云ふ○達等前所獲。本に前字なし。今秘閣本及拾遺傳。及雜勘文抄引本にあるに據る○藏塔柱頭。太子傳曆云。大臣納瑠璃壺。且夕禮拜。舍利常旋壺裡。或爲三三二。或時爲五六。無有定數。太子臨禮拜。謂大臣曰。是謂眞形骨舍利。大臣設會。安塔心頭下。とあり○辛亥。二十四日なり○佛神。通證云。私記曰。神字不讀。今按。西域記謂佛爲佛神。と云り。法華經序品曰。諸佛神力智惠希有とあり。さて一訓にナカコと訓るは。齋宮忌詞なり。心の義か。詳ならず○父神。太子傳曆に。ト崇父時所祭神之祟。即奏聞。通證に。父時所祭之佛也。非父之神靈と云れたるか如し。こゝにては佛を神と云へるなり。私記に。神字不讀とあるはいか。上に引る拾遺傳には。父世祠神心也とあり○石像は。上文に所謂彌勒石像。及佛像一軀とある。是なるへし○國起疫疾。下に屬此之時。天皇與大連率患於瘡云々。又發瘡死者。充盈於國云々とあり。そこに云ふ。

三月丁巳朔。物部弓削守屋大連。與中臣勝海大夫。奏曰。何故不肯用

臣言。自考天皇。及於陛下。疫疾流行。國民可絕。豈非專由蘇我臣之興行佛法歟。詔曰。灼然宜斷佛法。丙戌。物部弓削守屋大連自詣於寺。踞坐胡床。斫倒其塔。縱火燔之。并燒佛像與佛殿。既而取所燒餘佛像。令棄難波堀江。是日無雲風雨。大連被雨衣。訶責馬子宿禰與從行法侶。令生毀辱之心。乃遣佐伯造御室。更名於閭闔也。喚馬子宿禰所供善信等尼。由是馬子宿禰不敢違命。側愴啼泣。喚出尼等。付於御室。有司便奪尼等三衣。禁錮楚撻海石榴市亭。

中臣勝海大夫。系未詳。集解に。蓋鎌子之子と云れど信かたし。さて此人用明紀二年に害せられたり○奏曰。水戸本に。按守屋勝海先是無奏言。尾與鎌子奏廢佛法。今蓋指此而言乎とあり。さもあるへし○陛下。秘閣本陸を階に作れり○丙戌。三十日なり○無雲風雨。平田翁云。これそいかにも。佛法を弘めむとする。禍神の心と見ゆと云れたり○雨衣。倭名抄行旅具。唐式曰。三品以上。若遇雨着雨衣氈帽。至殿門前。雨衣和名阿萬岐沼とあり。中山美石か後撰集新抄一。ふる雪のみのしろ衣の注に云。石原正明云。蓑代衣は雨衣と云。今合羽と云ものなり。平絹に蠶を引きたるものなり。雨衣と云

文字。台記仁車記等に見えたりとあり。○佐伯造。仁賢紀五年に出。或人云。御室は刑部の官人なるへ  
じと云り。○注の也字。衍なるへし。○三衣。釋氏要覽云。法衣篇曰。三衣蓋法衣有三。一僧伽梨。即大衣  
也。二罽多羅。七條也。三安陀會。即五條也。此是三衣也。若呼七條偏衫。爲三衣。者上誤之とあり。○海石  
榴市亭。この地の事は武烈紀に出。さてかく市にしも引出て撻たるは。あまねく人に見せしめんと  
り。尙書に其心愧耻若撻於市などあり。亭。は馬屋館にて。驛と同じ。平氏傳雜勘文上に引。本元  
興寺流記云。遣佐傳岐州牟留古連。召三尼等泣而出往。現本臣將三尼等。至都波岐市長屋とあり。本  
臣詳か。○楚撻は。尻方打なり。又尻肩打か。

天皇思建任那。差坂田耳子王爲使。屬此之時。天皇與大連。率患於  
瘡。故不果遣。詔橘豐日皇子曰。不可違背考。天皇勅。可勤脩乎任那  
之政也。又發瘡死者。充盈於國。其患瘡者言。身如被燒。被打被摧。啼  
泣而死。老少竊相謂曰。是燒佛像之罪矣。夏六月。馬子宿禰奏曰。臣  
之疾病。至今未愈。不蒙三寶之力。難可救治。於是詔馬子宿禰曰。汝  
可獨行佛法。宜斷餘人。乃以三尼。還付馬子宿禰。馬子宿禰受而歡

悅。嘆未曾有。頂禮三尼。新營精舍。迎入供養。

或本云。物部月削守屋大連。大三輪逆君。中臣磐余連。俱謀滅佛像。

法。欲燒寺塔并棄佛像。上馬子宿禰諍而不從。

坂田耳子王。欽明紀三十二年。王を郎君に作れり。此も王は恐くは君字の誤なるへし。王と云へき  
よしなし。○患於瘡。これ疱瘡なること。欽明紀に云り。平田論は。瘡瘡の通證云。聖武紀曰。天下患碗豆瘡。俗云。裳瘡。今俗謂之伊毛。蓋忌也。以其多禁忌得名。按。裳瘡は面瘡の義なるへし。夫痘者西戎之疾。瘡瘍之疫。故其名不古見。其症不常在。痘家諸書言。自馬授征交趾始。此屬後漢之初。與佛法東漸相因。而我邦之患此瘡。亦自西蕃來。佛像始。蓋是人所中其氣。以傳染之也。詎知是致佛之殃。而非燒佛之罪也。吁。と云り。さる言なり。○三寶。釋氏要覽三寶篇曰。三寶謂佛法僧也。とあれども。此にてはたゞ佛の事なり。○嘆未曾有は。法華經等に見えたる經語なり。○頂禮。楞嚴經等に見ゆ。頂戴禮拜なり。また伏地頂禮など云。ことも見えたり。興清曰。此行文理不確。蓋頂且二字。作且。且。○精舍は。一切經音義云。非由其舍精妙。良由精練行者所居也。釋氏要覽釋迦譜曰。息心所棲曰精舍。などあり。さて此寺は。通證に即石川精舍在高市郡と云り。○中臣磐余連。磐余は名なり。此人詳ならず。

秋八月乙酉朔己亥。天皇病彌留。崩于大殿。是時起殯宮於廣瀨。馬子



宿禰大臣佩刀而誅。物部弓削守屋大連。听然而咲曰。如中獵箭之

雀鳥焉。次弓削守屋大連。手脚搖震而誅。馬子宿禰大臣咲曰。可

懸鈴矣。由是二臣微生怨恨。三輪君逆。使隼人相距於殯庭。穴穗部

皇子欲取天下。發憤稱曰。何故事。死王之庭。弗事生王之所也。

巴亥。十五日なり。崩。さきに屬。此之時。天皇與大連率患於瘡とあり。こゝに天皇病彌留崩于大

殿とあるなど。何とかや天皇大連か。佛像佛閣を燒毀たれたる事ゆゑ。其祟にて病を受け。遂に崩し

玉へるやうに聞ゆるは。其世に馬子の徒か。かく言觸したるまゝを記したるものと見えたり。まこと

の佛の祟りにもせよ。かく記しては正史の體にあらずと。平田翁のいはれたる。さることながら。撰

者舍人親王。佛を尊信し玉へる心から。とかく悪さまに書取られ玉へりとまで云れたるは。餘りなる

論なり。たゞ其世に記したるまゝを。取られたるにこそあれ。故らに書曲け玉へるには非ざるなり。

この次の御代のあたりの紀文。大方し。さて此天皇の崩年のこと。上宮法王帝説云。他田天皇治天下二十四年。注

云。古事記。乙巳年八月崩。書紀同。古事記細注云。甲辰年。四月六日崩。與此及書紀異。大日本史天皇崩下に。本書享年缺。神皇正統記。如是院

年代記。並曰六十一。皇代記。皇年代略記。歷代皇紀。皇胤紹運錄。並四十八。末知孰是。水鏡愚管抄。作

二十四誤とあり。廣瀬は。大和國廣瀬郡なり。陵地は崇峻紀に見えたり。誄をシノヒコトと云るは。

續紀天平神護二年正月甲子詔に。藤原大臣。復後乃藤原大臣爾賜天在留。志乃比己止乃書爾。勅天在久云

々とあり。この事は此の卷より末の卷々に。誄をみなしかよめり。此字累舉其平生實行爲誄。而定

其諡以稱之也。また哀死而述其行之辭也など注したる。皇國のしのひ詞も其意なり。推古紀に。

改葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵。是日誄於輕街。第一阿倍內臣鳥誄。天皇之命。則奠靈明器明衣之

類。萬五千種也。第二諸皇子等以次第各誄之。第二中臣宮地連鳥摩侶。誄大臣之辭。第四大臣引卒八

腹臣等。便以境部臣摩理勢。令誄氏姓本一矣。時人云。摩理勢鳥摩侶二人能誄。唯鳥臣不能誄也。とあ

るを始めにて。次には皇極紀。また天武紀持統紀に見え。續紀にも次々に見えたり。詔詞解云。そも

〱上件書紀に誄の事を記されたる様を見れば。其儀式又其詞。さまざまの事ありしとおほゆ。誄其

事誄某事とある。其詞とも。いかなる様のことともなりけむ。其文いとゆかし。能不能とあるを

思へは。其詞を造るも。讀も。たやすからさりしほどしられて。いかにめてたくあはれなりけむ。其儀

式も詞も絶て世に傳はらす。いといとあたらしき事なり。誄とて記されたるは。たゞ延暦二十五年。桓

武天皇崩の時。夏四月甲午朔。中納言正三位藤原朝臣雄友。率後誄人左方中納言從三位藤原朝臣内麻呂

云々等。右方權中納言從三位藤原朝臣乙叡等。奉誄曰。畏哉。平安宮爾御坐志。天皇乃。天都日嗣乃御

名事遠。恐牟恐母。誄白。臣末。畏哉日本根子天皇乃。天地乃共長久。日月乃共遠久。所白將去御諡止。稱

白久。日本根子皇統彌照。尊止。稱白久止。恐牟恐母誄白。臣末。また天長元年平城天皇崩の時の此二つ。

類聚國史に見え。さては續後紀に。承和七年淳和天皇崩の時の一つ見えたと。合せて三のみなるを。其文みな。件の延暦の度のご全同しことにて。これらは彼くさくさの事を申し。古のとはこよなくことそきて。只形はかりとこそ聞えたれ。さて件の誅に。天都日嗣乃御名事遠誅白とあれば。誅はすへて後の御諡につきての事か。説文に誅諡也とも注したり。又は件の誅は。たまたま御諡の事を申せるゆゑに。分て御名事とは申せるか。さて又孝徳紀に。凡人死亡之時云々。或爲亡人斷髮。刺股而誅。如此舊俗。一皆悉斷。とあるを見れば。貴人のみならず。古へは下さままで。誅はせしことと見えたりと云れたり。今は處々はふきて出せり。なほ本書に付て見へし。 ○佩刀而誅。これも儀式のあることなりしなるへし。○中獵箭之雀鳥。通證に引ける東鑑。保元物語等。所謂野矢也とあるは。據あることか。軍器考四に。野箭といふもの。ゆる。たゞし日本紀には。野箭と記して。シヤとよみたり。此物野矢と名つけ云ことは。いつれの比にや始りぬらむ。遺書抄の中に。野矢と記したるは。しかるへからず。又ある人の。野箭とは即ち征矢をいふなりといひしは。最も誤れる事にあるへき。保元物語の異本(牛井通仙院家藏の本)編四八郎の大矢のこと。しるしたりけることは。征矢をも能利にてはばかさりけり。まして野矢は暗のあらはこそ。能利にてはばかめ。夜裏朝夕の狩なれば。昨日はいたるは。今日の狩に射損ず。今日はく矢は。明日の狩の料。常の狩なれば。鹿も羽もこらへさりければ。鹿の羽も鳥の羽も。はき附はきつぎはきしよししるせしは。野箭すなはち。本の訓に獵箭をシヤとあるは。前にて。征矢にはあらぬ體なるへし。と云れたり。今云。なほ野矢と征矢との別を云れたり。 承る所ありて訓るなるへし。さるはシシ矢は。鹿見矢と云るに同じく。いと大きな矢なるを。小き雀鳥の負へるさまの。似つかはしからざる譬に。云るものとおもはるればなり。さておもへは。記傳にカリヤと訓れたるは。却て非なるへし。故釋紀に。兼方按。大臣佩刀大而。不三相應之喻也。とあり。○注搖震戰慄也の五字は。決く私記の機入なり。○可懸鈴。釋紀兼方案之。大連手脚搖震之間。令咲之狂言

也。○穴穗部皇子は。欽明皇子にて。天皇の異母弟に坐り。○三輪君以下の事は。用明紀に詳なり。さて思ふに。用明紀に。夏五月。穴穗部皇子。欲奸炊屋姫皇后。而自強入三殘宮。寵臣三輪君連。乃喚兵衛。重環宮門。拒而不入云々とある文に據るに。この三輪君の上に。必ず脱文あるへし。さなくては此は何の事とも通えかたし。○生王は。穴穗部皇子みよつからをさしていふ。

### 日本書紀卷第二十終

秘閣本中臣本終字なし

日本書紀通釋卷之五十二

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十一

橘豐日天皇 用明天皇

泊瀬部天皇 崇峻天皇

橘豐日天皇 用明天皇

法王帝説に。多至波奈等已比乃彌己等に作り。已字をヨと訓むへき音注あり。隋書高祖紀云。眷言誠節實有可嘉。宜下超恒賞。用明中祖勳也。

橘豐日天皇。天國排開廣庭天皇第四子也。母曰堅鹽媛。天皇信佛法。尊神道。十四年秋八月。淳中倉太珠敷天皇崩。九月甲寅朔戊午。天皇即天皇位。宮於磐余。名曰池邊雙槻宮。以蘇我馬子宿禰爲大臣。物

用明天皇紀

部弓削守屋連爲大連。並如故。

神道は。皇祖天神を始め。天神地祇の立賜行玉ひし道なり。神道文字初て此に見えたれど。後世に云か如き。道々しき行ひありて。其教を指るにはあらず。然るにこゝに。通證集解などに。周易なる聖人以神道設教。而天下服矣。とある語を引たるは。甚しき非なり。漢土の聖人が立たる神道といふもの。眞の神の始めし道にあらず。たゞ神妙なる道理と云ふことこそあれ。祀序に神理とあるも同じ。さる空理を尊み玉ひしにあらず。祖宗の道を尊み玉ひしなりけり。○戊午は五日なり。○即天皇位。大日本史に。皇年代畧記云。年六十七。按本書享年開。故不書とあり。太子傳曆に。天皇以敏達天皇崩年九月即位。不稱即位。とあるはいかなる義にか詳ならず。○宮於磐余。本に宮を館とあり。今中臣本に據て改む。下文に宮於倉梯とあるも此例なり。舊事紀には都に作れり。集解はそれによりて改めたり。館は決く誤字なり。○池邊雙槻宮。記に坐池邊宮。治天下。參歲とあり。記傳云。池邊。伊氣能辨と訓へし。和名抄。讚岐國名池邊伊介乃倍とある。是傍例なり。但辨の清濁はいかならむ。和名抄に大和國十市郡池上郷の地なり。萬葉七に。池邊小槻下とあるは此地か。八に。御在西池邊云々。これはた眞人。池邊直など云姓は。此地よりそ出けむ。さて此地名は。石村池の邊なるを以て。負へるなるへし。石村池は履中卷に。二年十一月作磐余池と見え。繼體卷歌。又萬葉三にも見ゆ。續紀五に石村池邊宮御宇聖朝。二十八に池邊雙槻宮御世など見ゆ。雙槻とは。此地に大木の槻の。二木殖りしに因て。負せたる宮號なるへし。大和

志に。此宮今の安部の長門邑と云處なりと云り。又石寸山口神社も。長門邑にありて。今稱雙槻神社と云り。聖德太子傳曆備講云。拾遺記曰。磐余池邊雙槻宮。阿部寺北山北今日長門里。是其墟。東有松本山とあり。この事拾遺記にも見えたるは。松本山を杉本山とあり。藤部社要覽に。安部村大字阿部の内。長門字ウエノ。これ皇居の一局部なりとあり。

壬申詔曰。云々。以醉香手姫皇女。拜伊勢神宮。奉日神祀。自是皇女。皇時。遷于炊屋姫天皇之世。奉日神祀。自退萬城。而薨。見炊屋姫天皇紀。或本云。三十七年間奉日神祀。自退而薨。

壬申。十九日なり。○云々。集解に。按轉寫者省文不載。其文遂滅。以下紀。及三代實錄等往々有之。と云り。轉寫よりつひにかなりしなるへし。○醉香手姫皇女。天皇皇女なり。下文に見ゆ。此御名上宮法王帝説に須加氏古女王。補闕記に菅手古王。傳曆に菅手女王とありて。何れも同じきを。記には須賀志呂古郎女とあり。記傳云。志呂は代か。代を互と云例。此と云り。證注には。按古事記。蓋本作須賀代古。後人誤讀。代爲志呂。遂作須賀志呂古也。とあり。通證云。神名式添下部菅田神社。今謀平群郡。菅田村。有菅田池。千載集云。戀乎乃美菅田乃池爾云々と云り。さて此皇女。入鹿に害せられたまひたり。○是皇女云々。注文。類史一本に本文と爲せり。○日神祀。本に神一神字あり。今は中臣本及通證引一本。類史になきに依て削る。○退萬城は。皇女の御母廣子。萬城直磐村女なるか故なり。下に出。○見炊屋姫天皇紀とあれども。推古紀に載せず。○或本云。三十七年間云々。帝説云。此王拜祭伊勢神前。至于二天皇也とあり。三代は用明崇峻推古なり。記傳云。此王三代

の間。伊勢齋と坐つるは。大御父天皇の崩坐し時も。退坐ざりしなり。これを以ても。古に服と云事無かりしを知へしと云り。

元年丙午

元年春正月壬子朔。立穴穗部間人皇女。爲皇后。是生四男。其一日厩戸皇子。更名耳聰。聖德。或名豐聰。此之皇子初居上宮。後移斑鳩。於豐御食炊屋姫天皇世。位居東宮。總攝萬機。行天皇事。語見豐御食炊屋姫天皇紀。其二曰來目皇子。其三曰殖粟皇子。其四曰茨田皇子。

穴穗部間人皇女。天皇の御異母妹なり。上に出。○爲皇后。帝説に爲太后とあり。同じ事なり。○厩戸皇子。御名義推古紀に出。推古紀に橘豊日天皇第二子也とあり。さて次なる田目皇子を。法王帝説に聖王庶兄とあれは。田目皇子第一子に坐なるへし。○耳聰。舊事紀には豐耳聰とあり。通證云。耳聰與八耳。意同。謂聰明也と云り。次に云。○聖德。私記に音讀とあり。○豐聰耳。記に上宮之厩戸豐聰耳命とあり。推古紀にも。上宮厩戸豐聰耳皇子命とあり。記傳云。聰耳は刀美々と訓へし。利耳の意なり。字鏡に。聆止彌々。又耳止之とあり。竟寔集に。此太子をよめる歌に。豐與止美已とある。美已は美々を誤れるなるへし。續後紀四に。矢田部造聰耳と云ふ人名も見えたり。と云り。推古紀云。生而能言。有聖智。及壯。聞十人訴。以勿失云々とある。此義なり。なほ次に靈異記の文を引り。○法大王。潛確居類書。方外部佛

號曰法王。法華經法王無上尊。などあるか如き御名なるへし。さて此御名は。豐聰耳とは引放れて。別に一の御名か。上なる聖徳も同じ○法主王。主を本に王に作る。今傍訓及上宮帝説。及集解に據て改。右の種々の御名の事。靈異記にも。聖徳皇太子有三名。一號曰厩戸豐聰命。二號聖徳。三號上宮也。向厩戸一産。故曰厩戸。天年生知。十人一時詔白之狀。一言不誤。能聞之別。故曰豐聰耳。進止威儀似僧而行。加以制勝鬘法華等經疏。弘法利物。定考績功勳之階。故曰聖徳。天皇宮住上殿。故曰上宮皇也。法王帝説に。令住宮南上大殿。故號上宮王。とあり○此之皇子。中臣本に此之二字是一字に作る。さて一本に。以下至天皇紀四十五字分注とあり○上宮は。記傳云。推古卷に。天皇愛之令居宮南上殿。故稱其名謂上宮云々とあるに依に。大宮の南に。別に上宮と云ふ宮の有て。上殿と書れたるは文なり。宮南とあるは。其は殊に上れる。やむことなき宮なりし故に。上宮とは稱けられたるなるは。別に一の宮なること著明し。名とされる後を以て。初へ及ほして云へるなり。文のさま。たゞ彼宮を指す。さて此地名今に遺りて。十市郡に上宮村あり。池邊宮の地に近し。宇閉能美夜と呼ふなり。然れば此御名も然訓へきなり。武郡云。集解に。大和志曰。皇宮在十市郡。而上宮寺在高市郡。十市郡高市郡。其界相控と云るは地理たかへり。書紀にカムツミヤと訓るは。たゞ字に就てあるへきまゝに訓るにて。此地名を尋ねての訓にはあらず。さて今の世に遺れる古の地名。おのつから説れるは多けれども。かむつみやを易へて。うへのみやと云か如き例は。をさをさなければ。初より宇閉能美夜とぞ唱へけむ。

但もとは上國などの例の如く。宇波都美夜と云しを。今うへのみやと云むことはあるまじきに非ず。古都と云しを。後に能と云例は多ければなり。さて此宮の事を。太子傳曆に今謂坂田寺。是其宮處矣。と云へるはいかゝあらむ。坂田寺は。書紀此卷。又推古卷に。南淵坂田寺とありて。其寺は高市郡坂田村にあり。池邊宮より南方にはあれども。猶上宮村を。其跡なるへく思はると云り。拾遺記に引る明一傳。住大宮南上殿。故稱上宮。厩戸豐聰耳皇子。今謂橋尼寺。是其宮處矣。文。而橋寺東南之邊。相承田地文書。于今有厩戸之號。此又眼前真證也。又天台付法緣起者。傳教大師製作也。其中明一傳不獨一字。被書載之。以知可信。成實傳也。尤可歸信者也。とあり。此説も疑はし。な。○班鳩。此地の事。推古紀九年。皇太子初與宮室于班鳩。とある下に云へし。訓義は雄略紀八年に出。來目皇子。記に久米王とあり。記傳云。御乳母の姓か。姓氏錄に。久米朝臣。久米臣。久米直などあり。又地名にてもあらむ。高市郡と云へり。さて此皇子。推古紀十年に擊新羅將軍。十一年に薨。於筑紫とあり。記傳云。續紀二十八に。參議從三位山村王薨。備豐日天皇。久米王之後也。姓氏錄に。登美真人。出自。自。證用。の御子と傳へたるにもあるへし。蓋然らば。來目とは後にさかし。○殖粟皇子。記に植粟王とあり。記傳云。御乳母の姓か。姓氏錄に殖粟連あり。又地名か。神名帳に城上郡殖粟神社あり。書紀天武卷に同名見ゆ。姓氏錄に。姓。とあり。體武紀に從五位上。姓。○茨田皇子。記に次茨田王四字脱たるを。延佳本古訓本には。此紀に據て補ひたり。法王帝説にも。御乳母の姓か。姓氏錄に。茨田連。茨田勝。茨田宿禰等あり。別。また諸蕃に茨田勝あり。又地名か。河内國茨田郡あり。さて繼體天皇の皇女に御同名あり。

立蘇我大臣稻目宿禰女石寸名爲嬪。是生田目皇子。更名豐浦皇子。葛城直磐村女廣子生一男一女。男曰麻呂子皇子。此當麻公之先也。女曰酢香手姫皇女。歷三代以奉日神。

石寸名爲嬪。法王帝説に蘇我伊奈米宿禰大臣女子。名伊志古那郎女。とあり。此と略同じ。一本には古を名義詳ならず。記にはこれを意富藝多志比賣とあり。傳説同じからず。但し欽明紀にも。妃蘇我大臣稻目宿禰女。曰堅鹽媛。生七男六女とあり。この意富は大なり。記傳云。此名に疑あるは。彼と同名にて。此は大と云るは。姉と聞えたるに。彼は妹にて大御父天皇の妃。此は姉にて其御子の妃なることいかゞと云れたり。さて記傳に石寸はいしきか。いはれか。石村をも。古書には多く石寸と作り。但し書紀には石村をほみな繁余と作られたれども。是は人名なれば。古書に出るまじに。かく書かれたるか。詳ならず。といはれたるは。法王帝説を見られざるより。さ ○嬪。後宮職員令。嬪四員五位以上とあり。履中紀に云り○田目皇子。記に多米王とあり。法王帝説同じ。 敏達天皇の皇女に同名あり。さて此皇子の事を。法王帝説に。聖王庶兄多米王。其父池邊天皇崩後。娶聖王母穴太都間人王。生兒佐富女王とあり。證注云。書紀古事記不載多米王。悉間人王之事。蓋史諱之也。と云れど。漢意の論なり。諱て記さるるにはあらず。史に洩したるは適の事なり。また傳の異なるにもあるへし。さて更名の豊浦は。地名に據れるなるへし○葛木直磐村女廣子。記には。當麻之倉首比呂之女飯女之子。上宮法王帝説には。葛木當麻倉首名比里古女子。伊比古

郎女とあり。葛木直の事は既に欽紀二出。記傳云。當麻は姓。大和國葛下郡なる當麻。倉首は尸なり。久良毘登と訓へし。親姓には非ず。クラノオヒトと訓は非なり。 此尸の例は。天武紀に次田倉人椹足。續紀二に春日倉首老。萬葉一に十一に河内藏人首麻呂。二十七に春日藏毘登常麻呂。二十九に白鳥椹人廣。三十に秦倉人皆主。萬葉十九に高安倉人種麻呂など見え。姓氏錄にも。池上椹人。河原藏人。日置倉人などあり。字はいろいろ皆同じ。首を毘登と訓は。淤を省きたるにて。意は淤毘登の意なり。さて此倉首と云尸は。もと倉の事に仕奉れるにより起れり。其起り古語拾遺に見えたり。比呂は名なりとあり。さて此紀なる廣子は。女子の名なれど。記及帝説には父名とせり。證注に。廣子疑誤父名。以爲女名也。とあるか如くなるへし。さて又記に父名を飯とあるを。帝説に伊比古郎女とあり。但し記の本にも飯女とある。女は祈なるへし。もどより異なる傳にもあるへけれど。記傳にも言試みられたるか如く。伊比古と比呂古と相近し。又父名比呂と。此名と彼此の間。紛れやありつらむ○麻呂子皇子。帝説には乎麻呂古王。補闕記に卒末呂王。傳曆も同じ。眞福寺本に乎に作る。乾元二年鈔本には卒とありと。證注に云り。 敏達の御子にも同名あれば。此乎字ある方宜しかるへし。さて記には此御名當麻王とあり。記傳云。當麻地名か。御母の姓なれば。即其地に居坐るにや。 推古卷十一年の處に。以三來目皇子之兄當麻皇子。爲征新羅將軍云々。とあるは此王なり。されは此卷に。更名當麻皇子と云れたり○當麻公。姓氏錄右京皇別に。當麻真人。用明皇子麻呂古王之後也。天武紀十三年十月。當麻公賜姓曰真人とあり。當麻は倭名抄葛下郡當麻。神名帳同郡當麻都比古神社二坐。今當麻村平田庄にあり。粟田寛云。麻呂古王を祭れるならむ。按麻呂古王

の御母は、葛城直登村か女廣子なれば、其由縁にて古より祭れる神なるを、清和天皇の外祖母の氏神なるに依て、殊に崇奉りしなりと云へり。文徳紀仁壽三年。始て當麻祭を行ふ。諸社根元記。諸神記に。此祭を以。當麻山口神社とするは誤れりと。これも栗田寛云り。清和紀貞觀元年七月。從五位下守圖書頭當麻真人清雄を使として。神寶幣帛を奉り。延喜式に。毎年四月十一月上申日。内藏寮屬を使して。幣を奉り祭を行はしむとあり。○酢香手姫皇女。記に須賀志呂古郎女とあり。上に出。

夏五月。穴穗部皇子欲<sup>トシテ</sup>奸<sup>ツカサム</sup>炊屋姫皇后。而自強入<sup>レ</sup>於<sup>ニ</sup>殯宮。寵<sup>メ</sup>臣三輪君逆。乃喚<sup>フ</sup>兵衛。重<sup>シ</sup>璣宮門。拒<sup>リ</sup>而勿<sup>レ</sup>入。穴穗部皇子問曰。何人在<sup>レ</sup>此。兵衛答曰。三輪君逆在焉。七呼<sup>フ</sup>開門。遂不<sup>レ</sup>聽入。於是穴穗部皇子。謂<sup>ク</sup>大臣與<sup>ニ</sup>大連<sup>一</sup>曰。逆頻無<sup>レ</sup>禮矣。於<sup>ニ</sup>殯庭<sup>一</sup>。誅<sup>ム</sup>曰。不<sup>レ</sup>荒朝廷。淨<sup>ク</sup>如<sup>シ</sup>鏡面。臣<sup>ハ</sup>治平奉仕。即是無<sup>レ</sup>禮。方今天皇子弟多在。兩大臣侍。誰得<sup>テ</sup>恣情專言<sup>ニ</sup>奉仕<sup>一</sup>。又余觀<sup>ニ</sup>殯內<sup>一</sup>。拒<sup>リ</sup>不<sup>レ</sup>聽入。自呼<sup>フ</sup>開門。七廻不應。願欲<sup>シ</sup>斬<sup>ル</sup>之。兩大臣曰。隨命。

欲<sup>シ</sup>奸<sup>ル</sup>炊屋姫皇后。是はこの皇子及守屋大連を惡<sup>ク</sup>きものに爲<sup>シ</sup>し後の言種と見えたり。この文のまゝにて

は。まゝに兩人は罪人なれども。さにあらじとおもふよしの論あり。下に委しく云り○殯宮は。先帝敏達之殯宮なり。皇宮の地にありしなるべきこと。下にみえたり○寵臣は。先帝の寵臣なり○兵衛の訓は。武士の近く仕奉るもの稱なり。軍防令に。凡兵衛者。國司簡<sup>テ</sup>郡司子弟強幹便<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>弓馬<sup>一</sup>者。郡別一人貢之。とあるは。令制以後の名目にて。こゝなるはさるものに限れるにはあらず。下文に。衛人<sup>ト</sup>とあるなども同じ。敏達紀には此事を。三輪君逆使<sup>ニ</sup>隼人相<sup>一</sup>距<sup>リ</sup>於<sup>ニ</sup>殯庭<sup>一</sup>とあり。さらはこの兵衛は。隼人を以て衛らしめたるにて。それも即ツハモノト子リなり。隼人司は。衛門<sup>ノ</sup>府の教官なり。○重璣。説文に璣<sup>ニ</sup>録本字<sup>一</sup>。又云。鐵鎖門鍵也とあり。通説に。璣<sup>ト</sup>與<sup>ニ</sup>璣<sup>一</sup>。○諫曰。本に諫を誅に誤る。今改め正せり○不荒朝廷は。古言の儘に書るなり。遷却崇神詞に。皇御孫之尊乃。天御舍之内爾坐須。皇神等波。荒備給比。健備給事無志氏。續紀十七宣命に。父大臣乃殿門荒。穢須事无久。守川々。また家門不<sup>レ</sup>荒。自<sup>レ</sup>互。天皇朝爾仕奉。などある荒備に同じく。疎ふるを荒ふと云なり。たゞに荒々しきことのみならず○淨如鏡面。この詞も古言なり。出雲國造神賀詞に。麻蘇比乃大御鏡乃。面乎意志波留志天。見<sup>テ</sup>行事能<sup>テ</sup>已<sup>テ</sup>登久<sup>ト</sup>とあり。仲哀紀に。如<sup>シ</sup>白銅鏡。以<sup>テ</sup>分明。○即是無禮。考云。穴穗部皇子逆の事を怒り恨て。何かな罪を云立むとて。逆の詞質をとりて。罪に云たてたるものなり。淨き心を以て仕奉らむと云たるが。罪にてあるべきやうなし。と云れたるは。さる論ながら。これも穴穗部皇子を。あじさまに取なして。羅織<sup>シ</sup>したるものと見えたり。この皇子にして。かゝる言宣ふべきにあらず。おもはるゝなり○兩大臣曰隨命。又云。兩大臣とは大臣と大連との事なり。

罪なきものを斬るとあるに。随命と云れたること心得かたし。兩大臣とも。世中の變化を希ふものある故ならむと云り。さることあるへし。

於是穴穗部皇子。陰謀王天下之事。而口詐在於殺逆君。遂與物部守屋大連。率兵圍繞磐余池邊。逆君知之。隱於三諸之岳。是日夜半。潛自山出。隱後宮。謂炊屋姬皇后之別業。是名海石櫛市宮。逆之同姓白堤。與橫山言逆君在處。穴穗部皇子即遣守屋大連。或本云。穴穗部皇子與泊瀨部皇子。相計而遣守屋大連。曰。汝應往討逆君。并其二子。大連遂率兵去。蘇我馬子宿禰外聞斯計。詣皇子所。即逢門底。謂皇子家門也。將之大連所。時諫曰。王者不近刑人。不可自往。皇子不聽而行。馬子宿禰即便隨去。到於磐余。行至於池邊也。而切諫之。皇子乃從諫。止仍於此處。踞坐胡床。待大連焉。大連良久而至。率衆報命曰。斬逆等訖。或本云。穴穗部皇子自行射殺。於是馬子宿禰惻然頽歎曰。天下之亂不久矣。大連聞而答曰。汝小臣之所不識也。此三輪君逆者。詳語田天皇之所寵愛。悉委内外之事焉。由是炊屋姬皇后。與馬子宿禰。俱發恨於

穴穗部皇子也。是年也太歲丙午。

陰謀王天下之事。考云。守屋大連の此に與せらるゝは。佛を佐くる黨類を亡し。國神の怒を解むとの事なるへしと云り。○在於殺逆君。中臣本在を存とあり。○磐余池邊は。皇宮の地なり。殞宮もそこに在しなるへし。○三諸之岳は。三輪山なり。三輪君なれば。此山に隠れたるなり。○隱後宮。先帝の皇后なれば。後宮とは書しものなるへし。○海石櫛市宮。大和國城上郡なり。この地の事既に出。○白堤。名なり。延喜式山邊郡白堤神社あり。性氏錄に白堤首。天璽王命八世孫。大伴室屋大連公之後とある。此地より出たるなるへし。さて此白堤と云人は。大三輪神三社鎮座次第に。春日三枝神社。媛蹈輪五十鈴媛命也。小墾田宮御宇天皇御世。大三輪君白堤承勅。立社於春日邑率川坂岡兩所。奉齋媛蹈輪五十鈴媛命。大物主命也。平城宮御宇天皇御世。益造兩社之相殿。爲三座。又始行三枝祭。是大三輪氏長奉仕之。とある。此事を大倭神社注進狀にも。率川神社云々。大神氏家牒曰。小治田豐浦宮御宇天皇御世。建大神御子神姫蹈輪五十鈴命宮於春日率川邑。本名狹井川邑。大神君白堤奉齋之云々とあり。考云。逆君は當昔國家の爲に。大なる忠臣にて在しを。同姓にてありながら。時世に諂ひて。其隠れたる在處を告たるなど。いとあちきなき人なり。さるからに次の御世頃にも。此人はかく用ゐられたるなり。○橫山。地名によれる名なるへし。○泊瀨皇子。崇峻天皇にます。○門底の下の注六字は。私記の攙入なるへし。○王者不近刑人。公羊傳に。君子不近刑人。近刑人。則輕死之道



也。禮記曲禮に。刑人不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>君側<sub>一</sub>。などある本文を思ひて言しなるへし○磐余の下の注六字も。私記撥入なるへし○切諫。或人云。萬十二。使<sub>乎</sub>無跡。新撰字鏡に切々太志加爾と注せり。按に上に穴穂部皇子云々欲<sub>レ</sub>斬<sub>レ</sub>之。兩大臣曰隨命と云て。既に殺さむとする期に及びて。再諫つるは何事ぞ。若直ちに殺すことを傷て諫むとならば。何故に隨命と云けん。是は馬子か姦策もて。殺すべく促して。他の見聞のため諫めたる。其虚飾惡むべきなりと云り○斬逆等訖。この時の事状をつら／＼按するに。逆君は。次文に譯語田天皇之所<sub>二</sub>寵愛<sub>一</sub>と見えたるは。推古天皇にも馬子大臣にも。愛てられし人と見えたり。されば馬子が。穴穂部皇子を再三切諫して。この人を乞たりしなり。さて皇子も止事を得ずて。おもほし止まりまじくを。守屋大連獨り行て。逆君を斬れるなり。さるは崇峻紀に。大連欲<sub>レ</sub>去<sub>二</sub>餘皇子等<sub>一</sub>。而立<sub>二</sub>穴穂部皇子<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>とあるを思ふに。逆君か穴穂部皇子を拒しありさま。更に唯人ならず。いと強き勢あるさまなるを。この時まつ亡ほさすては。かにかくに皇子又守屋大連の爲には。いと大事なる事情そありけらし。されど此時の事情には。隠れたる謀なども。ありじさまに思はるれば。たしかには知かたし○類歎。雄略紀にも類歎とあり。そこに云り。水戸本に類疑類之誤とあるは信かたし。また歎を中臣本に難とあるも誤なり○天下之亂不久。考云。此馬子か詞。公理に似て非なり。實は佛法の事にて。守屋大連に辱められたる故。滅して。一人して威を振はむと思ふから。大連か仕形は亂の端なりと。議りたるなりと云り。さること通えたり○汝小臣之所不識也。大臣は右の如く。これ

を亂階と云へれど。大連の心には。下に大事を思立にし事なるへければ。汝等か識れる所にあらずと。欺けりしなるへし○此三輪君逆者云々四十四字。小山田與清説に。本文なりしか。誤りて小字になりしならんと云り。さもあるへし○太歲丙午。年代記を按るに。此年隋文帝開皇六年にあたり。

二年夏四月乙巳朔丙午。御新嘗於磐余河上。是日天皇得病。還入於宮。群臣侍焉。天皇詔群臣曰。朕思欲歸<sub>二</sub>三寶<sub>一</sub>。卿等議之。群臣入朝而議。物部守屋大連與中臣勝海連違詔議曰。何背國神。敬他神也。由來不識<sub>二</sub>若斯事<sub>一</sub>矣。蘇我馬子宿禰大臣曰。可隨詔而奉助。誰生異計。於是皇弟皇子。皇弟皇子者。穴穂部皇子。即天皇庶弟。引豐國法師。闕名。入於内裏。物部守屋大連耶睨大怒。

丙午。本に午を子に作る。通證に。考長曆。子當作<sub>レ</sub>午。二日也とあり。さることなり。集解に改めたるに據る○御新嘗於磐余河上。こゝは新嘗とはあれど。後の踐祚大嘗にあたるへし。さて此天皇は。神道を尊み玉ふとさへあるに。かく御祭の遅くなりしは。さるへき事状そありけらし。集解に。按於磐余河上。別設<sub>二</sub>神殿<sub>一</sub>。而新嘗。新嘗以<sub>二</sub>四月<sub>一</sub>。怠緩也。蓋以<sub>レ</sub>亂也と云り。まことに亂の故にこそありけらし。

し。故にコトサツ意緩玉オコガタひしにはあらし。さて思ふに。此日は新嘗御す日にあらぬを。いかなる由ありて。かたる日を御み玉ひけむ。皇神の御心に叶はせ玉はぬ御事はありしなるへし。重胤云。舒明紀十一年正月乙卯新嘗云々とあるは。大御病の事に依て延引の例なり。此は前年なるか延引せるに依て。行はせ玉ふとも聞えず。縦ひ延引の例なりとも。舒明天皇の如く。卯日を用させ玉ふへきに。異日なるも不審しき事なり。此は外の祭事の混れならむも知へからず。谷川士清も此には困れりと見えて。通證に。延喜大嘗祭式曰。凡天皇十月下旬。臨幸河上。爲禊。依神祇令。孟夏爲神衣祭。とあれども共に當らず。紀の上より下文を見るに。是日天皇得病還入於宮云々。守屋大連睨大怒云々と見えて。此程の事。怪しき事耳多き世の中なりしかは。若くは前年に行ふへき大嘗會を延引せられ。又四月に行はせ玉ふ即日。御病と稱して。行はしめ奉らしと。馬子などか工めりし謀にて。終には神國を佛界に爲むとの結構なり。假令馬子に欺かれ玉ひしとは申なから。天皇にも御罪坐ます故に。神慮此を怒玉ふと見えて。大御病轉盛に成て。其九日癸丑に崩御しけり。甚切畏々。と云れたり○天皇得病云々。太子傳曆云。天皇不豫。太子不解衣帶。日夜侍病。天皇一飯。太子一飯。天皇再飯。太子再飯。擊香爐祈請。音不絶響。などあり○違詔議曰云々。平田翁云。違詔と書れたれども。此時の御事は。天皇の御心にも。佛を拜み玉はんこと。己命の御心にも。決め兼ね玉ひしに依て。武昭云。此説まことに然り。天皇もし尊神道。御心坐ますぬならんには。御心のまに。佛に歸し玉ふへきを。しかすかに先帝の事もあり。御心も決め兼ね玉ひしならん。卿等議之としも詔はせしなり。其故にこの二人の臣は。ありのまゝに。眞の道理を申上られしなり。しかるに此を違詔と記されたる

こと。甚心得かたし。天皇の大詔に違ふ事は。違勅の罪と云て。いともかしこく。あるまじく。反逆の罪にひとし。其文例を以て兩人を記され。馬子か事をは。可隨詔而奉助。詎生異計。など書れたる。これは馬子かやうに奏したるにはあるへけれども。其文勢を見るに。撰者の其下心に。守屋大連をにくみ。馬子をひきたること明かに見ゆ。と云れたるは。まことにさることなり。但し撰者の御心とは見るへからず。此は當時の記録の文のまに。に記されたるものなり。○國神の上。類史に我字あり○皇弟皇子。按に皇弟二字疑はし。もしくは厩戸の誤にはあらぬか。此は試に云なり。集解に謂皇弟與皇子也。と云れたり。なほ考へし。かにかくに。皇弟皇子太子傳には。蘇我大臣曰。可隨詔而助。誰生異計。遂引豐國法師入於内裏。太子大悅云々とありて。馬子か引入れたるさまに記せり○注皇弟皇子者穴穗部皇子云々。集解に。この原注十五字私記攪入と云るは。まことに然る言なり。穴穗部皇子は。賢明に坐す君と見えて。守屋大連か。餘皇子を去て。此皇子を天皇に立奉らむと構たりし程の君なり。其連の甚くきらへる佛者を。内裏に引入るべきよし。決てあるへからず。攪入なること云までもあらず○豐國法師。知かたし。既に元亨釋書資治表に。豐國法師傳曰。曷爲不族氏。疑則傳疑。春秋之法也。と云り。さて法師の號始て出つ。通證に。十住婆沙論曰。應行四法。名法師。紀原曰。後秦鳩摩羅什。始號法師。其後中國名僧亦稱之などあり○内裏をオホウチと云は。大内の義なり。モ、シキは。記の雄略段の御歌に始て出。萬葉に多く百礮城字を用ひたり。其義にて。大宮の枕詞となれり。天皇の宮城は。百と多くの石木を以て。造り固むるよしの名に

て。垂仁紀に磯城神籬とある磯城に同じ。さて貴き天皇の大宮へ。いとも磯はしき法師を引入玉ふ。即此御代をはじめとす。

是時押坂部史毛屎阿都大連之別業所在地名也。急來密語大連曰。今群臣圖卿。復將斷路。大連聞之。即退於阿都。集聚人焉。中臣勝海連於家集衆。隨助大連。遂作太子彥人皇子像。與竹田皇子像厭之。俄而知事難。濟歸附彥人皇子水派宮水派。此云美麻多。舍人迹見赤檮。伺勝海連自彥人皇子所退。拔刀而殺。迹見姓也。赤檮名也。赤檮。此云伊知毗。

押坂部史。押坂部既に出。敏達紀日傳傳の下に出。さて此史氏は本系詳ならず。姓氏錄右京諸蕃に。刑部。百濟國酒王之後也。河内に刑部造。吳國人李牟意彌之後也とある。これらのうちにも有へし。さて毛屎と云名義知かたし。○斷路は。大連か内裏より罷る還り路なり。○阿都の地の事。既にも云り。こゝは通證に。倭名抄河内國澁川郡跡部阿止倍。式跡部神社。即崇峻紀所謂澁川家也。今稱三下太子と云る處なり。跡部神社の關邑跡部村にあり。河内志に云へり。○隨助を。キタスクと訓る例は。齊明紀に引。また引檮。天智紀に側助。などあるも同じ。此等合せて其言の意を知へし。○作太子彥人皇子像與竹田皇子像厭之。拾遺記に所引の日本紀に

は。作を造とあり。さて此文いかなる義とも通えかたきを。強て試に按するに。勝海連も。守屋大連と一心に。餘皇子を去て穴穗部皇子を立てむと欲しかと。前太子にて彥人皇子坐し。但し彥人皇子は。前時時坐しかば。其を亡なし奉らむと爲しなる。皇後の御子にて。當時未だ太子に坐しにはあるへからず。また竹田皇子も皇后の御子にて。御威勢のありしなるへし。故此二皇子を咒詛して。死しまつらむと。其御像を作りて厭術を修せしならむ。神武紀に。厭術とあるか如く。古來よりさる術のありしなり。太子傳曆曰。中臣勝海連。亦人衆集宅。將助大連。兼作厭魅。及子乘輿。事既發覺とあり。しかるに考に。この兩皇子の像を作て。此君運を開き玉ひ。馬子を滅し玉へと厭ふなりと云れたるは。前後のさまを見るに。さは通えす。信かたき説なり。なほ次に云。○知事難濟とは。厭術を行ひしかと。其事の濟かたき神告などありしか。または事狀遂に濟かたき形勢などありしかなるへし。されど此勝海連。さるまさなき術など爲へくも思はれず。これも馬子の徒か。さやうに世に云觸らしたる言の。つたはりしにもあるへし。○歸附彥人皇子水派宮とあるも。いと解かたきを。強て按に。歸附は歸順の義にて。事の濟ざるより止事を得ず。皇子に歸伏の心を起して。其宮に参りたりしものか。拾遺に所引の文には。水派宮の上に於字あり。さらば彥人皇子に水派宮に歸附くと訓へし。また思ふに。於字ある文に因て。彥人皇子を奉れる義にもあらむか。さるは厭術爲し過を悔て。其御像を皇子の宮に送り附て。其事止めたりし由を謝したりしと見へさか。とも思ひしかと。なほさにはあらし。前の義に見へし。水派宮は武烈紀に出。○舍人は。太子舍人なるよし。太子傳曆に見えたり。○迹見。下文には首字あり。集解には補たり。姓氏錄。和泉國皇別。登美首。佐代公同祖。豊城入彦命男。倭日向建日向八綱田命之後也。日本紀漏。八綱田は。次なる田道高祖父なり。河内皇

別に。止美連。尋來津公同祖。豐城入彦命之後也。四世孫。荒田別命男。田道公被遣。遺百濟國。娶止美邑吳女。生男持君。三世孫熊次。新羅等。欽明天皇御世參來。新羅男吉雄。依居賜姓止美連也。日本紀漏とあり。この氏人この後見えす。さて迹見は地名なり。既に出赤檣。本に檣を擣に作れり。今改む。倭名抄標子以知比とあり。記に白檣をカシと訓り。同種類なり。○拔刀而殺。太子傳曆云。事已發覺。大臣遣太子舍人跡見赤檣。弑之とあれば。勝海連を殺したるも。馬子か計ひなり。

大連從阿都家。使物部八坂。太市造小坂。漆部造兄。謂馬子大臣曰。吾聞群臣謀我。我故退焉。馬子大臣乃使土師八島連於大伴毗羅夫連。所具述大連之語。由是毗羅夫連。手執弓箭皮楯。就槻曲家。不離晝夜。守護大臣。槻曲家者。大臣家也。

物部八坂。一人なるへけれと詳ならず。○太市造。姓氏錄左京諸蕃。大市首。任那國人都怒賀阿羅斯止之後也とあり。東大寺正倉院文書に。聖武帝時能登史生大市首國勝あり。孝德紀大化二年大市連名あり。三代實錄四十に大市貞繼見ゆ。これら同出もあるへけれと詳ならず。なほ欽明紀十一年のFに云ること。考合す。紀なる。物部大小市連公。小市直等祖とあるを。此に引出られたるは。あまり杜撰なり。これは人の名にこそある。氏名の證にすへくもなし。なほいはし。同氏十四世孫に。物部大市御符連公といふ人へ見えたるにあらすや。さて小坂は名なり。

○漆部造。天孫本紀に。饒速日命四世孫。大木食命弟。三見宿禰命。漆部連等祖とあり。天武紀十三年十二月。漆部連賜姓曰宿禰とある。此氏なり。續紀一に遠江守漆部造道麻呂あり。後に宿禰に改むと見ゆ。靈異記に。孝德帝時。大和宇太郡漆部里人漆部造磨。東大寺古文書に。孝謙帝時丹波國加佐郡人漆君三使あり。是も同氏か。又元亨釋書。圓光大師行狀に。僧源空漆氏美作人なるよし見えたり。是も同姓か。又拾芥抄に漆宿禰と云もあり。さて又續紀。神護景雲二年二月。從五位下勳六等漆部直伊波賜。姓相讓宿禰。爲相讓孫。弟武彥命定賜國造。とありて別氏なり。國造とあるは別姓なり。相武國造は。國造本紀に。武利國造。神伊勢漆彥命。三世孫。弟武彥命定賜國造。とありて別氏なり。さて漆部は。倭名抄大和國宇陀郡漆部奴利倍とあり。こゝにかくあるにてヨリへと訓へし。また式尾張國海部郡漆部神社あり。○大伴毗羅夫連。名義員名によれるなるへし。記に。狹田毘古。爲漁而於比良夫貝。其手見昨合。而沉溺海鹽。など云るあり。さて此人は大伴氏にて。あまたの兵卒の將たれば。馬子か方人に。豫て約り置たりけむ。故今使を遣して。故に促したるなり。○皮楯。楯は革を以て縫へる。もどよりの事なれども。此は手執としもあるを見れば。皮の限して作りて。持に便なる具なるへし。倭名抄。釋名曰。狹而長曰步楯。步兵所持也。和名天天。とある物の類なるへし。○槻曲家。何れの地にあるを詳にせず。大和志に。高市郡村里曲川。舊名曲金。又古蹟曲峽宮とあるは。曲字に就ての押當なり。また集解に。按槻桃花鳥同訓津氣。延喜式。桃花鳥田丘上陵在大和國高市郡。と云るも信かたし。

天皇之瘡ミヤマヒイロクサカサリ轉盛ニウセマヒシトキニ將欲終時ケラツクツレハ鞍部多須奈司馬達等子也進而奏曰ヤツコオホキミ臣奉為天皇イヘテシテオコナフ出家脩道マツラフツツリ又奉造丈六佛像及寺イコサ天皇為之悲慟ヤヒシヨ今南淵坂田寺ミナフツノ木丈六佛像ミヤマヒイコサ挾侍菩薩是也。

天皇之瘡。瘡は訓に據に。恐くは疾又は病の誤か。通證に。今按。天皇信佛。而其所患亦謂之瘡。則非佛所崇。而其為痘也明矣と云り○多須奈。名義詳ならず○悲慟。類史一本に慟を切に作れり○南淵坂田寺。此寺の事。推古紀十四年の下に出。大和志に。高市郡金剛寺。在坂田村。舊名小墾田坂田尼寺とあり。今も同郡に南淵村坂田村あり。萬葉に小墾田之坂田橋とあると同地に。今飛鳥の東南の方近く其村あり。○木丈六佛像。竟宴歌集に引るには木字なし。また拾遺記所引文には其字に作れり。これは誤なるへし。○挾侍。本に狹に作る。通證云。狹當作挾。稱德紀作脇侍。草山集曰。挾侍脇侍也。出法苑。今謂之脇立。源氏談計字之乃保佐知。漢武內傳。王母駕九色班龍紫雲車。至。有二青鸞。夾侍其傍とあり。竟宴歌の本には挾に作れり○菩薩。通證に。金剛經注。菩薩也。薩濟也。能普濟衆生。故曰菩薩。猶儒者仁人君子之稱とあり。さて此佛ともの事を。太子傳備講に。裏書曰。坂田寺佛像丈六釋迦也。挾侍菩薩。地藏文珠也。と云り○是也。拾遺記に所引文には。今南淵以下是也。さて。十七字分注と爲たり。

癸丑。天皇崩于大殿。秋七月甲戌朔甲午。葬于磐余池上陵。

癸丑。九日なり○崩。大日本史天皇崩下に云。本書享年缺。神皇正統記。如是院年代記。倭漢合符。並曰四十一。皇代畧記。皇年代畧記。並六十九。未レ知孰是とあり。さて記に。此天皇の下に。丁未年四月十五日崩とあり。年と月とは。この紀と合へり。日は合はず○秋七月。本に秋字を脱せり。今中臣本考本に據て補つ○甲午。二十一日なり○磐余池上陵。大和志に。十市郡石寸腋上荒陵。在谷長門一邑界とあり。腋上は。池上の誤なり。記云。此天皇御陵。在三石寸掖上。後遷科長中陵也とあり。記傳云。掖は書紀に依るべきよし。次に云。但此記にも書紀にも。大宮の號には。邊字を書れたるに。此は字を變て。上字に。池字を寫誤れるなるへし。なるは。彼地名とは異にして。此は只石村の池の上と云ことならむか。石村に掖上と云地は聞つかず。葛城に掖上と云はありて。上に出たり。さて後遷科長中陵とあるは。推古紀元年の處に。改葬橘豐日天皇於河内磯長陵とある時の事なり。この御陵の事はそこに云。

泊瀬部天皇 崇峻天皇

家語六本云。作玄黃華麗之飾。宮室崇峻。輿馬奢侈。

泊瀬部天皇。天國排開廣庭。天皇第十二子也。母曰小姉君。稻目宿禰女也。已見上文。二年夏四月。橘豐日天皇崩。五月。物部大連軍衆三度驚駭。大連元欲去。

崇峻天皇紀

餘皇子等。而立穴穗部皇子爲天皇。及至於今。望因遊獵而謀替立密使人於穴穗部皇子曰。願與皇子將馳獵於淡路。謀泄。

泊瀬部天皇。記に長谷部若雀天皇とあり。記傳云。若雀は武烈天皇の大御名小長谷。若雀命と。あまり同じさままなるは。彼御名と紛へて誤り傳へたるにやあらむ。書紀にはたゞ泊瀬部皇子とあるを正しきと云り。○第十二子也。大日本史云。按舊事紀。聖德太子傳。愚管抄。皇年代畧記。帝王編年記。爲第十五子。歷代皇紀第十六子。一代要記第六子。水鏡神皇正統記與本書合とあり。○三度驚駭。度をヨリと訓むは。推古紀に時字をヨリヨリと訓ると同じ。をりをりと通ふ音にて。本同言なり。太子傳拾遺に引る。元興寺緣起文云。大連軍衆三度驚駭天皇喪。大連元欲云々。淡路謀泄。文日本。紀同之とあり。日本紀の文を引たるものにて。日本紀同之とあれば。古本はしかありしものなり。されは今。右三字脱たるものなること明けし。さて文意を考ふるに。此時宮中を始め諸司に至るまで。天皇の御喪にて。何れも其御事に仕奉りをる中に。大連の軍衆は。其忌に乘して。馬子及其與黨を攻めむとする状を示して。いたく世を驚駭かしたるなり。據て殞宮などに仕る人も。逃まどひなど爲しことありしを。かくは記せしものなるへし。これにて明らけし。此者三。可當師之一至敵國。と云る文を引たるは。敵を驚駭せしむる意と爲られたるなるへし。本にトヨムと訓れたるも。其意に叶へるか如し。思ひしかと。なほこれは脱文ありしと定むへし。○謀替立。通證に。借偽作替。而讀亦誤。三字亦見皇極紀。とあり。

るは然るへし。但し替は借の偏を省ける字にて。偽にはあらざるへし。さて皇極紀に。蘇我臣入鹿。深忌上宮王等威名振於天下。獨謀借立とあり。正字通に。借他協切音鐵。借悅狡猾也。とある義なり。こゝをも其意に訓てあるへし。さて今遊獵に託けて謀れるは。皇子を誘ひて。吾河内なる阿都の家に入坐さしめむに。誘ひ出さむ術のなかりければ。此時皇子は大和に坐ししにそあらむ。馳獵を勤めて。皇子の率ひ玉ふ御供人なからに。わか味方に爲むとの謀なるへし。下文を見れば。皇子の御迎へに。わか軍士をも大和へ遣りしさまなり。なほ下に云。

六月甲辰朔庚戌。蘇我馬子宿禰等奉炊屋姬尊。詔佐伯連丹經手。土師連磐村。的臣眞嚙曰。汝等嚴兵。速往誅殺穴穗部皇子。與宅部皇子。是日夜半。佐伯連丹經手等圍穴穗部皇子宮。於是衛士先登樓上。擊穴穗部皇子。皇子落於樓下。走入偏室。衛士等舉燭而誅。辛亥。誅宅部皇子。故誅。宅部皇子。檜隈天皇之子。上女王之父也。未詳。

○庚戌は七日なり。○奉炊屋姬尊。尊を中臣本に命に作れるに據て。命令の意に見る説はわろし。下文にも炊屋姬尊とあり。さて奉とあるか即其事にて。通證に。今按以太后令也。且炊屋姬母出于蘇我。故

馬子奉以擅權也とあるか如し○佐伯連丹經手。欽明紀十五年に出。丹經手名義未詳。太子傳曆に丹經繩手とあり○磐村。考本に村を持に作る○殿兵。本の訓は誤なるへし。ヨソヒテと讀むへし○誅殺穴穗部皇子。前の謀泄たるゆゑに。穴穗部皇子を氣つかひて。俄に此誅殺のことありしなり。栗田氏云。馬子宿禰の豫てより兵を備へて。守屋を謀りしこと著く。また勝海連か二皇子を厭して後に。查人皇子に順へりといひ。守屋連か穴穗部皇子の與黨なりしか。後に替立を謀れりなど云るは。みな皇子等を怒らしめて。己か御方さまにもせむとの謀なることも著し。然れど穴穗部皇子など。御心動きたまはさりし故に。殺せまつりしなるへし○宅部皇子は。扶桑略記に。穴太宅部二皇子。用明天皇二兄弟也とあり。紹運錄に欽明皇祖母同同は上に小姉君の孫とありて。穴穗部皇子同母なり。とありて。崇峻の前に序てたり。太子傳曆云。是二皇子者。天皇兄弟。阿蘇大連。咒詛天皇。壓魅大臣。故及死。太子諫大臣曰。人之所<sub>レ</sub>以爲人。皆以生命也。彼二皇子者。天皇天倫。兒伯叔也。議其罪源。須處輕典。願君爲兒寬恕。應<sub>レ</sub>移他國。大臣不聽。とあり。さて宅部皇子の御子に。上女王と云るあり。なほ次に云○衛士。上文に兵衛とあるも同じく。たゞ兵士なり。下文にも數百衛士とあり。軍防令に。凡兵士向京師者名衛士とあるは。令の御定なり○辛亥。八日なり○注宅部皇子槍隈天皇之子云々。未詳。宣化天皇の皇子の列に見えず。此は誤なるへし。この注は撥入ならんも知へからず。上女王。紹運錄にも然ありて。上女王の父と傳たるは。此注文と專おなし。

甲子。善信阿尼等謂大臣曰。出家之途。以戒爲本。願向百濟。學受戒法。是月。百濟調使來朝。大臣謂使人曰。率此尼等。將渡汝國。令學戒法。了時發遣。使人答曰。臣等歸蕃。先導國王。而後發遣。亦不遲也。秋七月。蘇我馬子宿禰大臣。勸諸皇子與群臣。謀滅物部守屋大連。泊瀬部皇子。竹田皇子。厩戸皇子。難波皇子。春日皇子。蘇我馬子宿禰大臣。紀臣男麻呂宿禰。巨勢臣比良夫。膳臣賀拖夫。葛城臣烏那羅。俱率軍旅。進討大連。大伴連。阿陪臣人。平群臣神手。坂本臣糠手。春日臣闕名。俱率軍兵。從志紀郡。到澁河家。大連親率子弟與奴軍。築稻城而戰。

甲子。廿一日○善信は。司馬達等か女島なり。敏達紀に善信尼とあり。阿尼は或人云。敏達紀に見えたる。禪藏尼。惠善尼等を云り。さて阿には親愛の音あるゆゑに。阿父阿娘阿母阿姉など云る阿もおなじと云り○戒。通證云。訓見源氏談。優婆塞戒經曰。戒者名制。能制一切不善法故。又云。受戒見梵書とあり○了時は。受戒の了りなん時なり。通證の訓は非なり○亦不遲。本に亦を久に作る。今中臣本に據て改。拾遺記に所引文にはなし○謀滅物部守屋大連。これはまことに馬子の心以て。諸皇子群臣

を勤めて。私怨を逞くせむとの謀なること。此文にて炳然し。實に正史の筆法に叶へりと云へし。平田論あり。然るに通證に。今按世儒以守屋之排佛。不<sub>レ</sub>論其逆。釋氏以馬子之崇佛。回<sub>レ</sub>護其罪。皆辟其  
 所好。味<sub>レ</sub>于史傳之所<sub>レ</sub>致也。昔公類聚國史。立<sub>レ</sub>罪人部。穴穗皇子附<sub>レ</sub>守屋。蘇我馬子附<sub>レ</sub>蝦夷入鹿。其見  
 固卓哉。など云れしは。いとあぢきなき論にて。たゞ當時の史のまゝに見られたるなり。此の文をよく味  
 ひ見は。思半に過ぬへしかし。○竹田皇子。難波皇子。春日皇子。みな敏達の皇子なり。上に出<sub>レ</sub>紀臣男  
 麻呂宿禰。本に男字脱せり。今中臣本水戸本通證及釋紀拾遺記所引文に據る。下文には臣字省きたり  
 ○巨勢臣比良夫は。或人云。欽明紀に見えたる。許勢臣稻持の子か。○烏那羅。下文に烏奈良臣。太子  
 傳に小楢とあり。○大伴連噲。噲はクヒと訓へし。本の訓は非なり。此人本書には。父名を載せされと  
 も。公卿補任に金村孫とあり。噲を續紀及補任には昨子ともあり。○平群臣神手。本の訓に神とあるは  
 誤なるへし。釋紀にはカミテと訓り。○春日臣。國名敏達紀に。春日臣仲君女曰<sub>レ</sub>老女君夫人。生<sub>レ</sub>難波皇子  
 春日皇子とあり。此人にてもあるへし。○從志紀郡到澁河家。共に河内國なり。澁河家は前にある阿都  
 の家なり。補闕記云。物部弓削守屋大連。與<sub>レ</sub>宗我大臣。緣<sub>レ</sub>佛法與不之論。内忘<sub>レ</sub>姻親之義。外蔑<sub>レ</sub>君臣之  
 道。發<sub>レ</sub>睦賦之怨。與<sub>レ</sub>志逆之輩。率<sub>レ</sub>己黨類。以<sub>レ</sub>稻爲<sub>レ</sub>城。調<sub>レ</sub>練軍士。擬<sub>レ</sub>襲<sub>レ</sub>京城。朝廷震恐。事倉卒。大臣  
 奉<sub>レ</sub>勸<sub>レ</sub>太子。與<sub>レ</sub>懸軍士。眞<sub>レ</sub>難波。自<sub>レ</sub>後而襲。以<sub>レ</sub>平群臣神手。爲<sub>レ</sub>少軍。自<sub>レ</sub>志紀。襲<sub>レ</sub>於澁川。賊勢二分。東  
 西相戰。○奴軍は。大連の家奴の軍なり。これを小寺本に軍疑輩とあるは非なり。○稻城の事。既に出。河

内志に。志紀郡古蹟有<sub>レ</sub>稻城址。在<sub>レ</sub>弓削村とあり。

於是大連昇<sub>レ</sub>衣措朴枝間。臨射如雨。其軍強盛。填<sub>レ</sub>家溢<sub>レ</sub>野。皇子等軍  
 與<sub>レ</sub>群臣衆。怯弱恐怖。三迴却還。

衣措朴枝間。釋紀に此五字をエノキノマタと訓れたれと。古き訓にキヌスリノエノキノマタと訓れた  
 るに依るへし。河内志に。澁川郡衣措村とあり。通證に。今姓氏衣措亦出于此とあり。今衣措村々社衣措神社境内に。板の  
 古樹あり。傳て守屋板と云といへり。太子傳曆云。本願緣起。守屋所<sub>レ</sub>領。河内國弓削。較作。祖父間。衣措。  
 云々とあり。朴は古書みなエと訓めり。通證引荒井氏謂。朴讀爲<sub>レ</sub>曳。據<sub>レ</sub>爾雅注及通雅。正字通。是也。爾雅爲<sub>レ</sub>曳。倭名抄亦同。未<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>其證也とあり。正字通。朴樹膚白肉  
 紫。五六月間。細花結<sub>レ</sub>實。如<sub>レ</sub>冬青子。生<sub>レ</sub>青熟亦有<sub>レ</sub>核。又按說文徐注。藥有<sub>レ</sub>厚朴。此非<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>厚朴。蓋今俗所  
 謂板也とあり。太子傳曆に。登<sub>レ</sub>大榎木。今亦存云と云り。○其軍強盛云々。拾遺記云。秋七月朔日早旦。  
 太子并諸皇子大臣以下。引<sub>レ</sub>陣向<sub>レ</sub>大連阿都家。然<sub>レ</sub>大連軍強盛。官軍却歸。爰太子大臣等。重集<sub>レ</sub>軍兵。以<sub>レ</sub>  
 同午尅。重却。寄<sub>レ</sub>日既傾<sub>レ</sub>西山。官軍又亂。時賊衆乘<sub>レ</sub>勝。出<sub>レ</sub>己城。追<sub>レ</sub>太子云々。指<sub>レ</sub>難波。向<sub>レ</sub>西而走。川  
 勝獨從。飛<sub>レ</sub>矢延<sub>レ</sub>太子。同二日至<sub>レ</sub>勿尅。泊瀬部皇子。竹田皇子。馬子宿禰等。重召<sub>レ</sub>軍兵。令<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>逆臣家。其  
 日又官軍雖<sub>レ</sub>盡<sub>レ</sub>力。不<sub>レ</sub>遂而退還。則彼皇軍衆。或籠<sub>レ</sub>生馬山。或籠<sub>レ</sub>信貴嶽とあり。此以下の文。なほ次に出す。いと詳な  
 り。



是時。既戶皇子束髮於額。古俗年少兒。年十五六間。束髮於額。十七八間。分爲角子。今亦然之。而隨軍後。自新度日。

將無見敗。非願難成。乃斫取白膠木。疾作四天王像。置於頂髮。而

發誓言。白膠木。此云農利塗。今若使我勝敵。必當奉爲護世四天王。起立寺塔。

束髮於額。記傳云。此は御齡をしらさん爲の文なるへし。十五六に坐と云ふことを。かく申せるなり。と云れたるか如し。さて古代男の髪ヒツコナの結様のことは。既に景行紀に委しく云るか如くにて。此時皇子の御髪を結て。額に束ぬ玉ふことは。彼日本武尊の御髪ヒツコナの事を。記に小碓命當此之時。其御髪結於額也。とあるに同じ。此時年十さて其をヒサコハナともしも云るは。通證に訓。弧花。狀其形也。と云れたるか如く。其結縮ねたるさま。弧花の開きたる形に似たるより。名つけたるなりけり。さて此時太子御年十六歳に坐り。注古俗年少兒年十五六間とは。大凡に十五六歳までの間はと云るなり。○十七八間云々は。十七八歳頃よりはの義なり。此は其より後に至るまでを。廣く指して云るなり。記傳には。十七八間ことなるへし。いせ上代は。すへ。○分爲角子。通證に。角子。即總角。所謂左右髮也。とあるが如し。總角字は。左右に髪を取總へて結へるか。角の如くなるよしの名なり。田沼善一云。男の童の髪は。垂髪を上に上げて。揚巻に中昔まで。又結さまなし。但日本紀に。束髮於額。と云るが如し。その年やちたけたる男童の。髪ヒツコナの結様なれど。其は一さかりの流行ことにて。いせ久しきほどの事にはあらざるにや。(備略す)其ひさこ花も。あけ巻の中の一種とも云へきが如し。たきふさと。あけまさと。元は同物なるが。やち後には。實に上に上げて巻る髪をも。然はいはて。右と左とに輪かねたるみつちらの事を。あけ巻と云たれど。其は混へるなり。同じ童の髪のさまなれど。あけ巻は頂に擧げて。一まつひに巻るなり。みつちは二に分輪にして。兩方に垂るなり。和名抄などには。あ

史作。○將無見敗。拾遺記にみえたる處。七月朔日を初度。同日午尅を二度。二日を第三度の戦と記して。みな敗れたり。此日は第四度の軍にあたり。かく度々の敗を。つらく料度るに。またも敗られむことを料りて。かくは宜ふなり。さて將無見敗とよみてもありぬへけれど。通證に引る安積氏曰。將無見敗。即言敗也。舍人親王用將無字。亦猶阮瞻語意也。晋書將無同。王若虛曰。其意蓋言同也。世説曰。如此將無歸。衆人承響而回。とある語意に據て。將無見敗と訓り。これ然るへくおほゆ。○非願を。小寺本に悲願と改めしは非事なり。本のまゝにてよく聞えたり。さて願字古訓にチカヒコトと訓り。○白膠木。通證云。倭名抄引辨色立成曰。白膠木沼天。今按録訓。奴利豆。又訓。奴豆。蓋漆手之義。謂其生膠而粘滑也。今俗云。奴流豆乃木。其實則五倍子也。最勝王經曰。爲闘諍戰陣之難者。悉令除滅。當取香藥白膠。斫羅娑。楞嚴經塗立道場之地。諸香木中。有白膠。釋私記曰。白膠靈木。故修法之壇。取此木乳塗用。或說稻佛之心。入此木。是華山僧正引諸儀軌文所説也。とあり。下學集に。白膠木即勝軍木。聖德太子爲誅守屋。造四天王像。用此木也。又云。護摩乳木用之。之なども云り。○四天王像。法華文句云。四天王帝釋外臣如武將也。長阿含經云。東方天王名云多羅陀。南方天王名毗瑠璃。西方天王名毘留博叉。北方天王名毗沙門。○頂髮。景行紀に頭髪と書き。タキフサと訓たり。已に云り。タキフサと云義は。たくりて一つに總ねたるよしにて。たきふさと云なり。

其を後世には略きてタブサと云り。○發誓言。上宮法王帝說云。丁未年六七月。蘇我馬子宿禰大臣。伐物部大連之時。大臣軍士不尅而退。故則上宮王。舉四王像。建軍士前。誓云。若得亡此大連。奉爲四王造寺。尊重供養者。即軍士得勝。取大連也。聖王生十四年也。とあり。補闕記同。傳曆謂。太子以敏達天皇元年生。故以此爲十六歲時之事。と證注に云り。太子傳曆云。命軍允。秦造川勝。取白膠木。刻作四天王像。置於頂髮。一云。擊。而發願曰。今使我勝敵。必奉爲護世四天王。起立寺塔。大臣又發願如此云々。拾遺記上のつゞきに。同三日。太子自登信貴山。命川勝。伐取白膠木。令造四天王像。其體云々。至終其功。太子大臣等。臨同山小猿警。安置新像。并備供具。展供養口。太子告諸王子并群臣等。曰。此等尊像。是術國安民。大口護法利生棟梁也。面々此尊像隨身。各々其本誓念心。分賜諸軍帥首領等云々。或傳云。太子先以多聞天像。令安納自頂上結髮上云々。私云。二十五歲影像。又同。此儀方有取由者歟。とあり。○注農利溼。本に農を豊に誤れり。今中臣本考本等に據る。○護世四天王。本に天字を脱せり。今類史考本等に據て補ふ。法華經方便品に。諸天帝釋護世四天王とあり。

蘇我馬子大臣。又發誓言。凡諸天王大神王等。助衛於我。使獲利益。願當奉爲諸天與大神王。起立寺塔。流通二寶。誓已嚴種種兵。而進討伐。爰有迹見首赤禱。射墮大連於枝下。而誅大連并其子等。由是大連

之軍忽然自敗。合軍悉被皂衣。馳獵廣瀨。勾原而散。

諸天王大神王。金光明最勝王經序品云。持是經者。大辨天神。尼連河神。鬼子母神。地神堅牢大梵尊天。三十三天。大神龍王。とあり。通證に。梵書所レ言。即天龍等是也。と云り。○枝下。枝上朴字を落せるにや。○誅大連并其子等。太子傳曆云。此時大連登大板木。又云。昇衣。放物部府都大明神之矢。中太子。○太子命舍人跡見赤禱。放四天之矢。定弓和。懸箭遠。中。大連胸。倒墜木云々。拾遺記上文の續きに。時大連登板木高矢倉。遙向聖德太子。誓。臣氏神物部口神。放矢。其矢當太子右鏡而落。太子則命舍人迹見赤禱。祈願口天王。令放矢。赤禱受命。脫上指八目蕪。番了。對大連。曰。口爰定弓和。任惠矢遠走。口當守屋胸。從樹倒落。是時賊衆躁亂。猶如落花亂風。散葉靡嵐。其時秦川勝賜御劍。懸入板木城。一切逆臣頭。口二人小將軍。大伴千連。阿倍。大臣。平群神手臣。直打入大連家。降伏餘黨。繫捉賊衆。封塞家戶。即爲建四天王寺於玉造岸。初點佛閣之基。とあり。帝王編年記云。迹見放矢射之。秦河勝斬首。ともあり。さて大和志に。河内國澁川郡。物部守屋墓。在太子堂村傍。有鏞矢冢。此守屋墓の事は。拾遺記にも記して。後より退き返らせ玉ひける所といふ。其北方に神妙の椋木あり。今は第三轉の木といふ。威しき大木なり。彼神妙椋木。實方六七町行きて。其所澁川といふ。其所に寺あり。推古天皇御願なり。彼寺の辰巳方二三町行て。野中に丘あり。上に椋あり。この三木守屋墓なり云々とあり。或人云。澁川郡太子堂村。町村制實施後は龍華村字太子堂と云。即ち守屋大連の尊領地にして。上宮太子戰勝の後。守屋の邸を沒收して。一字の寺を建立し。之を大聖勝軍寺と名け。四天王及太子の肖像を安置せらる。此等今は荒廢して。一小字を存するのみなれども。猶太子の遺物數品を藏せり。其前に一小池あり。土人呼んで守屋首洗の池といふ。守屋。○忽然自敗。本に忽を忽に作る。今改む。其の墓は其近傍にあり。此處は大板より大和法隆寺へゆく道路の傍なりといへり。

○合軍悉被皂衣云々。皂は黒縮也とあり。黒色の衣なり。衣服令に。家人奴婢椽の黒衣とあり。釋私記曰。始著戎衣。更着黒衣耳。案黒衣乎着意如何。師說未詳。集解に。按大連之軍將若家族輩。皆服皂衣。混賤以晦跡也とあり。右の如く見て有ぬへきか。なほ一考あり。次に云○廣瀬勾原。倭名抄大和國廣瀬郡に下勾郷あり。今は廢せれどこゝなるへし。通證に疑是萬葉集所謂百濟原と云れたれど。信かたし。またある書に。古記引日本紀萬葉云。勾ワと訓むとあれど。いかとあらん。

○馳獵を。カリスルマ子シテと訓るは。承る所ありし訓なるへし○而散の訓。ミアレヌは。アカレヌと訓へし。さて此處、文意を熟考るに。此合軍云々は。厩戸皇子及馬子等か軍の事なるへきか。上よりのつゝきをふと見れば。大連が軍のやうに通ゆれども。大連か軍は既に忽然自敗とあるを。いかてか馳獵の状などする暇あらむ。ここに此戰は河内國の事なるに。大和の廣瀬まで。敗軍の合りて行遁れんひまなかるへし。思ふに此は京方の軍の。戰ひに勝ちけるよろこひに。廣瀬勾原まで還りて。馳獵のさまして散したるものなるへし。さらば合軍の上に。於是などの字あらまほし。さてしか見たらんに。皂衣を被たるは。いかなるよしならむといふに。これは考に。安崇按に。下文を以見れば。古人狩獵には。必黒衣を著たるものならむと云り。さる事ありしにもあるへきか。なほよく考へし。

是役大連兒息與眷屬。或有逃匿葦原。改姓換名者。或有逃亡不知所向者。時人相謂曰。蘇我大臣之妻。是物部守屋大連之妹也。大臣妄

用妻計。而殺大連。矣。

葦原は。通證に。守屋所領地名有葦原。屬河内國。見平氏太子傳。とあり。已に出。これを荒芒之地と云るは非なり○或有。本に有字脱したり。今中臣本契沖本に據る○守屋大連之妹は。天孫本紀に。物部鎌東連公。贊古大連之子妹物部鎌足姫大刀自連公。此連公。小治田豐浦宮御宇天皇御世。爲參政。奉齊神宮。宗我鳥大臣爲妻。生豐浦大臣。名曰入鹿連公。鳥大臣は馬子なり。豐浦大臣は蝦夷なるを。名曰入鹿。とあるは誤おほつかなし。とあり。栗田寛云。崇峻紀に。蘇我大臣之妻云々。皇極卷に。物部大臣之祖母。物部弓削大連之妹。故因母財取威世。とある妻。又祖母。また母は。此鎌足姫の事と聞えたりと云り。さることなり。此鎌足姫は。馬子宿禰の妻として。蝦夷を生めり。蝦夷の子を入鹿と云り。故に入鹿には祖母にして。蝦夷には母に當れり。さて此舊事紀にては。守屋大連の弟贊古連の子なれば。姪に當れるを。書紀に弓削大連之妹と云るは。傳の異なりしなり。集解にも。紀傳。守屋之妹。蓋謂姪也。或舊事紀有誤也。而舊事紀以守屋之妹。爲布都姬夫人。爲崇峻天皇夫人。不載爲馬子之妻也。と云へり。

○妄用妻計而殺大連。通證云。考皇極二年紀。則妻計謂以私欲滅宗家上也。與馬子弑逆。滔天大罪。豈容天誅哉と云り。

平亂之後。於攝津國。造四天王寺。分大連奴半與宅。爲大寺奴田莊。以田一萬頃。賜迹見首赤檣。蘇我大臣亦依本願。於飛鳥地。起法興寺。

四天王寺。太子傳補欠記云。於玉造之東岸上。即以營四天王寺。始立垣基。攝津志云。玉造岡在大阪上東南。とあるこれなり。さて此後推古紀元年に。是歲始造四天王寺於難波荒陵とあり。其地の事は其處に云へし。○分大連奴半與宅。太子傳曆云。川勝斬大連頸。三小將軍。直入大連家。子孫資財田宅。皆爲三寺分。本願錄記云。子孫從類二百七十三人。爲寺永奴婢。沒官。所領田園拾八萬六千八百九十代。定寺永財。舉河內國弓削。破集五萬八千二百五十代。居宅三。作祖交間。衣摺。蛇草。足代。御立。葦原等八箇所地。都集十二萬八千六百四十代。攝津國於勢。撰江。嶋田。熊籠等。散地都箇所。并資財等。悉計三納寺分。唯以大連私田萬頃。賜跡見赤檣等とあり。○田莊は田處なり。○一萬頃。倭名抄。唐令曰。畝百爲頃。とあり。訓義仁德紀に出。○於飛鳥地起法興寺。飛鳥は高市郡にて。此地は即ち敏達紀に大野丘北とある處なり。さて此時起法興寺とはあれど。造り始にしは。元年紀に壞飛鳥衣縫造祖樹葉之家。始作法興寺。此地名飛鳥真神原。亦名苦田。五年紀に十月是月起大法興寺佛堂與三歩廊とある時の事なり。さて全く造り畢へしは。推古紀四年に見えたり。元平紀の下に云へし。

物部守屋大連資人捕鳥部萬。將一百人。守難波宅。而聞大連滅。騎馬夜逃。向茅渟縣有眞香邑。仍過婦宅。而遂匿山。朝廷議曰。萬懷逆心。故隱此山中。早須滅族。可不怠歟。萬衣裳弊垢。形色憔悴。持弓帶劍。獨自出來。有司遣數百衛士圍萬。萬即驚匿篁藪。以繩繫竹引動。

令他惑己所入。衛士等被詐。指搖竹。馳言萬在此。萬即發矢。一無不中。衛士等恐不敢近。萬便弛弓。挾腋向山走去。衛士等即夾河追射。皆不能中。於是有一衛士疾馳先萬而伏河側。擬射中膝。萬即拔箭張弓發箭。伏地而號曰。萬爲天皇楯。將効其勇。而不推問。翻致逼迫於此窮矣。可共語者來。願聞殺虜之際。衛士等競馳射萬。萬便拂捍飛矢。殺二十餘人。仍以持劍。三截其弓。還屈其劍。投河水裏。別以刀子刺頸死焉。河內國司以萬死狀。牒上朝廷。朝廷下符。符。斬之八段。散梟八國。河內國司即依符旨。臨斬梟時。雷鳴大雨。爰有萬養白犬。俯仰廻吠於其屍側。遂嚙舉頭。收置古冢。橫臥枕側。飢死於前。河內國司尤異其犬。牒上朝廷。朝廷哀不忍聽。下符稱曰。此犬世所希聞。可觀於後。須使萬族作墓而葬。由是萬族雙起墓於有眞香邑。葬萬與犬焉。

資人は。朝廷より充賜りて。貴人の家に召仕ふ者なり。親王に帳内と云ひ。諸臣に資人と云ふ。中古に家司などあるもこれなり。後の制には。職分資人位分資人などの名目あり。延喜式に。凡外散位六位動七等以下。情願者聽充帳内及職分資人。七位以下者。聽充位分資人。軍防令に。其資人不得取内八位以上子。唯充職分者聽。又資人一位一百人。二位八十人。三位六十人。正四位四十人。從四位三十五人。正五位二十五人。從五位二十人。などあり。上世の制は今知るへからず。○捕鳥部。垂仁紀に出。この捕鳥部は鳥取造の氏人か。又は其部人にもあるへし。○難波宅は。大連の別邸なるへし。本願縁起に引る。居宅三箇所とある内なるへし。攝津志に。東生郡森村。有守屋大連難波第址と云り。○茅渟縣有眞香邑。茅渟既出。有眞香は和泉志に。泉南郡阿間河莊とあり。神名式。和泉郡阿理莫神社。今泉南郡麻生莊久保村に在と。和泉志。三才圖會。名所圖會等に見えたり。栗田寛云。按久保村は舊阿間河郷なり。阿理莫。阿間河。安幕。共に音訓相通へりと云り。姓氏錄和泉神別。安幕首。饒速日命七世孫十千尼大連之後也。とあり。阿理莫神社は此祖神を祭れる社なるへし。○可不怠歟。此文法は集解に引る孟子梁惠王下曰。將使卑踰尊。疏踰戚。可不慎與。趙岐注。將使尊卑疏戚相踰。豈可不慎與。とあるを引て云へれど。其とは異なり。此の歟は助語のみ也。矣の字義に見へし。古訓に此三字ナオコタリソと訓る宜し。○憔悴。散木集に。よしさらはおふるひつちのかしけつ。物にもならて霜かれぬとや。言繼卿集に。いかなれはいとしも露にうるほひて。霜にかじくる草木なるらん。白氏文集二に季子憔悴時云

々○擬射。欽明紀占擬訓同。一訓にサシマヌキとあるは誤なり。○爲天皇楯。萬葉二十防人歌に。祁布與利波。可徹里見奈久豆。意富岐美乃。之許乃美多豆等。伊遲多都和例波。とよめるも同じ。古語のまよなり。平田翁云。此人守屋大連の忠心を心として。同じく朝廷の御楯となりて。仕奉らむと思へるを。翻らまに其をば其と推問玉はず。かやうに攻玉ふ事よ。と云る意と通ゆ。さてこれを以ても。大連の深き慮。又其底の心も推測らると云れしは。さることなり。○殺虜之際。本に際を除に作る。誤なり。今中臣本通證に引る一本に據る。○牒上。唐志尙書省。下達上有レ六。牒其一也とあり。こゝは其なり。また典籍便覽曰。自彼達此曰牒ともあり。○下符偶。續紀二十五詔に。官印乎押天。天下乃諸國仁書乎散天。告知之米ともありて。まづは印の事なれど。言義は押手なり。通證に符稱押手者。塗朱墨於手掌。押以爲信。今所謂手印也。券契稱手形。亦此遺名。仁和大嘗會歌。神代與利。天乃於志豆乃動奈幾。印爾立志。岩屋山可毛。唐志尙書省。符省下州。州下縣。縣下鄉。典籍便覽曰。體信關義曰符。符符省文。偶古稱字とあり。○臨斬梟時。本に梟を梟に誤る。今正す。○哀不忍聽の訓。通證に痛惜之義也。保與乎通とあり。按に痛愛の義なるへし。またたゞに痛はしにもあるへし。○葬をオクと訓は置なり。丘墓をオクツキと云るとは異なり。さて和泉志に。泉南郡阿間河莊。捕鳥部萬墓。在八田村。狗墓在萬墓北とあり。

河内國言。於餌香川原。有被斬人。計將數百。頭身既爛。姓字難知。但以衣色。收取其身者。爰有櫻井田部連膽淳所養之犬。嚙續身頭。伏側固守。使收已畢。乃起行之。

河内國言。京極本水戸本に。言上司字あり。さて通證に。以下至起行之。疑後人所增添也。とあれど。紀中かゝる記しさま。他にも例ありて既に云り。後人のしわざにはあらず。○餌香川原。古市郡惠我川なり。記傳云。餌香川は石川とも云て。石川郡より北へ流れて。古市郡を經。志紀郡の東堺をへて。大和川に入る川なり。○有被斬人は。此度の戰に大連方の人の。數多斬られしを云なるへし。されは此餌香川原は戰場なりしなるへし。前に萬か衛士等と戰ひし時の事を記して。夾河追射。また伏河側。また投河水裏などあるも。餌香川の事にて。其邊處々にて。人とも數多斬られしものと見えたり。○收取其身者。これまで河内國の言上ならば。者とも云なきなれど。古本に。なほ次の詞も一つよきの詞なれば。者は叶はず。按に首字の誤にて。收取其身首とありしものなるへくなほゆ。○櫻井田部連。應神紀に出。さてこの膽淳は。集解に蓋物部氏之黨と云る。さることなるへし。○犬をウヌと訓たるは。此より外に見あたらず。犬は和名抄毛群部に。兼名苑云。犬一名尨。爾雅集注云。狗犬子也。和名惠奴。又與犬同とあり。但し此抄に犬の訓をしるさぬは。省けるものか。また後に寫し脱したるにもあるへ

し。犬の以奴なること。萬葉其他にもみなしかよみたれば。混ふことなし。惠奴とあるは。犬子即狗の和名にて。犬の和名にはあらず。又與犬同とは。其狗を又は犬と同く以奴と呼しなり。なほ此事は。和名抄箋注に云ることとも引て。既に垂仁紀に云り。  
惠奴は。字類抄にエイヌとあるか。もとの正しき稱にて。常に惠奴と呼は省呼也。名義は白井寬隆が。餌犬の義にて。古事犬子を云るなる可しと云り。  
○使收已畢。本に畢を至に作る。今考本に據る。また中臣本には主とあり。使收已主なり。かくては櫻井田部連膽淳も。此時斬られたる人にて。其身頭知りかたかりしを。其養へる犬が。己か主を知りて收めしめたるを見るべし。

八月癸卯朔甲辰。炊屋姫尊與群臣。勸進天皇。即天皇之位。以蘇我馬子宿禰爲大臣。如故。卿大夫之位亦如故。是月。宮於倉梯。

甲辰。二日なり。○勸進。典籍便覽曰。勸請即尊曰勸進。魏晉以下用之。とあり。○即天皇之位。大日本史云。皇年代略記一代要記。並云年六十九。按本書享年缺。故不書とあり。○卿大夫の卿は。後の二位已上。大夫は五位以上を云。○倉梯。記に此天皇を。坐倉椅柴垣宮。治天下。肆歲とあり。倉梯既に出。帝王編年記云。倉橋宮分注。大和國十市郡とあり。大和志云。十市郡古蹟倉梯宮。倉橋村金福寺即此舊蹟。とあり。舊都趾要覽云。今磯城郡市郡。多武峯村。大字倉梯。字天皇屋敷。今の崇峻天皇御陵遷葬所と云。此處これ古の金福寺の跡也と云。これ皇居御舊蹟の一局部なるへし。或は云。字天王屋敷より。南の方八町餘に。今井谷と云地あり。この地に

みくるまはしなどの名稱存して。皇居の御址なりと傳ふと云り。さて拾遺記に引る本元興寺緣起には。椋橋天皇とも申し奉れり。

元年戊申

元年春二月。立大伴糠手連女小手子爲妃。是生蜂子皇子與錦代皇女。是歲。百濟國遣使并僧惠愍。令斤。惠寔等。獻佛舍利。百濟國遣恩率首信。德率蓋文。那率福富味身等。進調。并獻佛舍利。僧聆照律師。令威。惠衆。惠宿。道嚴。令開等。寺工太良未太。文賈古子。鑪盤博士將德白味淳。瓦博士麻奈父奴。陽貴文。陵貴文。昔麻帝彌。畫工白加。

小手子。紹運錄には子下に媛字あり。類史に手を平に作るは誤なるへし。蜂子皇子。此皇子の御墓。羽前國田川郡羽黒山にありと。陵墓一覽に見えたり。○惠愍。通證一本捺作聰とあり。考本には總とあり。○令斤。太子傳曆に斤を欣に作れり。○百濟國遣恩率云々。百濟國の三字。太子傳曆に又の一字に作れり。○聆照。拾遺記に引るに令照とあり。○太良未太。一人。文賈古子。一人の名か。太子傳曆には寺工一人とのみあり。○鑪盤博士。太子傳曆に鑪盤師とあり。集解云。大和志十市郡粟原廢寺。註寶塔露盤。今在多武峯妙樂寺。勅有銘曰。敬以科鑪盤。安置三重寶塔上。據此文。謂鑪工爲鑪盤也とあり。

但此文誤れり。まことの銘には。敬以露盤鑪盤を。同じきものと云るは然るへし。さて鑪盤師の鑪工なること。是上於三重寶塔七科鑪盤一突とあり。露盤鑪盤を。同じきものと云るは然るへし。さて鑪盤師の鑪工なることは論なかるへけれど。なへての鑪工を鑪盤師とは云かたし。此は専らこの物を作る工なるへし。○瓦博士。太子傳曆に造瓦師とあり。倭名抄。瓦和名加波良。切韻云。瓦焼泥爲之。蓋屋宇上。蓬萊子所造也。通證に。今按此佛寺之用。宜考齊明紀。大論釋迦文佛先世作瓦師とあり。○麻奈父奴。釋紀法隆寺古記に。父を文に作れり。○畫工。通證に。今按此亦佛畫師とあり。さて其下に。太子傳曆表曰。本國王傳奏。承陛下紹基踐祚。肇興佛道。漢帝東流之夢。法王西來之獻。於今驗矣。傳燈聖皇。復誕附神之下。立幢真人。重出馬臺之前。臣等不勝至善。貢渡三藏。大師律學比丘。伏請陛下照佛日於若木之郷。掩慈雲於扶桑之邑云々。太子大悅とあり。

蘇我馬子宿禰請百濟僧等。問受戒之法。以善信尼等。付百濟國使恩率首信等。發遣學問。壞飛鳥衣縫造祖樹葉之家。始作法興寺。此地名飛鳥真神原。亦名飛鳥苦田。是年也太歲戊申。

以善信尼等付百濟國使云々。此時の事を。拾遺記に引る本元興寺緣起云。椋橋天皇治天下時代。戊申年。送三六口僧。名令照律師。弟子惠愍。令威法師。弟子惠勳。道嚴法師。弟子令契。及恩率首真等。

下に鳳皇首。四口工人。竝金堂本様奉<sub>レ</sub>上。今此寺在是也。本元興寺時聽耳皇子太々王。大前白。太々王は。女に大后太  
信とあり。を申すか。法王帝親に。推古天皇を大々天皇とあり。昔百濟國乞遣法師等。及工人奉<sub>レ</sub>上。是事爲<sub>レ</sub>云何。時大后太々王告<sub>レ</sub>宣。以先種々事。今  
帝大前白。告。時。聽耳皇子具白。告事。時。天皇告<sub>レ</sub>宣。先帝之時。爲<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>所期。也。時三尼等官白。俱<sub>レ</sub>六口  
僧。且來。不<sub>レ</sub>具<sub>レ</sub>其師。故猶欲<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>百濟國。受戒。白。時。官問<sub>レ</sub>諸法師等。此三尼等欲<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>受戒。是事云何。  
法師答狀。如<sub>レ</sub>先客答。無<sub>レ</sub>異。時尼等強欲<sub>レ</sub>度<sub>レ</sub>白。時官許遣。弟子信善善妙合口尼等遣。以<sub>レ</sub>戊申。往。時聽耳  
皇子。大后太々王。大前白。弘<sub>レ</sub>佛法。官免許賜。今爲<sub>レ</sub>云何。時大后太々王。聽耳皇子馬古大臣二人告<sub>レ</sub>宣。今  
以<sub>レ</sub>百濟工等。作<sub>レ</sub>二寺。也。然尼寺者如<sub>レ</sub>標始。故今作<sub>レ</sub>法師寺。與<sub>レ</sub>告。時聽耳皇子馬子大臣二柱。共起<sub>レ</sub>法  
師寺。處。以<sub>レ</sub>戊申年。假垣假僧房。作。六口法師等令<sub>レ</sub>住。又櫻井寺内作<sub>レ</sub>屋。工等令<sub>レ</sub>住。爲<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>二寺。令<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>二  
寺求。云々。○飛鳥衣縫造。飛鳥衣縫部。雄略紀十四年に出。其部の造なり。  
大日本史氏族志。これを姓氏錄。和泉諸蕃。衣縫。百濟國神靈命之後也。とある  
族ならんと云れたるは信かたし。飛鳥衣縫部之先は。漢魏吳魏と。雄略紀にあればなり。  
○始作法興寺。始作とは此時作り始るなり。さて其作竟れるは。推古紀四年なるよし。下に見えたり。さて此寺は大和國高市郡飛鳥の地にありて。かくれもなきことな  
から。後には廢寺となれり。また此寺には種々の號ありしことにて。拾芥抄に。元興寺。飛鳥寺。本法  
興寺とあり。  
元興寺の名は。推古紀十四年に見え。飛鳥寺の名は。天武紀持統紀にも見えたり。  
大和志云。飛鳥廢寺在<sub>レ</sub>高市郡飛鳥村。一名元興寺。今安居院其遺趾。又云。飛鳥村南有<sub>レ</sub>地名苦田。とあり。これにて數名ありし事を知るへし。今飛鳥村の田畑の中  
に。礎石九十ばかりありと云り。これ其舊趾なるへし。さて此法興寺元興寺を。一寺にあらず二寺

なりと云る説あれども非なり。其は續紀元正天皇靈龜二年五月辛卯。始徙<sub>レ</sub>建元興寺于左京六條四坊。  
とありて。  
然るに拾芥抄に。靈龜元年に。飛鳥の法興寺を。奈良六條の第四坊に遷されて。元興寺と改めさせ給ふ。是を奈良のあすか寺と云なりとあり。元年は二年の誤なるべし。さて同紀養老二年八月甲寅。遷<sub>レ</sub>法興寺於新京。云々。  
大和志云。在<sub>レ</sub>奈。元興寺町。  
とあれば。法興元興兩寺共に。新都にうつされしなり。これにて法興寺と元興寺とは。もとより後まで別なるをささるへしと云る説は。一わたりはさる事のやうに聞ゆれと然らず。靈龜二年に徙建とありしは。造り始めし年を云ひ。さて三年經て。養老二年に全く造り竟たる由を。再記したるなり。即こゝに始作法興寺とありて。さて推古四年に。全く造竟られたると同じ文例なり。  
なほ其始は。既に用明紀にも。蘇我大臣亦依<sub>レ</sub>本願。なほこゝに同寺なる證ともを數多引へし。また於<sub>レ</sub>飛鳥地。作<sub>レ</sub>法興寺。とさへあるを思ふ可し。  
なほこゝに同寺なる證ともを數多引へし。またつ元亨釋書に。元興寺者。上宮太子又誓營<sub>レ</sub>寺。故於<sub>レ</sub>飛鳥地。創之。推古四年成。始曰<sub>レ</sub>法興寺。とあり。又拾遺記に引る。本元興寺緣起云。本元興寺西門。額面各異也。西門元興寺。南門飛鳥寺。東門品幡寺。北門法興寺云々とあり。  
行囊抄に。元興寺等村の内なり。東門飛鳥寺。西門法興寺。南門元興寺。北門法興寺。等寺。飛鳥寺。とも一疑はしき事なり。序に云。等寺をも一つなりと云れしは。同處なるべけれど。其起りは異なり。これらにて。法興。元興。飛鳥。みな一寺數名ありしことを知へし。右の書にて。なほ法興寺。又品幡寺とも云へりし事を知るへし。さるあかしをも知らて。元亨釋書の文をさへ疑ひしはいかにそや。是は人の思ひまごふ事にしあれば。くたくしけれと此に記しつ。○飛鳥眞神原。大和志云。高市郡神名備山。在<sub>レ</sub>飛鳥村上方。有三諸山神丘等支別。其野曰<sub>レ</sub>眞神原。又淺小竹原とあり。此地はかの天武天皇の御陵の。檜隈大内陵とありし處を。萬葉二に。明日香乃眞神之原爾云々ともよみて。もと明日香檜隈つときて



あれは。大内は小名。眞神は其邊の大名なるへし。同集十三の歌にもありて。それを大口の眞神原ともよめり。萬葉に老狼ありて。おほく人を食ふ。土民おそれて大口の神といふ。名に其住處一號大口眞神原一と。風土記に見えたり。狼は口の大きなものなれば。大口の眞神原とはつくるなり。虎をも狼をも。日本紀には神といへり云り。今按に風土記の説の如くならば。もとより地名は。大口眞神原と云るなれど。大口之は枕詞にあらず。然れども日本紀に。唯眞神とあれば。狼は口の大きなものなれば。大口の神と云ひ。眞神は即ち其物なれば。大口之と云ふ枕詞をおきたるを。風土記の説には。其を一つに合せて。もとよりの地名に。しかおへる如く語り傳へたるにもあるへしと云り。この大口を大内の誤ならんと。備守部は。○苦田。通證云。今尙存地名苦田。○是年也。本に也字云り。されど大口は眞神の枕詞にて。なほ本の如くなるへし。○苦田。通證云。今尙存地名苦田。○是年也。本に也字なし。今水戸本考本に據る。さてこの戊申年は。年代記に據るに。隋文帝開皇八年にあたり。

二年己酉

二年秋七月壬辰朔。遣近江臣滿於東山道。使觀蝦夷國境。遣完人臣鴈於東海道。使觀東方濱海諸國境。遣阿倍臣於北陸道。使觀越等諸國境。

近江臣滿。此氏は記に波多八代宿禰淡海臣之祖とあり。繼體紀二十一年に出たり。滿は名なり。中臣本及太子傳曆には滿とあり。集解には改めたり。近江國に滿生郡あれば。滿の方なるへし。太子傳曆云。二年太子奏曰。八方之政以レ使知之。願遣使三道。以察國境。即以近江臣滿云々とあり。○東山道。此は後の東山道なり。此名こゝに始めて見えたり。景行紀にあるとは異なり。さて東山道は。管する國。近江美濃飛騨信濃上野下野陸奥出羽とあれば。蝦夷國境までを觀せしめたまひしなり。○完人臣。姓氏錄左京皇別。完人

朝臣。阿部朝臣同祖。大彥命男。彥背立大稻腰命之後也。日本紀合とあり。完人の事は雄略紀に出。本氏の完人も右に同じ。天武紀十年四月。完人造老賜連姓。十三年十一月。完人臣賜姓曰朝臣とあり。孝謙帝時。越前丹生團百長。完人臣黑麻呂と云人。東大寺正倉院文書に見えたり。續後紀。若狹人外從五位下完人朝臣恒麻呂。同姓正六位上繼成等。改貫附左京。其より後には。平戸記に。後嵯峨帝時。圖書允完人時隆と云人見えたり。續後紀。伯耆人陰陽師完人首玉成。改賜春苑宿禰とあり。○東海道。後の東海道なり。管する所の國。伊賀伊勢志摩尾張參河遠江駿河伊豆甲斐相模武藏安房上總下總常陸なり。但し當昔は。武藏は未だ東山道に入れり。東海道に入りしは。此後寶龜三年の事なり。○阿倍臣の事は。孝元紀に出。さて此には名を缺きたりしを。太子傳曆に引るには。阿倍臣枚吹とあり。此人齊明紀に見ゆ。○北陸道。後の北陸道なり。管する國。若狹越前加賀能登越中越後佐渡なり。さて此人齊明紀四年に。此人蝦夷を討する大將となりたるは。北陸道を檢閲して。この方の境土に明らかなるを以てなるへし。

三年庚戌

三年春二月。學問尼善信等。自百濟還。往櫻井寺。冬十月。入山取寺。材是歲。度尼大伴狹手彥連女善德。狛夫人新羅媛善妙。百濟媛妙光。又漢人善聰。善通。妙德。法定照。善智聰。善智惠。善光等。鞍部司馬達等子。

多須奈。同時出家。名曰德濟法師。

櫻井寺。太子傳備講云。元興寺緣起曰。三尼還住。櫻井寺。此初起。櫻井道場。今豐浦寺也。拾遺記に引も同じ。法王帝說裏書にも。右の如くありて。注に初櫻井寺云。後豐浦寺云。とあり。大和志云。高市郡廣嚴寺。在豐浦村。舊作向原。又名豐浦寺。傍有井曰櫻井。又名板葉井。續紀童謠曰。豐浦乃西在也。櫻井。白壁之豆久也とあり。欽明紀に。稻目宿禰淨。捨向原家。爲寺とある。即是なり。さて上に引る本元興寺緣起。また行囊抄等に據るに。これも元興寺法興寺など一所なり。但し後には。かく一所になれども。其始は彌か離れてはありしなるべし。其なほ其時の事を。元興寺緣起に。後上宮皇太子。起菩提寺。無僧。故就島大臣。請善信尼等。令住菩提寺也。爰集三口尼。授戒法とあり。されど後には菩提寺に住しめたるなり。かくて類史受戒の下に。三年二月此年とあれども。本史二月の下に受戒の條なし。此三月の文を受戒の内に入れられしを。後に誤て二月と爲しものなるべし。序に云。右の櫻井寺を。通證に倣名抄河内國河内郡櫻井。今云。天萬寺村。寺今廢。とあるは非なり。○狛夫人。通證云。伊呂衣比登。釋同。於陸見欽明紀。此蓋狹手彦伐高麗時。所虜者也。と云れたり。さて元興寺緣起に。此文を引るに。狛上に大伴二字あり。もしくは。大伴狹手彦。率來れるに依れる名か。中臣本にもあり。されど此は衍なるべし○法定照。釋紀に一人名と爲り。次なる善智聰も一人。善智惠も一人なり。但し元興寺緣起に引るには。智字なくて善惠なり。釋紀は善聰以下七人と爲り。元亨釋書には八人と爲るは誤なるべし。また按に釋書によらば。善

智善惠を以二人とすべきか。然らば惠上善字を脱したるにもある可し○德濟法師。本に濟を齊とあり。釋もされど中臣本元興寺緣起に引るには濟に作れり。故今從ふ。元亨釋書に。釋德齊梁人司馬達等之子也。與漢人善聰等八人同出家とあり。

四年辛亥  
四年夏四月壬子朔甲子。葬譯語田天皇於磯長陵。是其妣皇后所葬之陵也。

此年を法興元年といふ。此事下に云。甲子は、十三日○磯長陵は。記に川内科長とあり。諸陵式に河内磯長中尾陵。譯語田宮御宇敏達天皇。在河内國石川郡。兆域東西三町。南北三町。守戸五畑とあり。河内志に。在石川郡半室村西と云へり○其妣皇后所葬之陵。御母石姬なり。諸陵式に。磯長原墓。石姬皇女。在河内國石川郡。敏達天皇陵内。守戸三畑とあり。なほ此陵の事。推古紀なる用明天皇御陵の下に。記傳ありて云り。凡て此科長に御陵六あり。此天皇。用明天皇。推古天皇。孝德天皇。此皇后。聖德太子。神名帳に科長神社もあり。

秋八月庚戌朔。天皇詔群臣曰。朕思欲建任那。卿等何如。群臣奏言。可建任那官家。皆同陛下所詔。冬十一月己卯朔壬午。差紀男麻呂宿禰。巨勢臣比良夫。膳臣。大伴嚙連。葛城烏奈良臣。爲大將軍。率氏氏臣連。

爲<sub>ツキノイタサノキミ</sub>裨將部<sub>タムロノサト</sub>隊領<sub>ヒキヤテ</sub>二萬餘軍出居筑紫遣吉士<sub>フタヨロツアマリノ</sub>磐金於新羅遣吉士木蓮子於任那問任那事。

十一月。本に一を二に作る。大日本史十一月四日壬午下に云。本書曰。十二月己卯朔壬午。今據干支。從<sub>ニ</sub>聖德太子傳曆<sub>一</sub>とあり。中臣本にも十一月とあれば。二は誤なること明かなり。故今從ふ○壬午。四日なり○紀男麻呂宿禰。水戸本及太子傳曆に引るに。紀下臣字あり。補ふへし○巨勢臣比良夫。太子傳曆及拾遺記に。巨勢臣猿とありて。比良夫の三字なし○膳臣<sub>膳を本に換に作る。今考本小寺本等に據る。</sub>の下。集解に加拖夫三字を補ひて。據<sub>ニ</sub>即位前紀<sub>一</sub>と云り。太子傳曆及拾遺記に。此の文を引るに此人なし。もとよりなかりしものなるへし。偕は四將軍なり○葛城烏奈良臣。太子傳曆に葛木臣小楢とあり。さて此氏は蘇我氏なり。この事推古紀三十一年の處に委く云○裨將の訓。古くスケノイタサノキミとあるに依へし。ツキノ云々と訓るは。次をスケと訓へきを。ツキと訓誤りしものなるへし○部隊の訓。ヘタムロと訓るは誤なるへし。右旁の訓よろし○二萬餘軍。太子傳曆には。領<sub>ニ</sub>二萬六千<sub>一</sub>。出居<sub>ニ</sub>筑紫<sub>一</sub>。太子謂<sub>ニ</sub>左右<sub>一</sub>曰。此軍不<sub>レ</sub>遂。雖<sub>レ</sub>行止<sub>ニ</sub>徒費<sub>ニ</sub>人力<sub>一</sub>。莫<sub>レ</sub>若<sub>ニ</sub>停止<sub>一</sub>。天皇聞而惡<sub>レ</sub>之とあり。さて此時筑紫に屯したるか。太宰府を置しはじめならむと云説あり。さることなるへし。この府のことは推古紀に云へり○吉士磐金。本に磐字を脱せり。今通證に引る一本及考本による。推古紀五年にも此人出たり。さて吉士は。繼體

紀欽明紀敏達紀等に出て既に云り。新羅の官等より出たる姓なり。

五年壬子

五年冬十月癸酉朔丙子。有獻<sub>キ</sub>山猪<sub>ヲ</sub>。天皇指<sub>テ</sub>猪<sub>ヲ</sub>詔曰。何時<sub>ニ</sub>如斷<sub>ニ</sub>此猪<sub>一</sub>之頸。斷<sub>ニ</sub>朕所嫌<sub>ニ</sub>之人<sub>一</sub>。多設<sub>ニ</sub>兵仗<sub>一</sub>。有<sub>ニ</sub>異<sub>一</sub>於常。壬午。蘇我馬子宿禰聞<sub>ニ</sub>天皇所詔<sub>一</sub>。恐<sub>レ</sub>嫌<sub>ニ</sub>於己<sub>一</sub>。招<sub>ニ</sub>聚<sub>ニ</sub>儻者<sub>一</sub>。謀<sub>レ</sub>弒<sub>ニ</sub>天皇<sub>一</sub>。是月。起<sub>ニ</sub>大法興寺<sub>一</sub>。佛堂與<sub>ニ</sub>步廊<sub>一</sub>。

丙子。四日なり○山猪。通證に。山猪野猪也。倭名抄。野猪。和名久佐井奈岐。獻<sub>レ</sub>之者供御之用也。集解に綱目。案猪一名山猪。蓋此謂野猪。とあり。されどこの山猪は。山野に住る猪には非ずして。猪飼部の飼たり非<sub>ニ</sub>靈猪<sub>一</sub>。神功皇后紀所謂赤猪也。し猪なり。記傳云。中昔よりこなたには。獸肉を食ふことなき故に。猪を養ふ事もなくして。たゞ猪とこいへは。野山に放れ居る猪のみにて。其は漢國にて野猪と云ひ。崇峻紀には山猪とありと云り○猪之頸。類史及兼永本に頸を頭とあり ○斷朕所嫌之人。通證云。今按以此詔考之。馬子既有<sub>ニ</sub>弒逆<sub>一</sub>之幾也。然則前年出<sub>ニ</sub>諸將於筑紫<sub>一</sub>。亦是馬子空<sub>ニ</sub>内以逞<sub>ニ</sub>惡之陰謀<sub>一</sub>耳と云り○壬午。十日なり○起大法興寺。大法興寺と云名。他に見わねは疑はし。右旁の訓によれば。大起法興寺とありしか。倒置せしなるべし○步廊。和名抄。廊和名保曾止乃。江次第細殿とあり。舊訓に此をカキとあり。廻廊は垣の意もあれば。

さも云しなるべし。

十一月癸卯朔乙巳。馬子宿禰詐於群臣曰。今日進東國之調。乃使東

漢直駒殺于天皇。或本云。東漢直駒。東漢直磐井子也。是日葬天皇于倉梯岡陵。或本云。大伴

龍之衰。使人於蘇我馬子宿禰。曰。頃者有獻山猪。天皇指猪而詔曰。如斷猪頭。何時斷朕思人。且於內裏。大作兵仗。於是馬子宿禰聽而驚之。

乙巳。三日なり。○使東漢直駒。平田翁云。東國の調進らする人に。この者を仕立たる也と云り。○殺于天皇。水戸本に殺字を弑に作れる宜し。上文に巳に謀弑とあり。太子傳曆云。五年春二月。天皇密敕太子。曰。天尊地卑。貴賤位。君南面臣北面。是理常也。而蘇我臣内縱私欲。外似詐飭。雖初有與。如來敎。而无和順忠義情。汝以爲何。太子奏曰。三綱五常聖人難行。陽九百六愚臣爲害。今大臣可謂驕臣。佛敎有六波羅密。其中忍辱。亦佛深誨。臣願陛下。行此功德。能有推移。樞機發榮辱。主也。陛下錯口。莫妄發動。天皇順之。天皇爲性剛腸。不容物非。太子常納諫數矣。冬十月。有人獻山猪。太子侍側。天皇指猪曰。何日如斷此猪頭。斷朕所嫌之人。太子大驚奏曰。禍始於此。聊令曲宴。群臣左右宿衛之人。各賜祿物。太子自戒曰。今日敕。卿等莫語他人。有一愚士。語於大臣。大臣聞之。恐嫌於己。召東漢直駒。私詭募曰。卿爲吾弑天皇。欲報之德。任卿之情。駒性癡驕。亦有擔力。亦得出入禁中。夜

入宿衛之中。問陛下起居。聞安寢靜密。直入拔劍。得犯天譴。群臣大驚。大臣遣人。捕諸驚恠人。人皆識而不言。太子聞而大哭曰。陛下不用愚兒之言。是過去報也。唯恐大臣不脫。其報忽至。駒雖用言。亦復不免とあり。この事扶桑略記にも出さて此天皇の崩年は。大日本史云。本書享年缺。水鏡神皇正統記皇代記一代要記。並曰七十二。皇胤紹運錄皇年代略記歷代皇紀七十三。未知孰是とあり。岩本正方か此天皇御崩年弁云。他書共を校へて考合するに。扶桑略記。水鏡。一代要記。神皇正統記。神明鏡。皇代記。如是院年代記。興福寺略年代記。皇帝系圖。仁壽鏡には。崩年を掲げて七十二とし。簾中抄。皇代曆。皇年代略記。歷代皇紀には。七十三とす。この外皇胤紹運錄にも。繼體十四年辛丑降誕。天皇元年三月即位。六十五年十月崩。七十三。爲馬子宿禰。被殺とあり。さて假に紹運錄の説に従ひて。繼體天皇十四年を以て。降誕の年と思ひ定むる時は。長曆を以推すときは。十四年は庚子なり。辛丑は十五年に當る。されば紹運錄の干支は一年の違あり。御父欽明天皇の十二歳にならせ給ふ年なり。いかに早くより皇子生み玉ふとも。十二歳の御時迄に。十二人の皇子をやは生つけ玉ふへき。日本書紀に第十二代要記皇代曆には第六子。尊事紀聖德太子傳曆帝王國年記愚管抄皇年代略記神明鏡には十五子。歷代皇紀には十六子。皇代記には十子。如是院年代記には十一子。東寺王代記には三子。興福寺略年代記には二十三子とあれは。諸書の数も同じからず。さるは。もしくは父帝の崩年に。誤傳あるかとも思へとも。さにはあらず。欽明帝の崩年は。六十三とある傳を宜しとす。とこそせければ今委しくいはず。又此崇峻帝の御母は。稻目宿禰の女小姉君なり。稻目宿禰は。欽明紀に三十一年三月薨と見え。一代要記に六十五。但し要記に。二十一年三月薨。皇代曆に三十一年三月に作るは。何れも然るの誤ならん。とあるに據て逆算する時は。武烈天皇の八年丙戌の誕生にて。繼體天皇の十四年には。僅に十五歳にこそならぬ。其女の皇子生むへきいはれなし。さる

は七十二又七十三とある傳の。信かたき事は又論をまたす。然るを風吹合にて編輯せし。古史年歷圖略には。用明帝の崩年を六十九とあり。正方按に。此崩年より推算すれば。父帝の十一歳の御時に。生れ玉へる皇子なれば。年紀合はず。其は上に云る説に準へてさざるべし。崇峻帝を七十三と記し。谷森權松が帝皇略譜には。この傳を遵守して。用明崇峻の二帝を以て。敏達帝の御兄と定めたり。又近き頃。元老院にて編輯せられし御系圖にも。崇峻帝の崩年を七十三と記され。さてこの天皇の崩御には。忌々しき次第あり。既に書紀を撰みし頃にてすら。御崩年の傳は自ら失たりけん。假令當時言傳へけん説ありとも。前後の年紀に。かけ合はぬ事なごありしを以て。撰者もさる心しらひにて。本紀には久記さよりけん。然るを遙か後の世に撰める扶桑略記を始め。次々の書どもに七十二。はた七十三など記さるゝは。もしくは推古天皇の御崩年などを。ふと打混じたることありしを。何心なく書つきたりし誤にこそあらめ。かにかくにこの天皇の御年紀は。後世よりは。きはやかに。おし定めかたしと云れたるは。けにさることゝもなり。さて記に壬子年十一月十三日崩とあり。此紀と年月は合て日は差へり。此紀の乙巳は三日なり。若くはかの巳字は卯の誤か。己卯ぞ十三日なると記傳に云り○是日葬。記傳云。天皇崩坐て即日葬奉れること。古今にわたりて例あらめや。當時馬子賊が威權のほど。おしはかられたりと云り○倉梯岡陵。諸陵式に。倉梯岡陵。倉梯宮御宇崇峻天皇。在二大和國十市郡。無二陵地并陵戸。記傳云。陵地陵戸の無きこと。是又例なし。何の故威權を長みてなるべし。然れども後に至りては。陵地陵戸を置るべき事なるに。然ることなかりしは。いかにやと云れたり。此御陵大和志に。倉橋村東。今日赤坂。陵畔有二家六。と云り。今赤坂と云坂上に在り。圓き塚にて。松樹多く生繁れりと云り○朕思人。通證に。思念也。故善惡並日思人の倭語也と云れど。たしかならず。思の上もしくは嫌字など脱しうか。又は思は悪字などの誤にもあらんか。

考へし。

丁未。遣驛使於筑紫將軍所曰。依於内亂。莫忘外事。是月。東漢直駒偷河上娘。蘇我馬子宿禰女也。隱蘇我娘嬪河上娘爲妻。馬子宿禰忽不知河上娘爲駒所偷。而謂死去。駒奸嬪事顯。爲大臣所殺。

丁未。五日なり○遣驛使云々。かねて馬子が心しらひし置る巧なるへし。大日本史にも。崇峻帝崩。推古帝未即位。馳驛筑紫。蓋馬子所爲也。と書れたり。かく將軍を遙かの所に遣し置て。莫忘外事。など云ひ送りしは。己か罪を鳴らされん事を恐れしなるへし。考云。此時朝廷の群臣等。馬子を誅へきほどになくとも。駒を誅する人あるへきに。天罰を以て密淫をなし。馬子が自ら殺すこと。罪のかれ難きゆゑなり。此時厩戸皇子まします。始終馬子を取立助けんと爲玉ふこと。これ亦罪の歸する所あるへしといへる。さることなり○蘇我嬪河上娘。本に嬪上に娘字あるは衍なり。中臣本にはなし。校友に。一本嬪二字元とあり。されど嬪字はあるべし。太子傳層にも。奸天皇嬪とあり。○爲大臣所殺。太子傳層に。大臣寵駒賜物无數。出入宅第。不拘内外。偷姦大臣女河上嬪。大臣大怒曰。漢奴雖用吾言弑天皇。何以得奸吾女子嬪。且夫此奴手弑天皇。吾惡名傳於千載者。此漢奴也。即於庭前。懸髮木枝。大臣自射曰。汝雖用吾言。而弑天皇。罪一。汝性癡驕。不慮吾怒。輒以奴手殺天皇。罪二。汝偷姦天皇嬪。罪三。

每レ數ニ一罪。即放ニ一矢。駒叫呼曰。吾當ニ其時。唯識ニ大臣。未レ識ニ天皇尊。自餘不ニ敢辭謝。大臣大怒。投  
レ劍潰レ腹。次斬ニ其頸。太子聞之。謂ニ左右曰。弑レ君之名。雖レ有ニ此誠。千歲之後。不レ能レ雪レ之とあり。駒  
か如此殺さるゝは。本より當然の事なれども。馬子か其罪を數へたるは甚しき事なり。其惡逆を。太  
子を始め。誰一人制し咎むるものだになかりしは。實に馬子か威權に恐れ居たるものなれど。餘りに  
遺憾き世の態なりかし。

### 日本書紀卷第二十一

終字本に無きは例にたかへり。脱したるなるへし

### 日本書紀通釋卷之五十三

飯田武郷謹撰

### 日本書紀卷第二十二

豐御食炊屋姬天皇

推古天皇

魏志孫禮傳云。何必推レ古問レ故。以益ニ辭訟。

推古天皇  
紀

豐御食炊屋姬天皇。天國排開廣庭天皇中女也。橘豐日天皇同母妹也。  
幼日額田部皇女。姿色端麗。進止軌制。年十八歲立爲淳中倉太玉  
敷天皇之皇后。三十四歲淳中倉太珠敷天皇崩。三十九歲當于泊瀨部天  
皇五年十一月。天皇爲大臣馬子宿禰見殺。嗣位既空。群臣請淳中倉太  
珠敷天皇之皇后額田部皇女。以將令踐祚。皇后辭讓之。百寮上表勸  
進至于三。乃從之。因以奉天皇璽印。冬十二月壬申朔己卯。皇后即天

## 皇位於豐浦宮。

中女。欽明天皇皇后之所生には。笠縫皇女更名。後田毛皇女。其六女を生玉ふ。其一を磐隈皇女。更名。夢皇女。其二を豐御食炊屋姫尊。其三を大宅皇女。其四を大伴皇女。其五を肩野皇女。其六を舍人皇女と申せり。欽明紀に見ゆ。されは磐隈皇女を長女とし。此天皇を中女とは申しとなりけり。但し舊事紀には中字なし○進止軌制。進止は進退と云か如し。既に出。軌制。和訓栞云。日本紀に幹了。軌制。明直などをよめり。長々オホクしなり。萬葉集源氏物語大和物語などに。をさくといへる詞。大かたに通ひて聞え侍るなり。眞名伊勢物語に治字を填り。又願の意なりとも云りあり。但し萬葉集以下の説はたかへり。なほ成務紀に云り○歳十八歳。此御年には論あり。次に云○淳名倉太玉敷天皇。玉は珠の誤なるへし。集解には改たり○三十四歳。水戸本に二十八歳とあり。次なる三十九歳を。同本に三十四歳とあり。共に論あり。次に云○見殺。舊事紀に殺を弑とあり○淳中倉の倉を。本に食に誤る。今訂せり○額田部皇女。此を以て見れば。皇后の時の御名は。かく申奉れりしなり。豐御食云々は。即位後の御稱名と通えたり。但し假名本には此御名の五字なし○上表。假名本に此二字なきや然らん○奉天皇璽印。百寮の勸進すとは云なから。みな馬子かはからひなり。此に就て通證に。今按守屋亡。而權歸馬子。於是外依浮屠無君父之法。而内匿弑逆大惡之罪。剽立女帝。以紊人極之大綱。擅弄

朝權。以毀神聖之舊法。以其妻物部鎌足姫。大刀自連公。爲參政。令其子冒物部姓。始滅亡之道。同太子作史。混潘開關以來君臣異祖之統。蔑如天下之耳目。是皆天地之間非常之變。嗟乎亦甚矣哉。入鹿之將傾日位。其由來久矣。雖然皇天御運。不三世而夷滅。至此紀之揭日月。則其史有如亡。不亦幸乎。と云れたるは。さることなり。但し馬子か太子と共に作れる史に云々といひ。また其史有如と云れたるは。今世にある舊事紀を。其と見て云れたる説にや。おほつかなし。舊事紀には右に云るか如き事見えす。此紀とは差へる處あれども。故に造れるものとも見えす。かつ舊事紀をまことの書と見られたるも。今にしては甚いかなり。此はついでに云のみ○己卯。八日なり○即天皇位は。正統記云。昔神功皇后。六十餘年天下を治玉ひしも。攝政と申して。天皇とは號し奉らざるにや。此帝は正位に即給ひけるにこそ○豐浦宮。大和志に。高市郡古蹟豐浦宮在豐浦村とあり。なほ此宮蹟のこと。十一年の下に云ふへし。さて此天皇御即位の下に。大日本史に大臣蘇我馬子如故大臣以下公卿補任あり。さてこの天皇の即位の御年のことも。同史に。按本書天皇年十八立爲皇后。三十四敏達帝崩。三十九崇峻帝崩。又天皇崩下注云。七十五。今推千支數之。前後年紀自相反。蓋有二誤。故今不書。皇年代略記曰。欽明帝十七年丙子生。敏達帝五年爲皇后。年十九。皇年代略記。丙子歲生。二十一爲皇后。三十七即位。水鏡愚管抄帝王編年記。並即位三十八歲。亦不取とあり。

元年春正月壬寅朔丙辰。以佛舍利。置于法興寺。刹柱礎中。丁巳建刹柱。夏四月庚午朔己卯。立厩戶豐聰耳皇子。爲皇太子。仍錄攝政。以萬機悉委焉。橘豐日天皇第二子也。母皇后曰穴穗部間人皇女。皇后懷妊開胎之日。巡行禁中。監察諸司。至于馬官。乃當厩戶。而不勞忽產之。生而能言。有聖智。及壯。一聞十人訴。以勿失能辨。兼知未然。且習內教於高麗僧惠慈。學外典於博士覺智。兼悉達矣。父天皇愛之。令居宮南上殿。故稱其名。謂上宮厩戶豐聰耳太子。

丙辰十五日なり。○佛舍利。十四年紀に。勅鞍作鳥。曰。朕欲與三陸內典。方將建佛刹。肇求舍利。時。汝祖父司馬達等。便獻舍利。據是は此舍利は。司馬達等の献する所なりと。集解に云れたり。○刹柱。通證に私記曰。刹字音讀。玉篇刹刹柱也。字典釋家上立刹柱。中藏舍利子。亦曰刹。經音曰。梵云刹瑟致。此云等。今略名刹。即幡柱也。倭名抄四聲字苑曰。檠佛塔中心柱也。俗云心乃波之良。とあり。右の如く刹は柱の事なるか。寺の事にもなれるなり。増韻に刹僧寺とも云り。○礎。倭名抄礎都美以之。一云以之須惠。○丁巳は十六日。○己卯は十日。○爲皇太子。時に太子年二十二なり。拾遺記云。夏四月天皇初聞群臣

之奏。勅曰。吾女身。性不解物。萬機日慎。國務滋多。天下事宜。即立太子。爲皇太子。とあり。○錄攝政。正韻に錄總也とあり。○以萬機悉委焉。正統記云。厩戶皇子を皇太子として。萬機の政を任せ玉ふ。攝政と申しき。太子の監國といふこともあれと。それは暫の事なり。これは偏に天下を治め玉ひけり。○第二子の事。用明紀に云り。○馬官。倭名抄左右馬寮。左右乃牟萬乃豆加佐。○監察諸司。記傳云。此時用明帝いまた天皇に坐まされは。監察諸司はいかゞ。思ふにこれはたゞ何となく。其あたりへ行きまじゝをりの事にそ有けんと云り。○産之。敏達天皇元年正月一日なり。太子傳曆云。敏達天皇元年壬辰春正月一日。妃巡第中。到于厩下。不覺有産。入胎正月一日。開胎亦正月一日。女孺驚抱。疾入寢殿。妃亦無恙。安宿帳內。皇子驚詢云々。天皇大異。勅群臣曰。此兒後有異於世。即命有司。定大湯坐若湯坐。而沐浴抱舉。天皇以裸受之。授皇后。皇后授父皇子。皇子授妃。妃披懷受。身體太香。三日夕天皇設宴。賜物群臣。七日夕皇后設宴。賜物後宮。大臣已下相次獻饌。偶之養產。定孀母三人。并取臣連女。太子傳曆云。太子傳曆云。敏達天皇元年夏四月。太子能言能語。生れて四月の事なり。又云。三年甲午春三月桃花之日。皇子與妃率太子遊於後園。太子在抱近皇子。皇子問曰。吾兒何。謂桃花爲樂。松葉爲賞。太子答曰。松葉爲賞。皇子問之何以。太子答之。桃花一旦之榮物。松葉萬年之貞木也。故可賞之。なごあ



り。太子是時三歲なり。この事をよみて。天慶六年竟寧歌に。藤原朝臣師尹。佐支那保敷。波奈平者於波旦。登與止差己。高津爾者見萬須。伊呂那賀利介里。○及壯。活字本には。此下に有<sub>二</sub>聖智<sub>一</sub>の三字あり。集解には改めたり。宋史の傳に。用明天皇有<sub>二</sub>子<sub>一</sub>。曰<sub>二</sub>聖德太子<sub>一</sub>。年三歲。聞<sub>二</sub>十人語<sub>一</sub>。同時解<sub>レ</sub>之。とあるは聊か異なり○兼知未然。平田翁云。かくまで深き御心にまじく<sub>レ</sub>なから。彼御心を合せ玉へる馬子等か爲に。三世までもなく。直に其御子等の害せられ玉ふことの未然を。知玉はさりけるはいかに云々。と云れたれど。身後の事までは。聖智と雖知玉ふよしあらめや。此は餘り酷<sub>レ</sub>じき論なり。此皇子信に神に通じては。いましけるなるへし○内教外典。通證云。今按内教謂<sub>二</sub>釋教<sub>一</sub>。外典謂<sub>二</sub>儒典<sub>一</sub>。是浮屠氏之私言。とあり○覺智。同書云。疑是百濟人。とあり○兼悉達矣。秘閣本中臣本及舊事紀に。兼を並に作れり○宮南上殿。この事上に出。そこにも引る明一傳と云ものには。令<sub>レ</sub>住<sub>二</sub>大宮南上大殿<sub>一</sub>とあり。同じことなり○稱を。タトへと訓に就て。記傳に。稱は多々閉と訓。神代卷に稱辭と見え。式の諸の祝詞に。稱辭竟奉と云ること甚多し。皆多々閉許登と訓り。大神宮儀式帳に。天津告刀乃厚廣事遠。多々倍申とあり。言の意は。水の満たるをタ、ヘタリと云と同じくして。言を至し極め。満足はして。稱贊る意にやあらむ云々。又推古紀に稱<sub>二</sub>其名<sub>一</sub>云々。天武紀に<sub>二</sub>謚<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>大三輪眞上田迎君<sub>一</sub>。などある訓は。贊稱<sub>二</sub>るを多登閉<sub>一</sub>と云るなり。然云るゆゑは。凡て物をほむるには。祝詞などにも。多く物に譬へて。如<sub>二</sub>横山一打積置豆<sub>一</sub>など云。出雲國造神賀詞などにも。種々のものにとへて。天皇を贊<sub>二</sub>申し<sub>一</sub>。又常に常磐爾堅磐爾と云も。磐の如くにと譬へ云るなり。されは稱贊<sub>二</sub>ることを<sub>一</sub>。やかて多登

布と云るなるへし。此に依て思へは。かの稱辭をタ、ヘコトと訓るは。タトヘコトを詛れるにやあらむ。此稱辭の訓の外には。贊<sub>二</sub>ることをタ、ヘと云る訓見えされはなり。然れども又稱をタトへと云ことも。右の書紀の訓の外には見えされは。今は舊のまゝにタ、ヘと訓るなり。と云るに據らば。タトへの訓も捨かたし。

秋九月。改葬橘豐日天皇於河内磯長陵。是歲。始造四天王寺於難波荒陵。是年也太歲癸丑。

改葬河内磯長陵。記云。此天皇御陵在<sub>二</sub>石寸掖上<sub>一</sub>。後遷<sub>二</sub>科長中陵<sub>一</sub>也とあり。石寸掖上は。石寸池上なるへきよし。版に云り。記傳云。科長は上に出。諸陵式に。河内磯長原陵。磐余池邊列槻宮御宇用明天皇。在<sub>二</sub>河内國石川郡。兆域東西二町。南北三町。守戸三烟<sub>一</sub>とあり。中<sub>二</sub>は此御陵<sub>一</sub>。敏達天皇御陵と。推古天皇御陵との。中間に在を以て。後に分て云なるへし。式には。此御陵を。磯長原陵とあるに。石姫皇女の御墓をも。磯長原陵とある。其は敏達天皇御陵と同域なるに。敏達天皇の御陵は。磯長中尾陵とあり。是を以て思へば。此の中も中尾にて。尾字の脱たるにもあらんか。いざいかならばし。太子傳曆には。此御陵をも中尾山陵とあれども。信かたし。彼書に。此天皇二年秋七月。天皇葬<sub>二</sub>於河内科長中尾山陵<sub>一</sub>と云るも。改葬なることをわかまへざるひかことなり。前皇席陵記に。或曰在<sub>二</sub>春日村<sub>一</sub>。上太子御墓山辰巳可<sub>二</sub>五六町<sub>一</sub>。大和志にも。在<sub>二</sub>春日村<sub>一</sub>と云り。○始造四天王寺於難波荒陵。崇峻紀に。平<sub>レ</sub>亂之後。於<sub>二</sub>攝津國<sub>一</sub>造<sub>二</sub>四天王寺<sub>一</sub>とあるは。其始基の處にて玉造岡なり。此事既に崇峻紀に云り。さて此に始造とはあれども。前なるを壞ちて。こゝに移せるなり。そは通證に引る本願緣起に。以<sub>二</sub>丁未歲<sub>一</sub>。始建<sub>二</sub>玉造岸上<sub>一</sub>。癸丑歲壞移<sub>二</sub>

荒陵東。ごあり。丁未歲は。用明帝の崩年。扶桑略記。四天王寺法號荒陵寺。荒陵郷、東建立。故以之處村、號寺。荒陵は通證に。在東生郡天王寺村。山名荒陵。前皇唐陵記に。天王寺舊記云。四天王寺在難波荒陵村。故俗號荒陵寺。寺西南有荒陵。相傳仁德天皇築之以爲陵處。其後以爲此地不可。更石津原。以爲陵處。大山陵是也。此陵空荒。故名荒陵。俗云茶白山。ごあり。拾遺記云。是年四天王寺壞渡。建難波荒陵東下。古老傳云。彼荒陵者今大塚是也。從西門西大路南。在五町計。而其荒陵得名者。昔仁德天皇崩御之時。爲彼御陵。被築大塚之處。口口捨置畢。仍此地云荒陵也云々。ごあるにても明らかなり。さて四天王寺の事もこゝに擧へし。攝津志云。四天王寺。天王寺村山號荒陵。一名三津寺。又名難波大寺。又稱法華園。又名敬田院。新古今和歌集曰。難波之三津乃寺爾而。蘆葉曾與久乎聞而。僧正行基云々。夫木和歌集曰。慈鎮和尚。難波瀉。法乃花園。開都追云々。推古天皇元年春正月。始造寺於難波荒陵。中央則建金堂六時堂等。殿堂十餘宇。固巍々然。五層浮屠。高聳雲間。伽藍則石神荒神十五社等。十餘叢祠。僧居則十室。列諸堂北。鐘樓。則懸釋兼好所云黃鐘調之鐘。繪堂則釋慈圓爲主務。四壁圖九品淨土騷人詠題者。聖靈院則安太子真像。元亨釋書所謂。僧仙命燃指所冥福者。四面有門。西門最宏大云々。又有流記一卷。傳云。太子所書。其文曰。域內東西八町南北六町。東界百濟郡。南至堀河。西接荒陵岸。北至三條中小路。中小路今神子町。即此堀河。則和氣清麻呂所擊。推古帝時固無此名。蓋後人僞作也乎ごあり。なほいと委し。本書に附て見るへし。○太歲癸丑。年代記を考るに。隋文帝開皇十三年に當れり。

二年甲寅

二年春二月丙寅朔。詔皇太子及大臣。令興隆三寶。是時諸臣連等。各爲君親之恩。競造佛舍。即是謂寺焉。

是謂寺焉。通證事物紀原曰。漢明帝時。攝摩騰自西域。白馬馱經來。初止鴻臚寺。遂取寺名。爲創立白馬寺。後名浮屠所居。皆曰寺ごあり。

三年乙卯

三年夏四月。沈水漂著於淡路島。其大一圍。島人不知沈水。以交薪燒於竈。其烟氣遠薰。則異以獻之。五月戊午朔丁卯。高麗僧惠慈歸化。則皇太子師之。是歲。百濟僧慧聰來之。此兩僧弘演佛教。並爲三寶之棟梁。秋七月。將軍等至。自筑紫。

沈水。考本信友校本。通證云。即沈香。李時珍曰。木之心節置水則沈。故名沈水。今按。世稱名香第一者。有太子。一名法隆寺。有蘭香待。一名東大寺。香道秘傳曰。法隆寺者。聖德太子得之天竺。以藏寶庫。蓋謬傳此事乎。ごあり。集解引法隆寺靈寶目錄曰。沉香。推古天皇御宇。漂著淡路島。太子以刻本尊。以其餘藏于庫。是天下第一名香。一名法隆寺。一名太子ごあり。○漂著於淡路島。太子傳曆云。春三月。土佐南海夜有大光。亦有聲如雷。經三十箇日。夏四月。着淡路島南岸。島人不知沈水。以交薪燒。

竈。太子遣<sub>レ</sub>使令<sub>レ</sub>献。其大一圍長八尺。其香異薰。太子觀而大悅。奏曰。是爲<sub>三</sub>沉水香<sub>一</sub>者也。此木名<sub>三</sub>旃檀香木<sub>一</sub>。生<sub>三</sub>南天竺南海之岸<sub>一</sub>云云。其實鷄舌。其花丁子。其脂薑陸。入<sub>レ</sub>水久者爲<sub>三</sub>沈水香<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>久者爲<sub>三</sub>淺香<sub>一</sub>。而今陛下興<sub>三</sub>隆釋教<sub>一</sub>。肇造<sub>三</sub>佛像<sub>一</sub>。故釋梵感<sub>レ</sub>德。漂<sub>三</sub>送此木<sub>一</sub>。即有<sub>レ</sub>勅。命<sub>三</sub>百濟工<sub>一</sub>刻<sub>三</sub>檀像<sub>一</sub>。作<sub>三</sub>觀音菩薩<sub>一</sub>。高數尺。安<sub>三</sub>吉野比蘇寺<sub>一</sub>。○丁卯。十日なり。○僧慧聰。本に上僧字脱たり。今秘閣本中臣本類史水戸本釋紀等に據て補。○至自筑紫。崇峻天皇四年に發する所の人等なり。

四年丙辰

四年冬十一月。法興寺造竟。則以<sub>三</sub>大臣男善德臣<sub>一</sub>拜<sub>三</sub>寺司<sub>一</sub>。是日。惠慈惠聰二僧。始住<sub>三</sub>於法興寺<sub>一</sub>。

法興寺造竟。崇峻紀に出。塵添堪囊鈔に。法興寺推古天皇四年改造。號<sub>三</sub>元興寺<sub>一</sub>。とはあれど。改造にはあらず。此時造竟たるなり。此事已に云り。又元興寺と號けしも。もとより此寺の一名なれば。改號せしにはあるへからず。○善徳の訓。ゼトコともヨシトコともあり。徳下の臣字。類史一本になし。拾遺記に引る元興寺縁起にも。此文を引きて。この人の下に豊浦大臣是也と注せり。さらば善徳臣は蝦夷の一名にや。されどこれはおほつかなし。○寺司。通證に。寺司及僧官之始と云り。集解に。按猶如<sub>三</sub>後世置<sub>三</sub>造興福寺長官<sub>一</sub>。堪囊鈔。善徳爲<sub>三</sub>法師<sub>一</sub>。寺司爲<sub>三</sub>寺主<sub>一</sub>。蓋非と云れたる。さることなり。さて右に引る縁起には。此文どもの下に。是年嶋大臣亦起<sub>三</sub>龍泉寺於石川<sub>一</sub>。神名傍山。爲<sub>三</sub>禪行之院<sub>一</sub>。と云る文あり。

五年丁巳

五年夏四月丁丑朔。百濟王遣<sub>三</sub>王子阿佐<sub>一</sub>朝貢。冬十一月癸酉朔甲午。遣<sub>三</sub>吉士磐金於新羅<sub>一</sub>。

百濟王は。通鑑に據るに。威徳王四十四年なり。○王子阿佐は。威徳王の子なるへし。惠王季明と云るか兄弟にや。○甲午。本に午を子に作る。今集解に據<sub>レ</sub>曆考改とあるに據れり。甲午は二十二日なり。

六年戊午

六年夏四月。難波吉士磐金至<sub>三</sub>自新羅<sub>一</sub>。而献<sub>三</sub>鵠二隻<sub>一</sub>。乃俾<sub>三</sub>養於難波杜<sub>一</sub>。因以巢<sub>三</sub>枝而産之<sub>一</sub>。秋八月己亥朔。新羅貢<sub>三</sub>孔雀一隻<sub>一</sub>。冬十月戊戌朔丁未。越國献<sub>三</sub>白鹿一頭<sub>一</sub>。

鵠二隻。本に隻を候に作る。今考本信友校本に據て改む。倭名抄。鵠加佐々岐。本草云。鵠。飛駁。馬泥。鵠。鵠名也。通注云。本草和名。鵠。和名加佐々岐。推古紀鵠同訓。とあり。播磨風土記。佐用郡引船山。此山住<sub>レ</sub>鵠。一云<sub>三</sub>韓國鳥<sub>一</sub>。栖<sub>三</sub>枯木之穴<sub>一</sub>。春時見之。夏不<sub>レ</sub>見。とあり。通證に。蓋鳥鷺之訓義。荒井氏謂。今朝鮮語云<sub>三</sub>加之<sub>一</sub>。與<sub>三</sub>加佐<sub>一</sub>通。と云り。李時珍か鵠鳥屬也大如<sub>レ</sub>鴉。と云るに據れば。鳥鷺の義なるへし。また荒井氏の説に據れば。加之鷺にて。加佐は朝鮮語の轉なるへし。ある人は鷺の轉なるへし。肥前肥後の海時に多く。形は鳥に似て少く。腹及翅の本白く。末も白しと云り。○難波杜は。通證に。東生郡有<sub>三</sub>森村<sub>一</sub>。即此。今有<sub>三</sub>神祠<sub>一</sub>。これは攝津志の説なれ。杜。天武紀八年高市杜亦同訓。

萬葉集神社亦同訓。史周本紀曰。畢在鎬東南。杜中。注徐廣曰。杜一作社。毛利蓋盛字之意。說文森木多貌。或人云。杜をモリとよめるは。天武紀に高市杜。式に河内國安宿郡杜本神社などあり。然るに東雅をばしめ。杜を社の誤なりと云へれど。新撰字鏡に杜徒古反毛利と注し。字鏡集類聚名義抄等の古字書にも。木篇部に入てモリと注せりと云り。されど此も水戸本に杜を社に作るによらは。延喜式生國魂稱難波大社。新雨とあれは其處にや。孝徳紀に生國魂社樹のこども見えたればなり。孔雀。倭名抄羽族部。兼名苑注云。孔雀。俗云音。毛端圓一寸者。謂之珠毛。毛文如畫。此鳥或以音響相接。或見雄則有子矣。兼注云。本草和名引。兼名苑云。一名珠毛。此雙。孝徳三年紀。新羅。孔雀一雙。とあり。○丁未。十日なり。○白鹿。仁徳紀五十三年に出。訓景行紀に見ゆ。

七年己未

七年夏四月乙未朔辛酉。地動。舍屋悉破。則令四方俾祭地震神。秋九月癸亥朔。百濟貢駱駝一疋。驢一疋。羊二頭。白雉一隻。

辛酉。二十七日なり。○舍屋の訓は。宅栖なるへし。○地震神。續紀天平六年。遣使畿内七道檢差。祭地震神。震神社とあり。考云。何神を祭ることも古書に見えず。按するに埴安神土神たるへしと云り。○駱駝。倭名抄牛馬部。本草云。駱駝。洛陽二音。真久太乃字末。周書云。驢駝。有肉鞍。能負重致遠者也。とあり。駱俗駝字なり。○驢。倭名抄同部。說文云。驢。字佐岐。似馬長耳。兼注云。本草和名。驢。字佐岐。字末。參天台五臺山記作。兔馬。夫木集仲正歌。音云。字佐岐。とあり。○羊。同抄毛群部。羊。兼名苑云。羗一名。羗。比都。羊也。○白雉一隻。本に隻を候に作る。今中臣本考本集解等に據て改む。延喜式祥瑞に。中瑞白雉岱宗之精也とあり。なほ孝徳紀白雉元年の下に云へし。

八年庚申

八年春二月。新羅與任那相攻。天皇欲救任那。是歲。命境部臣爲大將軍。以穗積臣爲副將軍。則將萬餘衆。爲任那擊新羅。於是直指新羅。以泛海往之。乃到于新羅。攻五城而拔。於是新羅王惶之。舉白旗。到于將軍之麾下。而立割多多羅。素奈羅。弗知鬼。委陀。南迦羅。阿羅等六城。以請服。時將軍共議曰。新羅知罪服之。強擊不可。則奏上。爰天皇更遣難波吉師神於新羅。復遣難波吉士木蓮子於任那。並檢校事狀。爰新羅任那王一國。遣使貢調。乃奏表之曰。天上有神。地有天皇。除是一神。何亦有畏乎。自今以後。不有相攻。且不乾船拖。每歲必朝。則遣使以召還將軍。將軍等至自新羅。即新羅亦侵任那。

境部臣は。姓氏錄攝津皇別に。坂合部連。大彥命之後。允恭天皇御世。造立國境之標。因賜姓坂合部連。また大和に坂合部首もあり。同祖なり。されど此に臣とあれば異姓なり。神別にも。坂合部宿禰。坂合部あれど。それも異姓なり。此の境

部は。集解に。按蘇我同族也。二十年紀。蝦夷大臣引率八腹臣。以境部臣摩理勢。誅氏姓之本。舒明天皇即位前年紀曰。退蘇我田家。大臣慍之。以千支之義。不得害。據此文。大臣之兄弟也。太子傳曆曰。大臣叔父蘇我境部罔瀨。然即為蘇我同族。明矣。此文闕名。蓋摩理勢也。とあるはさることながら。此人下文に。大德境部臣雄麻侶とあれば。摩理勢とは異人なるへし。摩理勢ならば馬子の弟なり。よく考へし。なほ二十年の下に云へし。通説は甚しき非なり太子傳曆には。以阿部臣為大將軍とありて。境部臣はなし。○穗積臣は。開化紀に出。○副將軍は。軍防令に。凡將帥出征。滿一萬人以上。將軍一人。副將軍二人。軍監一人。軍曹四人などあるは。令以後の制なり。たゞ副將軍の名の見えし始めとすへし。○將萬餘衆。太子傳曆。萬上二字あり。○於是直指新羅の下に。本に六字重出せり。今中臣本假名本考本等に據て削れり。○泛海の訓。フチカラニユクは。古言のさまなり。舟より行と云か如し。○於是新羅王惶之。通鑑に新羅眞平王名伯二十二年なり。○多多羅以下四村の事。繼體紀二十三年に出。弗知鬼を繼體紀に費智に作り。○南迦羅阿羅等六城。この二國の事も既に出。本に等を々に誤る。考本には羅今通説に引る一本。及集解に據て改。六城みな任那種類なることも既に云り。○更遣。山田以文校本。更下詔字あり。○神。美和と訓む名なり。本にミ子とあるは誤也後にも神王と云る名あり。○新羅任那二國。本に任那下王字あり。中臣本通證一本。及太子傳拾遺記に引るに王字なし。衍なり。削るへし。○天上有神地有天皇云々。此語こゝにては。新羅等か諂諛の言にはあれども。さるさまの詞。彼國にても古く云傳へしものなるを。

今取出たるにて。いと貴き言なり。上代は何の國にも。さるさまに語り傳へしなりけり。萬葉五。都智奈良婆。大王伊麻周。などの如し。

九年辛酉

九年春二月。皇太子初興宮室于斑鳩。三月甲申朔戊子。遣大伴連鬻于高麗。遣坂本臣糠手于百濟。以詔之曰。急救任那。夏五月。天皇居于耳梨行宮。是時大雨。河水漂蕩。滿于宮庭。秋九月辛巳朔戊子。新羅之間諜者迦摩多到對馬。則捕以貢之。流于上野。冬十一月庚辰朔甲申。議攻新羅。

斑鳩。大和國平群郡なり。既に出。大和志云。法隆寺村舊名斑鳩寺名區也。金堂講堂。五級浮屠。東院夢殿。西圓堂。其餘殿堂二十七宇。僧院六十餘宇。寺有厩戶太子遺器翫物。日本紀曰。皇太子初興宮室於斑鳩。今東院即此云々。貞觀二年五月。傳燈大律師位道詮奏言。法隆寺東院。是聖德太子所居。堂宇舊存。遺像是在。と見えたり。なほこの寺のことは。天智紀に委く云へし。○戊子。五日なり。○大伴連鬻。中臣本鬻を囁とあり。○耳梨。大和志云。十市郡古蹟耳梨行宮在木原村とあり。拾遺紀に此文を引て。耳を身に作るは誤なるへし。さて此地に山あり。耳梨山といふ。大和國三山の一にて。名高き山にて。萬葉の

歌にもあまたみえたり。式に耳成山口神社大月女新嘗あり○大雨。本に大を火に誤。今中臣本假字本。及拾遺記に引るに據る。既に和名抄の頃より誤りて。文字集略云。霈大雨也。日本紀私記云。火雨。和名比左女。雨水同上。今按俗云比布留とあり。さて比左女の事は。既に神武紀に云るか。古へひさめに二義ありて。氷の降ると。又其より轉りて。尋常の雨の甚く零るをも云り。即こゝなるも氷にはあらて。大雨の降るなり○宮庭は。是時云々とあれば。行宮の御庭なり○戊子。八日なり○間諜者の訓。天武紀候。孝徳記斥候ウカなどあり。窺視の義なり。萬葉に宇加渥良比とあるもそれなり。通證に。間諜出吳子。通鑑注。間諜間視也。今謂細作。蓋俗言。走報軍情。飛泄密事之人也。とあり。太子傳曆に。簡諜者名曰迦摩多とあり○甲申は五日なり。

十年春二月己酉朔。來目皇子爲擊新羅將軍。授諸神部。及國造伴造等。并軍衆二萬五千人。夏四月戊申朔。將軍來目皇子。到于筑紫。乃進屯島郡。而聚船舶。運軍糧。六月丁未朔己酉。大伴連囓坂本臣糠手。共至自百濟。是時來目皇子臥病。以不果征討。

來目皇子。上に出。太子同母弟なり○諸神部。神部の事は。既に神代紀の注に云るか如く。中臣。齋部。

十年壬戌

瓊女。鏡作。玉作。盾作。神服。倭文。麻績等の氏人。また其氏人に隸屬せる人共をも。ひろく云名なるか。今新羅を擊玉はむとして。さる職掌ある人を授け玉へるは。いかにと云に。これは兵士の方にはあらて。むねと神祭の爲なりけり。さるは上古は。天皇を始奉り。大將軍を遣して叛者を伐しめ玉へるも。まつ神祭を嚴かにして。神に乞願ひ。吾軍の恙なくして。敵の亡ひん事を祈請し玉へるは。神武紀以來御代々々の史に數多見えたるか如く。これ上古の道なれば。今も行先處々にて忌登坐イセる。神祭をなし玉はん爲に。諸神部をも率て行き玉ふなりけり。然るに小寺清之か神職考と云書に。武將兼神部。また神部兼武將と云條を立て云れけるは。世々の軍書を見るに。中昔までは社家にも勢ありて。數千騎の將となりて軍爲し事も。數百人を率て軍功ありしことも見えたり。今の世の現にも。此すちの武將も武士も多くおはせり。是又上代よりして。しかる例あり。日本紀に。來目皇子爲擊新羅將軍。授諸神部云々。并軍衆二萬五千人。此神部は。宮中の神事を専ら掌とれる人々と。諸社の神部とをすへていへるなり。此時皇子は惣大將。神部國造などは。一隊々々の將となしよものなり。士卒をは軍衆としるしたればなり。濫觴抄云。元正天皇六年九月。大隅日向兩國亂逆。公家祈請於宇佐宮。其禰宜辛島勝代豆米。相率神軍。行征彼國。打平其敵云々。此故に今も其手ふりのこりて。凡武士のものたるほどの兵具をもたするなり。昔は位階の身にて。しかも皇軍に出立しものなれば。帶仗はもとよりの事なれども。いまのは兵亂ありし比よりの。ならはしなるへくおもほゆるなりと以上神職考云ひて。此

神部を。後世なる諸國の社家等の。勢ありて軍を出しよこと類となし。又神軍などの例を擧て云れたるは。みな上古のさまを。よくもおもはさる非事なり。こゝに神部を以て。國造伴造の上に記されたるも。軍將たる故にはあらて。即ち令はさらなり。職原抄に。以神祇官置諸官之上。とある古代の定まりにて。みな神祭を旨と爲るか故なり。さて次に國造伴造とあるか。即將卒のことにて。國造伴造。みな隸屬の人を率て。軍にしたかへるなり。國造等の軍に從ひて功ありしことなき。紀中をりく見えたり。記するにいとまあらす。○國造伴造等并云云。本に國造の造を。遣に作るは誤なり。今諸本に據て改む。さて并軍衆とあるは。即國造伴造か隸屬の軍衆なること。もよりなり○五千を。訓にイツチとあるは宜しかるへし。本居翁詔詞解にイチと訓り。ことわりはさもあるへけれど。なほ古訓によるへくおほゆ○到于筑紫。肥前風土記。三根郡物部郷在二郡南。此郷之中有神社。名曰物部經津主之神。曩者小墾田宮御宇。豐御食炊屋姫天皇。令來目皇子。爲二將軍。遣二伐新羅。于時皇子奉勅。到於筑紫。乃遣物部若宮部。立社於此村。鎮祭其神。因曰物部郷。また漢部郷在二郡南。昔者來目皇子。爲二征伐新羅。勅二忍海漢人。將來居此村。令造兵器。因曰漢部郷。とあるは。この時のことなり。即物部經津主之神の社を立て。鎮祭したまふなどの時にあたりて。上の神部等に命せて。其事を取らせ玉ふなるへし。此一事を以ても。神部は神祭の爲に。率て行き玉ひしこと知られたり○島郡は。倭名抄に筑前國志摩郡これなり○己酉は三日なり。

冬十月。百濟僧觀勒來之。仍貢曆本及天文地理書。并遁甲方術之書也。是時選書生三四人。以俾學習於觀勒矣。陽胡史祖王陳習曆法。大友村主高聰學天文遁甲。山背臣日並立學方術。皆學以成業。閏十月乙亥朔己丑。高麗僧僧隆。雲聰共來歸。

觀勒のこと。三十一年紀に見えたり。活字本勅を勤に作る。誤なるへし○貢曆本。三代實錄貞觀三年六月十六日。陰陽頭從五位下兼行曆博士大春日朝臣眞野麻呂奏言。謹檢豐御食炊屋姫天皇十年十月。百濟僧觀勒始貢曆術。而未行於世云々。通證。兼良公曰。按隋志。隋初命張賓等。議造新曆。賓等因何承天法。徵水增損。四年撰成奏上。高祖詔頒天下。賓曆既行。劉考孫等稱其失。開皇二十年長充奏。日長影短。高祖因以曆本。付皇太子。造更研詳有日長之候。劉焯增修六書。名皇極曆。蓋推古十年當隋開皇二十二年。觀勒貢曆。豈非皇極曆耶。此後用元嘉儀鳳大衍五紀等曆。至清和貞觀三年。用宣明曆。經村上天德三年。行符天曆經。今日司曆之所學。則宣明符天二經也。と云り○遁甲。通證云。武經風后演遁甲。究鬼神之奧。後漢書注。遁甲推六甲之陰。而隱遁也。今書七志有遁甲經。令義解曰。秘書者。遁甲太一式之類也。清和天皇貞觀中。滋岳朝臣川人。作滋川新術遁甲書二卷。とあり○方術。考課令最條曰。占候卜効驗多者。爲方術之最。義解陰陽曰。占天文曰。候。療病曰。醫。灼龜曰。卜也。○書生。

即學生なり。訓フミナラフヒトとあるはよろし。學令に。凡書學生以<sub>ニ</sub>寫<sub>セム</sub>書上中以上者<sub>ニ</sub>聽<sub>レ</sub>貢<sub>ヲ</sub>。義解謂。定<sub>ニ</sub>書品第<sub>一</sub>待<sub>ニ</sub>式處分<sub>一</sub>。其書生。唯以<sub>ニ</sub>筆迹巧秀<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>宗。不<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>習<sub>ニ</sub>解字樣<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>業。與<sub>ニ</sub>唐法<sub>一</sub>異也。○陽胡史。太子傳曆に大陽胡史とあり。王陳。本に王を玉に作る。集解に。據<sub>ニ</sub>政事要略<sub>一</sub>年中行事御曆事所<sub>レ</sub>引此文<sub>ニ</sub>改<sub>一</sub>。とあるに依て改。太子傳曆にも王とあり。訓に陳をフルと訓るは誤なり。通證に恐當<sub>ニ</sub>音讀<sub>一</sub>とあるは。さることなり。さて此氏は。姓氏錄左京諸蕃。楊候忌寸。出<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>隋煬帝之後<sub>一</sub>。達率楊候阿了王也。陽胡史同上。和泉諸蕃楊候直<sub>公イ史</sub>。楊候忌寸同祖。達率楊公阿了王之後也。按<sub>ニ</sub>此十年は。隋文帝仁壽三年に當<sub>リ</sub>煬帝は其次なれば。姓氏錄の傳不<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>。氏人は。續紀文武帝時。勅<sub>ニ</sub>僧通德<sub>一</sub>還俗。賜<sub>ニ</sub>姓楊候史久爾曾<sub>一</sub>。稱德帝時。外從五位下楊胡毗登人麻呂等六十餘人賜<sub>ニ</sub>忌寸<sub>一</sub>とあり。圓融帝時。陸奧權大目陽候宿禰内成。除目大成鈔に出。土御門帝時。伊賀大目楊胡統世。明月記に出つ。楊或は陽に作り。候を公に。又胡にも作れり。みな同姓なり。○大友村主。姓氏錄に見えず。但し同錄に。大和諸蕃に大伴造。河内に大伴連。また大友史などあれど。みな異姓なり。此氏は。續後紀承和四年十二月。近江國人左兵衛權少志滋賀史常繼。左衛門少志錦村主藥麻呂。越中少目錦部忌寸人勝。太政官史生大友村主弟繼等。賜<sub>ニ</sub>審良宿禰<sub>一</sub>。常繼之先後漢獻帝苗裔也。とあるこれなり。氏人は。稱德紀に近江人大友村主人主あり。桓武紀に右京人大友村主廣道。近江野洲郡人大友民。曰佐龍人。淺井郡人錦。曰佐周興。蒲生郡人錦。曰佐名吉。坂田郡人穴太村主眞廣等。竝改賜<sub>ニ</sub>志賀忌寸<sub>一</sub>とありて。志賀忌寸も同姓なり。姓氏錄攝津諸蕃。志賀忌寸。後漢孝獻帝之後也とあり。清和紀に施藥院使大友村主家主あり。同時に近江滋賀郡大領大友村主黒主。及擬少領夜須良麻呂あり。

天台坐主記に見ゆ。皇胤紹運錄に。黒主を大友帝の後としたるは誤なり。村上帝時。大友兼平。朝野群載に見ゆ。一條帝時。大膳少屬大友忠節。類聚符宣抄にみゆ。又大友但波史。大友槻本連。及槻本連等姓あり。みな同族なるへし。次にみゆ。聖武帝時。近江人大友但波史吉備麻呂。其族皆滋賀郡古市郷に貫せり。同時に大田史久米あり。これも亦同宗なり。東大寺正倉院文書にみゆ。本書に又大友眞人氏あり。同族なるへし。清和紀に大友槻本連眞吉みえ。天武紀に槻本村主勝麻呂賜<sub>ニ</sub>姓連<sub>一</sub>とこと。此紀に見え。聖武紀。槻本連若子。仁明紀。右京人遣唐知乘船事。槻本連良棟等。改賜<sub>ニ</sub>安禰宿禰<sub>一</sub>。其先出<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>後漢獻帝後<sub>一</sub>とあり。醍醐朱雀帝間。僧延昌<sub>賀イ</sub>加賀江沼郡人槻本氏。天台坐主記にみゆ。これらみな同族なるへし。なほ一條帝時。左兵衛府生槻本勝枝。外記日記に見え。鳥羽帝時。若狹權目槻本村主正忠。除目大成鈔にみえ。後小松帝時。槻本連國友。薩戒記にみえたり。○山菅臣。系詳ならず。神代紀に。天津彦根命山代直等祖とあるは。天武紀十二年に連を賜り。十四年に忌寸を賜りて。此と異なり。此氏は。天武紀十三年十一月。山背臣賜<sub>レ</sub>姓曰<sub>ニ</sub>朝臣<sub>一</sub>とある此なり。集解に。有<sub>ニ</sub>山背忌寸<sub>一</sub>蓋同族未<sub>レ</sub>詳とあるは。左京諸蕃に。山代忌寸出<sub>レ</sub>自<sub>ニ</sub>晉國白龍王<sub>一</sub>とある族を云<sub>レ</sub>。詳ならず。されど朝臣姓を賜はれるは。諸蕃にはあらず。○日並立。中臣本及通證引一本に。並を介に作れり。誤なるへし。太子傳曆には並字なし。○己丑。十五日なり。○高麗僧僧隆。下僧を本に々に作る。今集解に據て改む。通證に僧隆猶<sub>ニ</sub>僧曼之例<sub>一</sub>とあるはいかゞ。僧隆は一人の名なるをや。

十一年春二月癸酉朔丙子。來目皇子薨<sub>ニ</sub>於筑紫<sub>一</sub>。仍<sub>ニ</sub>驛使以奏上<sub>一</sub>。爰天皇

十一年癸



聞之大驚。則召皇太子蘇我大臣。詔之曰。征新羅。大將軍來目皇子薨之。其臨大事而不遂矣。甚悲乎。仍殯于周芳娑婆。乃遣土師連猪手。令掌殯事。故猪手連之孫曰娑婆連。其是之緣也。後葬於河内埴生山岡上。夏四月壬申朔。更以來目皇子之兄當麻皇子。爲征新羅將軍。秋七月辛丑朔癸卯。當麻皇子自難波發船。丙午。當麻皇子到播磨。時從妻舍人姫王薨於赤石。仍葬于赤石檜笠岡上。乃當麻皇子返之。遂不征討。

丙子は四日なり○皇太子の下。信友校本云。恐脱及字とあり。さもあるへし○詔之曰。本に詔を謂に作れり。今中臣本信友校本に。一本作詔とあるによりて改む○來目皇子薨之。續紀神護景雲元年。參議從三位山村王薨。橘豐日天皇々子久米王之後也とあり。姓氏錄に登美真人出自諡用明皇子來目王と有を。一本に春日王と有は誤なるへし。この事は既に記傳を引て用明紀に云り。續紀四十に。故少納言正月王子藤津王等。源流已遠を以。先志を追陳して登美氏を請賜れるよし見ゆ。桓武帝の時なり○殯于周芳娑婆。此地詳ならず。今佐波郡三田尻村に。桑山と云山あり。そこに石塚を掘り出せることあり。もしくは此かと云説

あれと證なし。久米を桑ともかけは。桑の桑に誤しならんと云るより。さる説を唱出しなりと。あるものに見えたり○土師連。東鑑に周防國在廳官人土師宿禰安利と云人あり。此人の子孫なるへし。神名式佐婆郡出雲神社よしあり。土師氏の喪事を司ること既に出○娑婆連。皇極紀二年に。土師娑婆連中レ箭而死とあり○埴生山岡上。河内志に。丹北郡埴生山岡上墓。在大塚村とあり。陵墓一隅抄云。在河内國丹南郡伊賀村管内羽曳山。稱冢穴とあり。羽曳山丹南郡なり。記傳云。埴生山。古事記に見えたる波邇賦坂なるへし。丹南郡なり。また考德紀に丹比坂とあるも。この坂のことなるへしと云り。同國名所關繪に。覺峰云。大塚村に在り云は非なり。埴生山と云は。羽曳山の山脈にて。野々上と云過なり。四は野村と云は。坂をのほれば其所に古塚あり。塚のさま嚴重にして。正南にあたり。塚口あり。上の墓石あらはれて。甚大石なり云々。塚のひろさ六尺ばかり。内へ入ること二間半ばかりにして。階ひきし。左右上下とも廣く。横は一丈あまり。縦は一丈五六尺。其低き所に水溝へたり。深二尺ばかり。底に砕けたる石多し。むかし石棺を發きて砕きしならん。今は石棺なし。左右の石美にして。應きたるか如し。此塚恐らくは。來目皇子のむらふに埴生山岡上といふに叶へりとあり。さらは河内志に。丹北郡大塚村とあるは誤なるへし○當麻皇子。用明紀に麻呂子皇子とあり。但し敏達皇子にも。當麻皇子あり。上に云。○癸卯。三日なり○丙午。六日なり○舍人姫王。欽明皇女なり○赤石檜笠岡上。和名抄播磨國赤石郡。萬葉に。印南野者往過奴良之。天傳日笠浦波立見とあり。印南も播磨郡名なり。續紀に播磨國賀古郡印南野とあり。播州名所巡覽圖繪云。印南野此地。今野中の清水のある所を證として。古の曠野のやうを見るに。明石郡の西より。加古郡の東をかけて。二里ばかりの間をいふへし。今は新田にすきて。人家も多し。野谷。野寺。草谷など。みな野字を冠らせ。檜笠岡の墓。或人云。今官道の和坂の高きて呼なり。明石加古印南は。大古は明石一國にして。その中の野なりと云り。檜笠岡の墓。或人云。今官道の和坂の高き所を。ひかさ岡と云。即坂より北方に姫王の墓あり。又御祠もありて。檜笠社と稱すと國人云り。明治三十年五月十八日のある新聞に。舍人皇女御墓と題して。播磨國明石郡玉津村の内。吉田小字王塚

と稱する所に。一古墳あり。去る明治十一年比發見せしものよしなるか。今回諸陵寮の臨檢を請へり。墳は南面して。前方後圓の古式を存し。長約五十間。面積二段二畝二十歩許りにて。幅五間はかりの環溝を周らし。丘上に松を生せり。別にへり塚とて。三間程隔たれる所に。徑三間の小丘二箇所あり。蓋し陪冢なるへし。此古墳は。欽明天皇々女舍人皇女の御墳なりといふ説。確かなるか如しと云ふとあり。よく聞き正さまほし。  
或説に。加古郡曾根より。大體へ越ゆる處を。檜笠山といふ。昔公此所に休らひ玉ひし時。檜笠山の松を引して。この所に植させ玉ひしにて。此曾根天神社を。檜笠天神とも云と云り。これは萬葉の歌によりて。押測に名つけたるに。さて通證に。檜笠。蓋自古有。其製也。延喜式無所見。と云り。赤石とは。地理隔たれとは。叶ひかたしと云り。

冬十月己巳朔壬申。遷于小墾田宮。十一月己亥朔。皇太子謂諸大夫曰。我有尊佛像。誰得是像。將以恭拜。時秦造河勝進曰。臣拜之。便受佛像。因以造蜂岡寺。是月。皇太子請于天皇。以作大楯及靴。又繪于旗幟。

壬申。四日なり。○小墾田宮。記云。豐御食炊屋比賣命。坐小治田宮。治天下。參拾漆歲。とあり。記傳云。此地穴穗宮段に出。安閑卷に小墾田屯倉。欽明卷に蘇我稻目大臣之小墾田家など見ゆ。又皇極卷元年十二月。天皇遷移於小墾田宮。孝德卷に小墾田宮云々。齊明卷に。元年冬十月。於小墾田。造起宮闕。擬

將瓦覆云々。天武卷に小墾田兵庫。續紀二十二に幸小治田宮。また小治田岡本宮。二十六に行幸紀伊國云々。是日到大和國高市小治田宮。萬葉十一。小墾田之坂田乃橋之。靈異記に。云云。其雷落處者今呼雷岡。在古京小治田宮者。小治田は即飛鳥と同地にて。飛鳥を此御世のころ。小治田と云しなるへし。  
其故は右に引る續紀に。小治田岡本宮とあるは。即飛鳥岡本宮と聞え。靈異記に雷岡とあるは。即今雷土村と云て。飛鳥の神奈備山と云處なり。又萬葉に小墾田乃坂田橋とあると。用明紀推古紀に。南湖坂田寺とあると同地にて。今飛鳥の東南の方近く。南湖村坂田村とあり。これらを思ふに。飛鳥の地を廣く小治田と云しなるへし。此小治田宮を。大和志に豐浦村にありと云り。豐浦村も近き地にはあれども。此天皇初に坐し豐浦宮と。彼宮のあたりにあるへき。小治田宮は。今の雷土村。飛鳥村。岡村。坂田村などのあたりの地の内にありけむ。又或説に。十市郡の大淵村其地なり。と云るは違へり。と云れたるにて明らけし。按に播磨風土記に。小治田河原天皇之世云々。按に河原は飛鳥川。と云事あり。これも又一證なり。さて扶桑略記に。天皇遷于小治田宮。大和國高市郡葛野王所居地也とある。葛野王の居地。其頃はたしかに知られたるなるへし。今はいかゝあらむ。よく尋ねまほしき事なり。○將以恭拜。本に將字なし。朝野群載所載。廣隆寺所引此紀文に據て補。集解には同縁起文に據て。恭下敬字を補へり。○秦造河勝。皇極紀に此人を禹都麻佐と謠へり。上代は通はして云り。河内國讚良郡に秦村太秦村相並へり。山城志に。葛野郡有太秦村。又川勝寺村あり。○蜂岡寺。今太秦村にあり。扶桑略記云。蜂岡寺今廣隆寺也。廣隆寺縁起云。佛像者彌勒像也とあり。山城志に。葛野郡廣隆寺。在太秦村。一寺五名。曰桂林。曰三槻。曰蜂岡。曰葛野。とあり。  
また廣隆寺縁起に。字秦公寺。一名蜂岡寺。小墾田宮御宇推古天皇即位壬午之歲。奉爲聖母太子。大花上秦造河勝所建立。廣隆寺云々。爰に壬午とあるは。此御代の三十年にて。太子薨去の翌年なれば。建立と云こと此紀に符はす。又大花上は。孝德天皇大化五年に制たる冠なれば。また符はす。塵添壺囊鈔云。太秦廣隆寺。以欽明朝百濟所獻石彌勒佛爲本尊。後道昌律師別當之時。大井河盜。將至王城。勅道

昌祈之。道昌即迎藥師祈請。水途南下。勅以藥師爲本尊。向明神御作云。後以太子所造如意輪觀音爲本尊。これは集解に引る。文を又引るなり。さて太子傳曆に。太子みつから臨楓野大堰而宿。造假宮於蜂岡之下云。稱楓野之別宮。後以宮爲寺。賜三川勝造。并賜寺前水田三十町。寺後山野六十町。又賜新羅王獻佛像旛蓋等物。云云。此後のことなり。○作大楯及鞆。通證に。蓋是儀衛之器也。持統四年即位條樹大楯とある。これなり。次なる旗幟も同じ。さて鞆は古代よりある器なれば。殊更に取たて云へきにあらぬを。こゝに大楯及とあるに據れば。是も儀衛の爲に作れる鞆なるへけれど。いかなる様なる鞆とも記されぬは。いどうたかはし。これも大鞆の大を略かれたるにてもあるへきか。または儀衛のために。美しく作れるにもあるへし。甚く後のものなれど。榮花物語に。閑院大將藤原顯光。水晶の筈を以て作れる矢を。儀仗の筋に負へること見えたるなどを以て思へは。當昔もさるさまに虚筋に作れる鞆もありけるにそあらむ。此はなほよく考へし。○繪于旗幟。延喜式に。元日及即位時。所建之仗旗。殿前烏像。幢。左日像幢。次朱雀旗。次青龍旗。右月像幢。次白虎旗。次玄武旗。左右近衛府陣。龍像。鷹一旛。鷹像。隊。幡四旛。小幡四十二旛。左右衛門府陣。鷲像。鷹幡一旛。鷹像。隊。幡二旛。小幡四十九旛。左右衛府陣。虎像。鷹幡一旛。熊像。隊。幡四旛。小幡九十六旛などあるは。大寶の御定により賜へるものに見ゆれど。其原は此に基けるものなること明らかし。平田雲云。幡。鞆。隊。とも。皇朝に本より有し。儀制具なれど。此時其を漢風に改め玉へり。と云ふ。それは繪於旗幟とあるは。かの前朱雀。後玄武。左青龍。右白虎の額の繪を。畫かしめ玉へると聞え。幡。鞆。とも。本よりの具なるに。殊にかくあるは。是れも漢風にもし玉へるならん。其はかの歌麿とて。歌を繪ける扇は漢制なるに。いつれの御世より用お玉へりや。詳ならぬを思へし。決り此

御世に。聖德太子の樂め玉へるなるへし。また鞆も決めて此時古風を改め玉へるなるへし。然らば儀制具に右の品々を用ゆる事は。神世よりの定なれば。殊にかく記さるへき由なればなり。

十二月戊辰朔壬申。始行冠位。大德。小德。大仁。小仁。大禮。小禮。大信。小信。大義。小義。大智。小智。并十二階。並以當色。絶縫之。頂撮摠如囊。而著緣焉。唯元日著髻華。髻華。此云子孺。

壬申は五日なり。○始行冠位。冠は古事記神代に。既に伊弉諾尊の御冠の事あれど。後代の冠の如くはあらて。たゞの御被物なり。今は其被物に依て。臣下に賜ふ品位を定め玉ひしなり。故に行冠位とは云るなり。なほ古代に既に冠といひしものありし證を云はど。播磨風土記。傍磨郡安相里條。品太天皇於但馬巡行之時。緣道不撤御冠。故號陰山前とある。此御冠は御髻の事なれども。髻も頂上に戴くものなれば。それをも御冠と書るなり。又同書神崎郡陰山里條に。品太天皇御陰墮。此山。故曰陰山とあるも同じ。出雲國造神賀詞に。天之美賀秘冠利天とあるにて。髻をも冠と云し證とすへし。これにてまつ加布利と云もの事を知るへし。さて田沼善一云。もと加賀夫利と云言は。布帛にまれ衣にまれ。頭上に覆ひ被れるよりの名なれば。萬葉集歌に。厚衣引か。ふり。とあるなと是なり。何にても云ふ言なり。されは禮式の冠は本よりにて。烏帽子にまれ。頭巾にまれ。帽子にまれ。みな加賀夫利なり。さてそれは何のため

に頭に被るると云に。塵埃を除け。寒さを防くなどを。まつは旨とせしものにて。今賤者か髪の散るをうるさかりなごして。手拭の布をかふるわさに同じ。されは上代より。必なくてはあらぬものなることを。まつ思へし。然るを後世外國の風に引れて。禮式の冠と云ものを作り玉へり。これは三韓歸化以來のことなり。應神天皇の御冠ありしこと。古書にたしかに見えたれば也。それも物こそかはれ。頭上に被る上にては。なほ加賀夫利なり。伊弉諾尊の御冠は。さるしたるかなるものにはあらざめれど。神代の御被物なれば。名の同じきまゝに。冠字充て書れたるなり。其を記傳に。上古冠は無かりしか。此天皇の御世に。始行冠位とあるなどの證をあけて。甚く論ひて。されど此大神の御冠ある上は。無といふ論は表に立かたくなむ。としも云れたり。されどこれはさはかりの難儀にはあらず。上にも云る如く。文字に拘はらず。かぶふりと云詞につきて思へは。忽に心得らるへし。上代より後までも。必人の用ゐすして。叶ふまじき物なるを思へし。世にには。はるかふりと云ことも見えたり。今も常に云ことなり。うれしむ。かぶふりの意はおなし。しか被物は。人々の衣服と同じく。品の定めも上代にはあらず。此御世に至りて。始めて漢風を擬ひ玉ひて。臣下の品位を。冠以て定め玉ひしを。此に行冠位とは云るなりけり。此を以て上古に冠なしと云證には。更に立ちかたきこと知るへし。これより先にも雄略天皇御世に。既に朝野衣冠と云ることあるをも思へし。朝野とあれば。朝廷に仕る諸臣のみにあらず。民間にも衣冠はありしなり。されど其衣冠を以て。品位を立玉ひしことはなく。たゞ此までの風俗を改めて。鮮麗になし玉はむと迄の御事なりしか。其冠に品位を定め玉ひしは。此御世の御制

度なり。北史倭國傳に。至隋其王始制冠。以錦綵爲之云云と。皇國の事を言へるも。始字は冠には係らず。錦綵を以て制する事の始なるよしを云る文なり。なへての冠の始にはあらずと知へし。と云れたるにて明らかなり。○大徳小徳至大智小智。法王帝説。乙丑年十三五月。聖徳王與島大臣共謀。建立佛法。更興三寶。即准五行定爵位也。推古紀十一年十二月なり。この位階を。北史に内官有二十二等。一曰大徳。次小徳。次大仁。次小仁。次大義。次小義。次大禮。次小禮。次大智。次小智。次大信。次小信。とあるを。太子傳曆にも。太子始製五行位。徳仁義禮智信。各有大小。合十二階也。徳者攝五行也。故置頭首とあり。この五行に配せしに附て。通證に。今按松下氏以北史爲是。然徳則統全體而言。故爲首。仁禮信義智。以木火土金水爲序。蓋取諸漢儒説也。北史反謬と云り。さてこの冠の階級を。後世の階級に引充て。釋紀に。私記曰。大徳師説今之四位。小徳五位。大仁小仁大禮六位。小禮大信七位。小信大義小義八位。大智小智初位と云り。されど此は非なり。一位を差置て。四位より充る理あるへくもあらず。集解にも。古今制異。不可以此配彼と云れし如く。もとより制度の異なるものなれば。強て配す可きにはあらぬ如くなれど。大凡に准據して心得むとならば。冠位通考にも云れし如く。大徳小徳は一位に。大仁小仁は二位に。大禮小禮は三位に。大信小信は四位五位に。大義小義大智小智は六位七位八位に。當て初位は當へき階なし。ありぬへし。○以當色繩纒之。通證云。桃花藥葉曰。當色謂位色也。續日本紀曰。若當階之色。今按徳統五姓之名。是應合陰陽之紫色。紫冠見皇極紀。花鳥餘情序曰。東琴乎諸器乃上爾置。紫

乎萬色乃外爾貴布。蓋據此也。仁禮信義智。是青赤黃白黑。大小以深淺二分之也。と云れ。また集解にも。按徳色即紫。蓋此時據隋制也。隋書禮儀志曰。衣袴裙五品以上以紫。是也。其仁青。禮赤。信黃。義白。智黑。是當色也。と云り。されど冠位通考に。正明云。當色といふ名目品々ありてまきはし。別に辨へおくへし。こゝはその位にあたるいろといふ事にて。所謂位色なり。小禮以上は紫。信は緋。義は緑。智は縹にてありけん。この時服色を定められたる事。物に見えねど。冠をも制せられたる上は。服色の事もあるへきなり。こゝには小禮以上は紫など。さしたるゆるは。十三階の所に云へしと云れたり。此説然るへし。なほ孝徳紀に云へし。さて下文十六年の處に。服色皆用冠色とあるに據れば。まつ冠を以てその當階の色を定め。其を本として。服色をも同色に定めたる物と見えたり。純は倭名抄。純和名阿之岐沼。とあれども。此にては絹純の徳名にて。まことの阿之岐沼にはあらざるへし。其は下文十六年の處に。衣服皆用錦紫繡織及五色綾羅とあり。また孝徳紀三年の處にも。繡繡の類を以て爲れるよし見えたれば。衣服も冠も。みな同一の絹純を以。製りしものなること知られたり。さてまた集解に。按。此制皇子大臣不賜此等冠。皇子則皇位。大臣則大臣位。其位既定也。冠則着大徳冠。可知。皇極天皇二年紀。大臣蝦夷私授紫冠於子入鹿。擬大臣位。此其證也。と云れたる。さることなるへし。○頂瓊穂如囊。これは冠の形を云るにはあれど。なほ此時髪の様をも改めし物なるへし。そも古代は。男はみな左右の髻に結るを。今は其を一つに總束ねて髻となし。さて囊の如き冠の内

に入るへく爲しものと通えたり。正明は。如蓋とあるは。うちふくらかに。ひろこりけん。其はみづらをかへき料也。本鳥にはあらず。本鳥は天武十三年よりの事なりと云り。なほ天武紀に云へし。○著縁。通證云。母登保利又見孝徳紀。萬葉集廻字訓。毛登保留。倭名鈔屬具。旋子毛度保利。蓋義同。今云邊利。とあり。○元日。同書に。類書纂要正月初一謂之元日。とあり。○著髻華。髻華のことは。既に景行紀に云るか如く。古代に花木の枝を頭に挿たるなり。さらば此は元日のみ冠を止めて。古代の如く花木の枝を髪に挿たるかと云ふに。しからず。此髻華は。金銀を以て華を鏤はめ。冠に添て著たるものと見えたり。其は北史倭國傳に。至隋其王始制冠。以錦綵爲之。以金銀鏤華爲飾。とあるにて。然知られたり。冠を錦綵にて作り。なほ其上に金銀鏤華を飾とす。其飾とあるか即此の髻華なり。なほ下文十九年の制には。大小徳は金を用ひ。大小仁は豹尾を用ひ。大禮以下鳥尾を用ひとあり。又孝徳紀三年には。又用金銀銅とあるなど。みなこれなり。さて此冠を制し玉ひし事を。太子傳曆に群臣大悦とあり。此頃や文華に赴きしより。外國などの様にくらふれば。皇國の古代の姿は。あまり見立てのなかりしを。今かく鮮麗なる冠位のさまになれるを。誰も悦ひしなり。

十二年春正月戊戌朔。始賜冠位於諸臣。各有差。

正月戊戌朔。政事要略。本朝事始。年中行事秘鈔。十一月奏御曆一條に。儒傳曰。小治田朝十二年歲次甲子正月戊申朔。始用曆日。とあり。此時までは皇國古代のまゝの曆なりしを。此より漢土の曆法を用給

十二年甲

ひしなり。是も太子の御心なることは云も更なり。さて此曆日の事。既に上古曆日考に委く云置り。考合すへし。此時用玉ひし曆は。百濟より貢する所の曆法にて。即宋元嘉曆なりと云り。さて備傳に正月戊申とある中は。戊の誤なり。眞曆考には。此を曆法を用る始とせるを。無窮曆には。備傳と云るは。官歴ならぬ異傳の由にて。朔の戊申も誤なれば。當ならぬことなれど。此は日支を干支に移し記す。○始賜冠位は。冠を賜ひしなり。位は自ら其冠に備りありしか故に。即て位を賜ふ事になれるなり。さて此後。文武紀大寶元年。始依新令。制官名位號。始停賜冠。易以位記とあり。此より皆漆冠を用ゐて。官位と稱して。冠位と稱せずと。職原傳に云りと。通證に云り。

夏四月丙寅朔戊辰。皇太子親肇作憲法十七條。一日以和爲貴。無忤爲宗。人皆有黨。亦少達者。是以或不順君父。乍違于隣里。然上和和睦。諧於論事。則事理自通。何事不成。二曰篤敬三寶。三寶者佛法僧也。則四生之終歸。萬國之極宗。何世何人。非貴是法。人鮮尤惡。能教從之。其不歸三寶。何以直枉。三曰承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行。萬氣得通。地欲覆天。則致壞耳。是以君言。臣承。上行下靡。故承詔必慎。不謹自敗。四曰群卿百寮。

以禮爲本。其治民之本。要在乎禮。上不禮而下非齊。下無禮以必有罪。是以君臣有禮。位次不亂。百姓有禮。國家自治。五日。絕。欲。明辨訴訟。其百姓之訴。一日千事。一日尙爾。况乎累歲。頃治訟者。得利爲常。見賄聽讞。便有財之訟。如石投水。乏者之訴。似水投石。是以貧民。則不知所由。臣道亦於焉闕。六曰懲惡勸善。古之良典。是以無匿人善。見惡必匡。其詭詐者。則爲覆國家之利器。爲絕人民之鋒劍。亦佞媚者。對上則好說。下過逢。下則誹謗。上失。其如此人。皆无忠於君。無仁於民。是大亂之本也。七曰。人各有任。掌宜不濫。其賢哲任官。頌音則起。奸者有官。禍亂則繁。世少生知。剋念作聖。事無大少。得人必治。時無急緩。遇賢自寬。因此國家永久。社稷勿危。故古聖王。爲官以求人。爲人不求官。八曰。群卿百寮。早朝晏退。公事靡盬。終日難盡。是以遲朝。不逮于

急<sup>スミヤカナルニ</sup>早<sup>オホキ</sup>退<sup>スル</sup> 必事不<sup>ス</sup>盡<sup>ス</sup>

戊辰。三日なり。法王帝説には。十三年七月の事と爲し。一心戒文には。十年十二月のことと爲り○  
憲法。弘仁格序云。國家制法自<sup>レ</sup>茲始焉とあり。太子傳曆云。太子肇制<sup>ニ</sup>憲法十七條。手書奏之とあり。さ  
て此憲法制定の事を。平田翁云。聖德太子の新法を制玉へるは。世の人意の枉れる故に。其を直さむ  
と思はず實義には非ず。生坐なからに。聰<sup>サカ</sup>しく言痛き異國の道々を。好み玉ふ御性なりしかは。皇御  
祖神の御制<sup>オホキ</sup>はおきて。其道々を弘め玉はむの御心より他なく。其後の御世々々に。其を委く弘く爲玉  
へるは。唐風を好み玉ふは本よりにて。神世より所謂封建の狀なりしを停廢<sup>ヤメ</sup>て。いはゆる郡縣の制に  
改て。臣連國造等の勢を。大に爲まじとの御心配<sup>セツヒ</sup>にて物し玉へる也けり。と云れたり○以和爲貴。論  
語禮之用<sup>レ</sup>和爲<sup>レ</sup>貴○人皆有黨。僖九年傳曰。凶人無<sup>レ</sup>黨。有<sup>レ</sup>黨必有<sup>レ</sup>讎○上和和睦。孝經曰。民用和睦。  
上下無<sup>レ</sup>怨○篤敬三寶。かく三寶の事を。ことごとく擧て。神祇の事は。憲法中聊かも書し玉はず。  
いかにも嘆かはしき事なり。或説に。十七條之中。無<sup>ニ</sup>崇<sup>ニ</sup>神敬<sup>ニ</sup>祭之條。蔑<sup>ニ</sup>神之胸臆<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>見と云り。さる  
事なり○佛法僧也。通證に。四字拾芥抄<sup>ニ</sup>細注<sup>ニ</sup>宜<sup>レ</sup>從と云り○四生。同書に。般若經曰。一者卵生。二者  
胎生。三者濕生。四者化生。とあり○萬國之極宗。元亨釋書資治表に。萬國を萬化に作れり○非貴是法。  
同書に非貴を不<sup>レ</sup>需<sup>ニ</sup>に作れり○能教從之。同書に從之を乃化に作れり○君則天之臣則地之。管子に君臣

者天地之位也○萬氣。本に萬を方とあり。今水戸本考本。及太子傳曆拾芥抄等に所引に據て改つ。氣を  
シルシと訓るは。二十八年赤氣の訓も同じ○地欲覆天則致壤。馬子か天皇を弑し奉れるを。此憲法の趣  
にてはいかゞ定むべき○上行下靡。太子傳曆に靡を效に作れり○要在乎禮。孝經に安<sup>レ</sup>上治<sup>レ</sup>民莫<sup>レ</sup>善<sup>ニ</sup>  
於禮○上不<sup>レ</sup>禮而下非<sup>レ</sup>齊。太子傳曆に而字なし。非を不に作れり。韓詩外傳に。上無<sup>レ</sup>禮則不<sup>レ</sup>免<sup>ニ</sup>乎患<sup>ニ</sup>。  
下無<sup>レ</sup>禮則不<sup>レ</sup>免<sup>ニ</sup>乎刑。論語に齊<sup>レ</sup>之以<sup>レ</sup>禮○絶<sup>ニ</sup>發棄<sup>ニ</sup>欲。本に發を發に作る。中臣本及太子傳曆に據て改  
む。左傳注に。貪<sup>レ</sup>財爲<sup>レ</sup>饕。貪<sup>レ</sup>食爲<sup>レ</sup>饕とあり○頃治訟者。頃本に須に作る。今水戸本。集解引一本に據  
て改む○聽讞。正誦。讞議<sup>レ</sup>罪也。評<sup>レ</sup>獄也とあり。訓も其義なり。寫本の訓に。ウタヘヲユルクスと訓  
るはよからず○如石投水。似水投石。文選運命論曰。如<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>水投<sup>ニ</sup>石。如<sup>ニ</sup>以<sup>ニ</sup>石投<sup>ニ</sup>水。又見<sup>ニ</sup>貞觀政要<sup>ニ</sup>と。  
通證に云り○懲惡勸善。成十四年傳曰。懲<sup>レ</sup>惡而勸<sup>レ</sup>善○世少生知。論語季子曰。子曰生而知<sup>レ</sup>之上也。又  
出<sup>ニ</sup>中庸<sup>ニ</sup>○尅念作聖。尙書多方曰。惟聖罔<sup>レ</sup>念作<sup>レ</sup>狂。惟狂克<sup>レ</sup>念作<sup>レ</sup>聖○大少。考本及拾芥抄太子傳曆等。  
少を小に作る○永久の訓。萬葉集に己妻許增常目類次吉とあれど。ことにはいかゞなり○爲人不求官。  
本に爲人二字脱たり。今中臣本水戸本及太子傳曆拾芥抄政事要略等に據て補○公事廉監。本に監を鹽  
に誤る。今太子傳曆に據て改。詩唐風に。王事靡<sup>レ</sup>盬。註監不<sup>ニ</sup>堅牢<sup>ニ</sup>也とあり。

九日<sup>ノ</sup>信<sup>ニ</sup>是<sup>ニ</sup>義<sup>ニ</sup>本<sup>ニ</sup>。每<sup>レ</sup>事有<sup>レ</sup>信<sup>ニ</sup>。其<sup>レ</sup>善惡成敗。要<sup>ニ</sup>在<sup>ニ</sup>于<sup>ニ</sup>信<sup>ニ</sup>。君臣共<sup>ニ</sup>信<sup>ニ</sup>。何<sup>レ</sup>事<sup>ニ</sup>。

不成。君臣無信。萬事悉敗。十日。絕忿。棄瞋。不怒。人違。人皆有心。心各有執。彼是則我非。我是則彼非。我必非聖。彼必非愚。共是凡夫耳。是非之理。誰能可定。相共賢愚。如鑿无端。是以彼人雖瞋。還恐我失。我獨雖得。從衆同舉。十一日。明察功過。賞罰必當。日者賞不在功。罰不在罪。執事群卿。宜明賞罰。十二日。國司國造。勿歛百姓。國靡二君。民無兩主。率土兆民。以王爲主。所任官司。皆是王臣。何敢與公。賦歛百姓。十三日。諸任官者。同知職掌。或病。或使有關於事。然得知之日。和如曾識。其以非與聞。勿防公務。十四日。群臣百寮。無有嫉妬。我既嫉人。人亦嫉我。嫉妬之患。不知其極。所以智勝於己。則不悅。才優於己。則嫉妬。是以五百歲之後。乃令遇賢。千載以難待。一聖其不得賢聖。何以治國。十五日。背私向公。是臣之道矣。凡人有私。必有恨。有憾。必非同。非同則以私妨。

公憾起。則違制。害法。故初章云。上下和諧。其亦是情歟。十六日。使民以時。古之良典。故冬月有間。以可使民。從春至秋。農桑之節。不可使民。其不農。何食。不桑。何服。十七日。大事不可獨斷。必與衆宜論。少事是輕。不可必衆。唯速論大事。若疑有失。故與衆相辨。辭則得理。

信是義本。論語。信近於義。言可復也。○君臣。秘閣本中臣本考本及太子傳に。君を群に作るはわろし。次も同じ。○絶忿棄瞋。古本の訓に。瞋をオモテノイカリと訓り。○彼是則我非。莊子に。是其所非。非其所是。○凡夫。通證に。出曹阿六代論。廣雅曰。今人鄙人爲凡夫。輕賤之稱也。とあり。○如鑿无端。中臣本水戸本太子傳曆。環に作る。通證云。正字通鑑通作環。倭名抄指鑿耳鑿。とあれは。本のまゝにてもあるへし。さて此語。孫子兵勢篇。淮南子主術訓。史記田單傳贊等に出たり。○日者。卓氏藻林。謂日向也。○罰不在罪。本に罪を罰に作る。今太子傳曆拾芥抄に據て改。○國司國造。並稱。此に始て出。雄略紀に國司郡司。清寧紀に播磨國司などあり。此事既に云り。○國靡二君。本に靡を非とあり。今太子傳曆に據て改。禮記曾子問に。天無二日。土無二王。孟子には民無二王とあり。○得知。通證云。言得レ知。



其事也。○和。水戸本知に作る。○勿防。水戸本防を妨に作る。○五百歳之後。本に歳後二字脱したり。今中臣本考本水戸本。及太子傳曆拾芥抄に據て補。秘閣本に後字あり。中臣本之字なし。○乃令遇賢。太子傳曆に令を今に作る。○難待一聖。太子傳曆に待を得に作り。○凡人有私。本に凡下夫字あり。今中臣本及太子傳曆拾芥抄に據て削る。○是情歎。集解に歎は傍訓攪入と云れど。助辭と見たらむにはありてもよし。○使民以時。論語學而篇に出たり。○大事。本に大を夫に作る。今契冲校本及拾芥抄に據て改む。○少事。考本太子傳曆拾芥抄。少を小に作る。○辭則得理。拾芥抄則字なし。太子傳曆。得理の下矣字あり。

秋九月。改朝禮。因以詔之曰。凡出入宮門。以兩手押地。兩脚跪之。越柵則立行。是月。始定黃書畫師。山背畫師。

改朝禮と有は。神代よりの禮儀を。異國風に改變玉へることを云なるへし。○出入宮門。令衛門府督一人。掌諸門禁衛出入禮儀とある。これなり。曲禮に大夫士出入君門云々。○以兩手押地。通證云。延喜中務式。女官降座再拜。用扱地拜。謂著兩手於地。首不至乎地。魏志倭人傳曰。傳辭說事。或踞或跪。兩手據地。爲之恭敬。鶴林玉露曰。肅拜謂兩膝齊跪。手至地而頭不下也。拜手亦然とあり。この事神代紀下にも云り。合せ考へし。○越柵。集解云。說文曰。門概也。徐曰。門兩旁挾門短限也。古者多乘車。門限必去之也。とあり。○黃書畫師。山背畫師。天武紀に黃文連あり。通證云。山谷藥名詩。天竺黃卷

在。註謂佛書。齋宮式忌詞。經稱染紙とあり。皇極紀にも。手把黃卷。自學周孔之教於南淵先生所。とありて。代辭。とあれば。佛書には限らぬ事の如くなれど。なほ。太子傳曆云。冬十二月。月は此と。爲下繪諸寺佛像。壯嚴。定。黃文畫師。山背畫師。黃泰畫師。河内畫師。楢畫師等。免其戶課。永爲名業。集解按。畫師皆以地稱。然則黃書亦爲地名。實布爾是とある。實布爾は非なるべけれど。地名ならんとの説。さも有へくおほゆ。尙考へし。さて黃書畫師。山背畫師。この後ものに見えず。

十三年夏四月辛酉朔。天皇詔。皇太子大臣及諸王諸臣。共同發誓願。以始造銅繡丈六佛像各一軀。乃命鞍作鳥爲造佛之工。

造銅繡丈六佛像。銅は金銅なり。繡は倭名抄布帛部に。繡。沼无毛乃。以五色絲。刺萬物形狀也。箋注。古紀繡訓。奴比毛乃。枕册子亦云。奴比毛乃。此訓。奴无毛乃。造繡也。とあり。さてこの佛像の事は。拾遺記に。本元興寺緣起云。夏四月辛酉朔戊辰。八日。天皇詔。皇太子大臣及諸王諸臣。共同發誓願。以始造銅繡釋迦丈六佛像各一軀。并挾仕菩薩像。乃命鞍作鳥爲造佛之工。用銅二萬三千二百斤。元興寺丈六佛像光銘に。は。二百斤三字なし。黃金七百五十九兩。是時高麗國大興王。聞日本國天王造佛像。遂以隨喜心。貢黃金三百二十兩。助成大願。以結願とあり。佛像光銘よりも詳なり。○鞍作鳥。上に出。世所謂鳥佛師なり。

是時高麗國大興王。聞日本國天皇造佛像。貢上黃金三百兩。閏七月己

十三年乙丑

未朔。皇太子命諸王諸臣俾著褶。冬十月。皇太子居斑鳩宮。

大興王。東國通鑑に據に。高句麗嬰陽王二十六年なり。○黄金三百兩。通證云。兩訓古呂。持統紀同。拾芥鈔。六銖爲一分。四分爲一兩。今按此據唐制。乃十匁也。と云り。符谷望之が本朝權衡攷云。皇國にて權衡の事の

之後也。三世孫久比。泊瀨部天皇御世。被遣。吳國。雜寶物等獻。於天皇。其中有。吳。權。天皇勅。此物也。久比美曰。吳國以懸。定萬物。令。交易。其名云。波質理。云云。とある。始なり。されども此朝代(崇峻)に。權衡を用ひられし事。史に見えされは。世に傳くは用ひざりしなるへし。日本記に。推古天皇十三年に。高麗大興王。黄金三百兩を上りし事。是は彼より云ひおこせたるまじに。史に載せたるも知へからされは。皇國にて。此頃權衡を用られし證ともなし難し。孝德天皇の御世に。權。に訓を立られしに。權衡のことは見えされども。齊明天皇の五年に。高麗使人。鬻皮を携來りて。價絹六十斤を求めし事。天智天皇の元年に。百濟鬼室福信に。絹五百斤。緋一千斤を賜ひ。七年には。新羅に絹五百斤。十年には。一千斤を賜ひし事。日本記に見えたり。扶桑略記一代要記に據れば。其文今略せり。舒明天皇の御時より。用おられたるべき。其後天武天皇十四年には。一萬斤。持統天皇の五年には。白銀三斤八兩。又銀二十兩なども見えたり。度。さて上に量。を唐制に従はれたらむには。權衡も必唐制に依られしなるへしと云て。唐制を委く逃られたり。其文齊明紀に引て云べし。

引る本元興寺縁起には。三百二十兩とあり。○褶は。天武紀十一年下には。ヒラヒ又ヒラオビと訓り。

倭名抄裝束部に。釋名云。褶。字波美見。襲也。覆。袴上。之言也。德注云。字波美。下總本作。字波毛。與。伊呂波字類抄。諸書釋訓。襲。覆。袴上。之義。衣服令深紫紗褶。義解謂。稱者所。以加。袴上。故俗云。袴褶一也。蓋源君所見。釋名。袴。字。抑。と云。依。蓋解。增。袴字。亦未。可知也。衣服令褶即袴褶云云。釋名。褶。謂。重衣。非。袴褶之義。源君引。釋名。一增。袴字。以爲。袴褶。非。

右は和名抄に引る釋名の褶の解なるか。此なる褶は如何なるものならむと。つらく考ふるに。

まづ比良美と云ふものは。神代よりありし服にて。其は播磨國風土記栗郡條に。比良美村。大神之褶落。於此村。故曰。褶村。今人云。比良美村。とある。大神は伊和大神也。褶は同書賀古郡條に。比禮墓を。褶落とも書り。又肥前風土記にも。用。褶振招。因名。褶振峯。ともあれば。此も大神之褶落。於此村。と

訓て。領巾の事なり。さて其褶の落たりしに據て。比良美村と云とあれば。領巾の一名比良美とも云しにこそ。名義は領巾帯にて。帯とは紐を云る帯にはあらて。後に女の裝束に。衣の上に肩より打掛るものを。かけ帯と云かある類にて。其體に帯ひ懸くるより云名なるへし。このかけ帯と云るもの。又領巾より轉りたるものなり。其委しき事。令集解に。古記曰。褶謂。似。婦人裳一也。是。裳の御たま。ひも刀の。されは上古の比良美と云ものは。領巾のことなり。褶謂。一也。と云り。褶を長くうちかけたるさま。婦人の裳に似たりと云ひ。さて此なる褶は。ヒラヒとは訓めれとも。其にはあらず。古本の訓にシヒラと訓める其物にて。文字こそ一なれ。物はもとより異なり。天武紀に。親王百寮諸人。自。今。釋。其は上古の褶にはあらて。しひらは異國服にて。榮花物語。わかやかなる女房四五人はかり。うす色のしひらとも。かごどばかりゆひつけたり。源氏物語に。しひらだつ物かごどばかりひきかけて。かしつく人侍るなり。とあるしひらは是なり。抄にしひらは。うは裳を云ふとあり。新釋に。裳の腰に又うはもどて。ひらめなる絹をまどふを。こは裳を略して。其しひらのみ引かけてあるなり。故に託言はかり引かけてとは云也。催馬樂に。上ものすそぬれ。下ものすそぬれなど云り。と云るか如くなるへし。さて是は女の禮服なれとも。其もと異國の裳の部の類にて。當昔は男も女も。禮服として肩より打かけ。袴或は裳の上に。重襲ね着たるか故に。宇波毛上と云ひ。又宇波美といひ。又しひらとも云けらし。名義。謂。ひらにもあるへし。しは。ひなり。ひらひらひらめくさまを云り。此はもと皇國の服にはあらぬものなるを。此時皇太子諸王諸臣に命せて。新に著せしめ玉ひしなり。四時祭式。官人以下裝束料。一條とありて。緯帛四丈と注せる其なるへし。されは倭名抄に引る釋名に。覆。袴

上とあるも。強ち非事にはあらざめれど。袴褶と云ものとは異なること。箋注に云るか如くなるへし。  
なほ箋注に云ることども。さて其さまは。いかなる物ならむと云に。後世に傳はらぬ服なれば。知るべきよ  
 本書につきて見るへし。 字典に。褶類篇襲也。急就篇注。褶謂重衣之最在上者。也。其形如袍。短身而廣袖。一曰左  
 衽之袍也。とあるなどによらは。襲は袍の如く短身にして。廣これる様したる物を。裝束の上に打重  
 ねて。下は打垂し放り置たるか。彼古代の領布。又比良美のさまにも通ひたりしより。同字を書來り  
 じものなるへし。この褶の事は。古來とりくくなる説ありて。更に知かたきを。今かく考たるも。まこ  
 どの其物に叶ふへくや。はた叶ひかたくやあらむ。なほ後人よく考ふへし。  
平氏傳雜勅文に。褶或本にはハカ  
 マ。或本にはヒラオヒ。或本注云。  
 大口袴也。などある。ヒラオヒは。さる事なれども。ハカマ又大口袴也などある。○居班鳩宮。太子傳曆云。冬十月。遷于班鳩宮。  
 太子元居宮南。西爲上宮。今謂班鳩宮。猶爲上宮。是也。拜別。天皇垂。漢曰。雖爲人主。唯遊。皇太子。天下萬機。日夕下行。子遺別  
 班鳩。朕所不快。太子辭謝奏曰。雖居別宅。臣何以敢離宿衛之下。天皇大悅。賜宴賜。太子此後。日騎。馬。朝。奏。政事。竟即  
 遷宮。日々元。間。時人異之。とあり。

十四年丙寅

十四年夏四月乙酉朔壬辰。銅繡丈六佛像並造。是日也。丈六銅像。坐於元興寺金堂。時佛像高於金堂戶。以不得納堂。於是諸工人等議曰。破堂戶而納之。然鞍作鳥之秀工。以不壞戶得入堂。即日設齋。於是

會集人衆。不可勝數。自是年初。每寺四月八日七月十五日設齋。

壬辰は八日なり。○元興寺は。四年紀法興寺注に云り。さて續紀靈龜二年。始移元興寺於左京六條四坊。とあるは。後に添上郡の奈良京に移せるなり。○金堂。和名抄佛殿金堂也。左經記に諸寺金堂皆廟作也。などあり。○堂。古本訓にミヤとも。ホトケヤともよめり。又音にも訓り。○諸工人。類史一本に人字なし。下文も同じ。○即日設齋。太子傳曆云。設於齋大會。此夕於寺有五色美雲。覆佛堂之。此夜丈六佛像放光明。數度之中。一度如火映内外。とあり。○初每寺。以下類史齋會部に收入たり。○四月八日。通證に。灌佛會之初。乃入佛緣日也とありて。摩訶利頌經を引て云り。今其文を略けり。續後紀仁明天皇承和七年四月癸巳。請律師傳灯大律師靜安於清涼殿。始行灌佛之事。○七月十五日。通證に孟蘭盆會之始也とあれど。集解に。初學記曰。謝承後漢書曰。佛以癸丑七月十五日。託生於淨住國摩耶夫人腹中。至周莊王十年甲寅四月八日生。按七月十五日齋。欽其託生節也。孟蘭盆會。始于齊明天皇五年也。云り。其説の方なるへし。さて太子傳曆に。太子奏曰。自此年。始。每四月八日七月十五日。設齋。とあり。

五月甲寅朔戊午。勅鞍作鳥曰。朕欲興隆內典。方將建佛刹。肇求

舍利時。汝祖父司馬達等。便獻舍利。又於國無僧尼。於是汝父多須那。爲橘豐日天皇出家。恭敬佛法。又汝姨島女。初出家爲諸尼導者。以修行釋教。今朕爲造丈六佛。以求好佛像。汝之所獻佛本。則合朕心。又造佛像。既訖。不得入堂。諸工人不能計。以將破堂戶。然汝不破戶而得入。此皆汝之功也。即賜大仁位。因以給近江國坂田郡水田二十町焉。鳥以此田爲天皇作金剛寺。是今謂南淵坂田尼寺。

戊午は五日なり○將建佛刹。即元興寺なり○便獻舍利。敏達紀十三年に。達等か佛舍利を得て。馬子宿禰に獻れりし事あり。天皇其舍利を以。元興寺に納め玉ひしかは。かくのたまへるなるへし。元興寺は本馬子の發願なればなり○汝姨島女。敏達紀十三年に出。集解云。按母之姊妹。或妻之姊妹同出曰姨。島則達等之女。多須那之姊妹。於鳥爲姑。非姨。と云るは。文字の沙汰なり。こゝは父の姊妹に云るなり○佛本。集解。按造佛像圖本也とあり。古本の訓に。本をタメシとよめるよろし。通證說。佛像曰幾本とあるはたかへり○賜大仁位。第三階なり。冠位通考云。この時群臣諸氏を。十二等にわかつて。云々の氏は大德。云々の氏は小德など定めて。其冠を玉ひし也。この冠は公より玉はりて。

尊卑の驗とす。冠即ち位なるか故に。冠位とは云なり。尊卑は家につきたる尊卑にて。身を終るまで同階なり。次第轉昇の位にあらず。小德は中臣連。阿部臣。物部依網連。波多臣。近江脚身君。平群臣。大宅臣。巨勢臣。大仁は犬上君。上毛野君。阿曇連。土師連。大禮は小野臣とみゆ。されは十一年より大化三年までの間に。加階の事見所なしと云れたれど。かゝる卑姓なる鞍作氏に。大仁位を玉ふをみれば。次第轉昇の事こそ見えぬ。家につきたる尊卑を。定めたまひしものとも定めかたし。なほよく考へし。日本靈異記に。五月甲子朔戊子。勅大都屋栖古連公曰。汝之功者長遠不忘。賜大信位。と云。こゝもあり。戊子は十一日にて。日も異なれり。類を以てこゝに載せつ。これも佛像など作りし功に因れるものと見えたり○以此田。集解に按以此田稅也と云り○南淵坂田尼寺。高市郡なり。又金剛寺と云。用明紀二年に出。通證に一書曰司馬達等居趾とあり。

秋七月。天皇請皇太子。令講勝鬘經。二日說竟之。

令講勝鬘經。集解に。明三藏聖教目錄。大乘經實積部曰。勝鬘師子吼一乘大方便廣經一卷。按求那跋陀羅譯。とあり○二日說竟之。太子傳曆云。秋七月。天皇詔太子曰。諸佛所說諸經演竟。然勝鬘經未具其說。宜於朕之前。講說其義。太子辭奏。臣頃將製疏。思其義理。適未通達。伏念。五六日至旬時。乃應握麈尾。登師子座。天皇答勅試講。令諸名僧大德問其妙義。太子受天皇請。其儀如僧。二日而竟。

講竟之夜。蓮花零。花長二三尺。而蓋三方三四丈之地。明旦奏之。天皇大奇。車駕而覽之。即於其地。誓立三寺堂。是今橋樹寺也。とあり。また太子傳備講云。玉林抄曰。太子所著勝鬘經疏。有前疏。有後疏。前疏太子三十五歲所撰也。送致于唐朝。後疏獨傳于本朝。とあり。二十五歳は即ち當年なり。

### 是歲。皇太子亦講法華經於岡本宮。天皇大喜之。播磨國水田百町。施于皇太子。因以納于斑鳩寺。

講法華經。集解に。明三藏聖教目錄。大乘經五大部曰。妙法蓮華經七卷。今按姚秦羅什譯。とあり○岡本宮。今昔物語十六。大和國平群郡の鶺鴒の村に。岡本寺といふ有り云る所なり。大和志云。平群郡岡本宮。故墟在三井岡本邑。隣于法隆寺村。とあり。高市郡飛鳥にも岡本宮あれども。此時のはなほ平群郡の方なるへし。高市郡なるは。舒明天皇の初て都じ玉へりし處なり。論遺記云。天皇則命駕移岡本宮。雙太子任編言。以禁禮。爲御監。就中於清涼殿。不取本殿。被點。大講堂。案置以赤柵。尺御小儀。○大喜。本に大を太に作る。今秘閣本中臣本信友校本集解に據て改○播磨國水田百町施于皇太子。この事法王帝説に異同あり。今左に舉て狩谷氏の證注をも引へし。戊午年四月十五日。證注云。法隆寺流記同。詳見下文。戊午推古天皇六年也。補闕記云。丁丑年(二十五年也)四月八日。推古天皇紀云。十四年丙寅秋七月。曾傳聞之。吳唯傳層爲二十四年七月。二十五年四月八日重開。以推古天皇紀爲二十四年。補闕記爲二十五年。誤也。小治田天皇。請上宮王。令講勝鬘經。其儀如僧也。諸王公主及臣連公民。信受無不嘉也。三箇日之内講説也。天皇布施聖王物播磨國揖保郡佐勢地五十萬代。聖王即以此地。爲法隆寺地也。

とあり。證注云。法隆寺流記云。戊午年四月十五日。請上宮聖德法王。令講法華勝鬘等經一支。其儀如僧。諸王公主及臣連公民。信受無不嘉也。講説竟。高座爾坐奉而。大御語止爲而口大臣乎。香燭乎。手擊而。誓願且。事立爾白之久。七重寶毛非常也。人寶毛非常也。是以遠岐須賣呂岐乃御地乎。布施奉良久波。御世爾毛。不朽滅。可有物止奈毛。播磨國佐西地五十萬代。布施奉。此地者他人人口入犯事波。不在此止白而。布施奉止白岐。是以聖德法王受賜而。此物波私可用物爾波非。有止爲而。伊何留我本寺。中宮尼寺。片岡僧寺。此三寺分爲而。入賜岐。補闕記亦云。以針間國佐勢田地五十戶。末代奉施。即願入斑鳩寺中宮寺等。按佐勢地未詳。今播磨國揖保郡有鶺鴒村。村有斑鳩寺。蓋此地也。又按。代者古人量地之法。采女朝臣筑良卿。瑩域碑云。片浦山地四千代。者亦是也。弘仁十三年。明法博士額田國造今足勘文云。二百五十步爲五十代。見政事要略。依之計之。五十萬代。二百五十萬步。今量得八千三百三十三町三段三畝九步。拾芥抄云。七十二步爲十代。依此計之。五十萬代。三百六十萬步。即一萬町。未知以孰爲是とあり。さて右帝説本文。爲法隆寺地也の下に。今在播磨三百餘町者の九字小書あり。證注に。此蓋所賜五十萬代。分入于三寺。其所入法隆寺之數也。法隆寺資財帳云。播磨國揖保郡貳佰壹拾玖町壹段捌拾貳步。右播磨田小治田大宮御宇天皇。戊午年四月十五日。請上宮聖德法王乎。令講法華勝鬘等經。而。布施奉。地五十萬代。即納賜者之中。十萬九千五百六十一。東二把代。成町二百十九町一段八十二步。者是也。現報靈異記。大部屋栖能古連公傳云。十七年己巳。推春二月。皇太子詔連公。而遣播磨國揖保郡内。二

百七十三町五段餘水田之司一者亦是地。與本傳書所引或說數合傳曆云。施三百六十町。與本傳書所引或說數合往生極樂記云。施三百町。皆傳說之異。推古天皇紀云。施水田百町。恐非其實。とあり○納斑鳩寺。太子傳曆に。以水田二百六十町。施太子。因以納法隆寺。此寺與宮同基。後割納中宮寺。此寺。間人穴太。部皇后之宮也。皇后崩後爲寺。色葉字類抄に引法隆寺緣起に云。推古天皇第十五。聖德太子。斑鳩宮西建。一伽藍。名法隆學問寺。安置佛舍利。とあり。類史にこの事寺田部に收入たり。さて右の文の續きに。太子傳曆に。二件經。太子略製義疏。未レ有流通。高麗慧慈師已下。各在講場。諮其所得。太子取捨合其正理。自レ此始有究竟之志。後年製畢。とあり。法王帝說にも。即造法華等經疏七卷。號曰上宮御製疏。また補闕記には。太子生年三十六。己巳四月八日。始製勝鬘經疏。三十八辛未年。正月二十五日了。三十九壬申。正月十五日。始製維摩經疏。四十癸酉。九月十五日了。四十一甲戌年。正月八日。始製法華經疏。四十二乙亥年。四月十五日了。また法隆寺資財帳に。法華經疏參部各四卷。維摩經疏壹部三卷。勝鬘經疏壹卷。右上官聖德法王御製者。などあり。狩谷氏證注に。按勝鬘經疏壹卷。維摩經疏五卷。法華經疏四卷。今猶存于世。然卷數不レ合可レ疑。と云り。

十五年丁卯

十五年春二月庚辰朔。定壬生部。戊子詔曰。朕聞之。曩者我皇祖天皇等宰世也。闕天蹟地。敦禮神祇。周祠山川。幽通乾坤。是以陰陽

開和造化共調。今當朕世。祭祀神祇。豈有怠乎。故群臣爲竭心。宜拜神祇。甲午。皇太子及大臣率百寮。以祭拜神祇。

定壬生部。仁德紀七年に出。こゝなるは皇太子の壬生部なり。皇極紀に乳部とあり。なほそこに云。配傳には。この定壬生部とあるは。何れのにやあらむ。若くは當代天皇の御なる故に。御名を舉るにやと云り。されど今は集解に。皇太子部屬とあるに因れり。○戊子。九日○詔曰云云。宜拜神祇。平田翁云。此詔は實に天皇の大御心より出たる事にて。此は太子と馬子と。餘りに佛を尊み。神を蔑如する事を御歎き坐して。詔ひたる御言にそ有けむ。此天皇はしも姫命には坐しかと。然る直しき御心の坐ける事は。馬子が葛城縣を賜らむ事を請奏せる時に。聽し玉はて。當朕世。失是縣。後君曰愚癡婦人臨天下。以頓亡其縣。と詔へるをも思ひ奉るへし。行天下事とはあれと。此詔は決めて聖德皇子の御心よりは出さりけむ。其は彼十七條憲法に。篤敬三寶。三寶者則四生之終歸。萬國之極宗也。何世何人非貴。此法不歸三寶。何以直枉。とは見えたれども。總ての中に神祇の事は。一言も論へ玉はす。抑々天神祖命の御傳へ坐る制度は。第一に神祇を敬ひ祭り玉ふ事を御諭し坐て。これ天下を始め玉ふ御政事の本なるに。其はおきて。異國の乞食の道を。如此やことなき物に宜へるは。何なる聖意にか有けむ。眞の道の上より言はふ。第一に篤敬神道。神道者則四生之終歸云云。不歸神道。何以直枉。と宜ふへきわさなり。然るをいさかも。神の道をは傳玉はず。禁中にしては。しはく佛經を

講玉ひて。天皇命は更なり。世人の意をも。其方狀に女々しく爲玉へるは。いともく恨し。さて不歸三寶。何以直枉と宣ひ。未に見惡必匡とも宣へれば。馬子か天皇を弑せ奉れる惡事を。必直し玉ふへき任に當りて坐なから。知らぬ氣にて彼か罪となりて。匡し玉はさるは。表をのみ宜しけに瀧み文りて。うたて言ふ漢風を好み玉へる故に。然しも惡とは思はれさりしか。林羅山か太子馬子者同志之人也と言れしは。實然も有へくや。と云れしは。此詔につきての論なれば。併せて是に載せつ○山川は。山川の神の事かともおもへど。こゝはなほ書の堯典に見えたる名山大川を。漢文のまゝに書たまへるものなるへし○爲竭心。秘閣本中臣本。爲の上に共字あり○甲午は十五日なり。

秋七月戊申朔庚戌。大禮小野臣妹子遣於大唐。以鞍作福利爲通事。

庚戌は三日なり○小野臣妹子。此氏の事は雄略紀春日小野臣の下に云り。天武紀。十三年十一月。小野臣賜姓曰朝臣。滋賀郡に今も小野村あり。堅田より北。比良より南なり。神名帳。近江國滋賀郡小野神社二坐。名神大これこの氏神なり。續後紀に。承和元年二月壬午朔辛丑。小野氏神社在近江國滋賀郡。勅聽下彼氏五位以上。每至春秋之祭。不待官符。永以往還。同三年五月。授無位小野神從五位下。依遣唐使小野朝從四位下。近江國小野神授。從四位下。又式に同國高島郡にも小野神社あり。又山城國愛宕郡小野神社。和名抄同郡小野。同國宇治郡小野などあり。是らも由縁あるにやしらす。と記傳に云り。此氏近江の國より出たるものなれども。

單に小野氏と稱しは。妹子より始まりしなるへしと。雄略十三年の下春日小野臣の下に云へる記傳の説。併せ考へし。氏人にては。仁明紀に小野朝臣筆あり。陽成紀に山城愛宕郡小野郷人勸解由次官小野朝臣當岑。改貫左京とあり。さて第七世孫隆泰。一作孝恭又孝泰。武藏守となり。子義隆。始て相模横山邑に居る。其子資隆時實。隆殿氏と稱し。支屬是より善術して。横山郷と曰ひ。隆殿郷と云ふ。所謂武藏七郷と云るこれなり。小野系圖。武藏七郷系圖等による。○遣於大唐。考本には於下大唐の大字を除けり。さる本ありしにや。おぼつかなし。また集解には。下文に據て唐國の二字に改めたり。共にことわりはさることなれども。私に本文を改むるは宜しからず。太子傳曆には大隋に作れる。釋紀に當隋煬帝大業二年とあるか如く。まことは隋の代なり。されど通證に。今按我邦以漢唐。專爲西土稱。故書爲大唐。蓋記者之詞也。と云れたるか如し。さて唐土をモロコシと云は。我邦にて云稱なるか。又彼國の語か。詳ならず。謂越など云は。俗説にて取るに足らず。さて舊事紀に此を遣唐之始也と云るは。さることなり。かくて此朝に妹子を唐に使はされたるは。如何なるよしに依てならんと云に。これみな皇太子の御心に出しものにて。上にもつきく云るか如く。朝廷に漢風の威儀を飾り玉はむとして。唐風に冠位階を賜ひ。憲法を作りて。彼國の教誡の意を宣へ。神代以來の儀式具を變へ。朝禮を改め。萬つ彼國風を學ひ取り給ふとして。彼國にへつらひ。彼籍を購求めに遣しにて。其は既く扶桑略記にも此事を記して。太子令妹子持經來と見え。此は佛籍なれど。併せて經籍をも持來らしめしなり。善隣國寶記に引る經籍後傳記に。小治田朝。遣小野臣因高於隋。購求書籍。兼聘隋天子云云。とも有もて知へし。かくて十六年に。妹子を送りて參來し戎人の還る時に。また妹子臣に送らしめ。倭漢直福因等八

人を添遣したるは。猶委く漢風を學ひ得しめ給はむとてなり。かく成もて來しは。取戎慨言にも曲に論れたる如く。下文三十一年七月の下に。彼國へ學問に遣したる僧等か歸り來て。彼國を稱て。法式備定珍國也。常須達。と云るなどを按に。舊くより。次々に參來れる戎人等の風を羨しと見ならひ。また其れ等か右の趣に。そゝのかし申せるに。いつとなく率られ玉ひての事なりけんかし。なほ此等の事とも。取戎慨言はさらなり。平田翁の著書にも。曲に論れたるを見て知へし。さて又此時の事を。太子傳曆に書して。十五年夏五月。太子奏曰。臣之先身修漢土。所持之經。今在衡山。望遣使將來。比按所誤之本。天皇大奇。左之右之依奏。誰合使乎。太子遍相百官之人。奏曰。大禮小野臣妹子合相。秋七月。妹子等遣於大隋。太子命妹子曰云々。とあるは。いと委しけれども。佛徒か。其方様の奇しき事共の限りを。書出たるものと見ゆれば。今は略けり。本書に附て見るへし。○鞍作福利。通證に。蓋司馬達等之族。福利字見梵書とあり。太子傳曆板本に。此名をトヨトシと讀るは。當時の訓のさまにあらず。本書古訓に音讀に爲たるは。さる事なり。○通事。通證云。正字通或通謂之譯。俗謂之通事。周禮秋官掌邦國之通事。而結其交好。今人用音唱。宋史日本傳。通事僧仲回。とあり。ヲサの義は既に云り。

是歲冬。於倭國作高市池。藤原池。肩岡池。菅原池。山背國堀。大溝於栗

隈。且河內國作戶苜池。依網池。亦每國置屯倉。

是歲冬。太子傳曆に冬十月とあり。其事の起りは同書に。秋九月太子奏曰。衆生之命事據水田。水田之本在於池坡。儻當亢旱。衆生恨天。天默而知。禍降于國。望命諸國。興民築池。天皇大悅。勅大臣一行。冬十月。大和國作高市池。藤原池。片岡池。菅原池。三立池。山田池。劔池。山背國堀。大溝於栗隈。河內國作戶苜池。依網池。大津池。安宿池等。遣使諸國。築池。隨國大小。又每國置屯倉。功竟上奏。天下無亢旱之憂。百姓有富饒之訟。とありて。本書とは聊異なり。○高市池。藤原池。古趾未詳。共に高市郡にあるへし。○肩岡池。大和志に。葛下郡葦田池。在王子村。廣三百三十餘畝。一名片岡池。とあり。○菅原池。未詳。添下郡にあるへし。○栗隈。倭名抄。久世郡栗隈久里久末。仁德紀十二年に云り。○戶苜池。河內志に。古市郡戶苜池。一作利雁。今名利雁戶。在藏內村。廣三百步。と云り。神名式。古市郡利雁神社。高屋神社。栗田寛云。今西坂田村戶苜山にあり。按に姓氏錄舊事本紀に。依羅連高屋連。並物部伊宮弟連の裔也。依羅氏高屋阿波豆姫と云ふ。高屋神社に由あり。利雁は蓋鳥置の假名なる時は。利雁神社。或は依羅連の祖神を祭れるも知へからず。西坂田。高屋二村。又隣控するも由あり。と云り。○依網池。河內志云。丹比郡池田池。在池內村。廣三百餘畝。或曰依羅池即是。とあり。なほ依網の地の事は仁德紀に云り。○此年。丁卯。法隆寺と金堂藥師佛とを作りしこと。同佛像光後銘文に載たり。



十六年夏四月。小野臣妹子至自大唐。唐國號妹子臣。曰蘇因高。即大唐使人裴世清。下客十二人。從妹子臣。至於筑紫。遣難波吉師雄成。召大唐客裴世清等。爲唐客更造新館。於難波高麗館之上。六月壬寅朔丙辰。客等泊于難波津。是日。以飭船三十艘。迎客等于江口。安置新館。於是中臣宮地連鳥磨呂。大河内直糠手。船史王平。爲掌客。

蘇因高。小妹子を字音に換たるなり。信友は。按に小野はサヌと唱ふへし。サヌの約スなり。唐人サヌを蘇と譯し。イモコを因高と譯し書たるなり。と云れたるは信かたし。なほ前説の方なるへし。されど因はイニイヌの字音なるに。イモに用たるは聊疑はし。もしくはたゞイにのみ假れるにもあるへし。さらば蘇因高と讀へし。○裴世清。北史倭傳に。文林郎裴世清とあり。○吉師。上文には吉士とあり。○難波高麗館。攝津志に。東生郡三韓館。在安國坂上とあり。通證に萬葉集云。在館門觀江南美女作歌。即此。と云り。萬葉二十にあり。館門は難宮の南門なり。江南は堀江の南を云へし。後紀天長二年三月癸酉。攝津國江南四郡。隸和泉國と古載にあり。○丙辰。十五日なり。○飭船。次に飾騎あり。また飾車と云名目も。今昔物語九に見えたる類にて。飭船も古代其式ありしなり。されど後に見えねは。其狀考へきよしなし。○江口。舒明紀にも。唐國使人高表仁等。到于難波津。則遣大伴連馬養。

迎於江口云々。大河内直矢伏爲導者。到館前。續紀二十二に。高麗使云々。到着難波江口。同二十四に。遣唐使駕船一隻。自安藝國到難波江口。或人云。江口とは淀川の江口にて。今大坂の中島邊なりしとおほし。到館前とあるを見へし。然るに大坂より二里許上。淀川に傍て江口村あり。朝野群載に記せる遊女記に。江河南北村邑處々分派。向河内國。謂之江口。扶桑畧記治安三年條に。指江口郷之間。遊行之女船泛來。歌曲參差。などあるは。右に云る江口村にもあらんか。同名二所にあり。混すべからすと云り。○中臣宮地連。姓氏錄左京神別。中臣宮處連。大中臣同祖。天兒屋根命十世孫。巨知人之後也。和泉宮處朝臣。大中臣朝臣同祖。天兒屋根命之後也。とあり。近頃中臣宮地朝臣本系續と云書。世に出たり。其書に。坐懸鳥之豐朝宮。治天下。子皇命。詔大小橋臣。我聞。讀較國山田縣之宮處。里者。汝之遠祖天兒屋根命之受命之地也。故今分生子。謂爲遠世長世之家。而即割。氏人は聖照清蘇業命之封地。而稱。賜云云とありて。和名抄讀較國山田郡宮處美也止古路これなりと云れど。此本系續信かたし。武紀に中臣宮處連東人。左大臣長屋王を許告せることあり。東寺文書に。醍醐帝時。陽成院舍人長。宮處人永と云るかあり。此氏朝臣を賜へる。こと。紀に洩たり。○鳥磨呂。本に鳥字を脱せり。信友校本及下文に據て補。磨。中臣本及下文に摩とあり。○大河内直糠手。通證に。北史倭傳曰。遣文林郎裴世清使倭國。倭王遣小德何輩臺從數百人。設儀仗。鳴鼓角來迎。今按。何輩臺即河内直之說。とあり。○船史王平。この人のこと既に云り。○掌客。欽明紀に出。

爰妹子臣奏之曰。臣參還之時。唐帝以書授臣。然經過百濟國之日。百

濟人探<sup>ツ</sup>以掠取<sup>ス</sup>。是以不得<sup>レ</sup>上<sup>ル</sup>。於是群臣議之曰。夫使人雖<sup>レ</sup>死之不失<sup>レ</sup>旨<sup>ヲ</sup>。是使矣。何忘之失<sup>ニ</sup>大國之書<sup>ヲ</sup>哉。則坐<sup>ニ</sup>流刑<sup>ニ</sup>。時天皇勅之曰。妹子雖<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>失<sup>レ</sup>書之罪<sup>ニ</sup>。輒<sup>レ</sup>不可<sup>レ</sup>罪<sup>ス</sup>。其大國客等聞之。亦不良<sup>シ</sup>。乃赦之<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>坐<sup>ス</sup>也。

唐帝以書授臣。此唐帝の書は。妹子の臣か百濟にて失ひしとあれば。いかなるさまにか有けん。知るよしの無きが如くなれど。つらく考るに。はじめ妹子か彼國へ始めて至りし時に。我天皇より彼國王に贈玉びし書あり。其は此紀には載せされども。北史また隋書に。大業三年其王多利思比孤。遣<sup>レ</sup>使朝貢云云。其國書曰。日出處天子。致<sup>ニ</sup>書日沒處天子<sup>ニ</sup>。無<sup>レ</sup>恙云云。帝覽不<sup>レ</sup>悅。謂<sup>ニ</sup>鴻臚卿<sup>ニ</sup>曰。蠻夷書有<sup>ニ</sup>無禮者<sup>ニ</sup>。勿<sup>レ</sup>復以聞。明年上遣<sup>ニ</sup>文林郎裴世清<sup>ニ</sup>使<sup>ニ</sup>倭國<sup>ニ</sup>云云とある。この大業三年は即此年なり。其王多利思比孤は。天皇の御名にはあらず。世々の天皇の御稱號の如きを聞き傳へて。後に記せしものなるへし。このこと取或概言に辨へられたる言あり。披見へし。さて此御書のことを。經籍後傳記に。隋煬帝覽之不<sup>レ</sup>悅。猶怪<sup>ニ</sup>其意氣高遠<sup>ニ</sup>。遣<sup>ニ</sup>裴世清等十三人<sup>ニ</sup>。送<sup>ニ</sup>因高<sup>ニ</sup>來觀<sup>ニ</sup>國風<sup>ニ</sup>云云とあるか如く。此詔書をば彼王よろこばて。今より後かくるやなからんをは。なうけそと言つけなから。其御使の歸るにたくへて。即て使を奉りしはいかにそや。かの後傳記に猶怪<sup>ニ</sup>其意氣高遠<sup>ニ</sup>とある。さも有ぬへし。但しかしこの使。六月十五日<sup>辰</sup>に難波に着て。八月三日<sup>卯</sup>に京に入るとあれば。大凡五十日はかり。徒に難波にとどめられしなり。かくして

速<sup>ニ</sup>に京へ召さよりしは故あるへし。妹子臣。かの國王の書を失ひし咎によりて。流さるへしなどいふ議もありしかは。さるさわきなどによりて日數は經しか。其書も百濟人にとられしといふは託言<sup>ニ</sup>にて。まことは書のさまの無<sup>レ</sup>禮<sup>シ</sup>故に。こなたの大御心に叶ふまじき事をはかりて。故にうしなひしにもあるへく。又かの王か悦はさりしことなど。何くれのありさまの。自ら聞えし故に。禮なく思し召て。かの使をも。京へは入らるまじきよしなどの。さためもありしにや。いか様にも。久しく滯りしは。かゝる事共の故にそありけんか。取戎概言に論はれしは。さることにて。この時の唐帝の書と云ものは。いかにも禮なく。かの日出處天子など詔へるをも。おほけなく答めまらせし文などの。ありもやしけん。次に唐客の賫てまわりし國書の文の。驕り高ふれるを見ても。さはかりと思遣られたり。さて其をあらはに。妹子臣か申上たらむには。朝廷にもいきとほり玉ふへく。さては彼に望み玉ふ處のある太子の御心にもたかひて。遣唐の儀も遂に失はれむ事など。種々に思ひかまへて。かく百濟人に掠取られしとは申立たりけん。なほ思ふに。太子などさるさまに妹子臣に諭して。しかいはせたるにもあるへし。もとより太子は。強ちに彼國を慕ひ玉へは。國體などの事はつゆも思ひ玉ふまじく。さりどて天皇にまことに書を奉りなは。受入玉ふまじき事を思ほして。かくもこしらへ事し玉ひしなるへし。此妹子かさはかりの罪を。忽に赦し玉ふも。まことに太子のかく計ひ玉ひしかはなるへく。それのみならず。又しも使につけて遣し玉ふなど。深き御慮ありしさま。押測らるるか如し。

なほ考へし○輒不可罪。國寶記に引るには。輒を輕に作れり。さてこの天皇の勅とあるは。即太子の御心に出しものなるべきこと。上に云るに合せて知へし。

秋八月辛丑朔癸卯。唐客入京。是日遣飭騎七十五疋。而迎唐客於海石榴市衢。額田部連比羅夫。以告禮辭焉。

癸卯三日なり○飭騎は。下文に莊馬とあり。鞍馬を裝ひ飾りたるをいふ。田沼善一云。飭馬。古くありし事なり。推古紀十六年八月。唐客入京。是日遣飾騎七十五疋。又十八年十月。命額田部連比羅夫。爲迎新羅客莊馬之長。とあり。然れども此莊馬は。後のかさり馬と同じきにあらず。後の飾馬に飾り着くる。種々の具などを設けたるにもあらず。其は然様の事を爲へき由もなく。然様の馬を。七十五疋など數多設へき事ならぬにて知へし。是は通例騎りあるく馬は。粧も事をきたるを。殊に外邦の客のもてなしに物するなれば。よく美しく粧へる馬にて。後のとは同じきにあらず。さて今昔物語二十八の六語に。賀茂の祭の使しけるに云云。若き殿上人の車數並立て。物見ける前を渡る間に。元輔か乘たる莊馬。大願して云云とあるは。是に乗れるなり。江家次第。御禊日の條の中に。次覽飭馬。入自瀧口戸。備馬副隨身手振等也。賀茂祭使條に。次飾車云云。先飭馬。有口取。次馬副。四位八人。春日祭使途中次第に。西日朝官人等。戲設飾馬云云。武藏云。なほ中右記三。其飾馬の具はいと多き中に。雲珠

頸總。八子尾囊などの圖は飾抄に見ゆ。其鈔に。長元九年御禊。公卿及節下少納言飾馬。として。分注に。銀面。尾袋。頸總。雲珠杏葉皆具云云。諏訪大明神緣起にも。大祝の分。劔。弓。征矢。杏。行騰。鞍馬。總轡。引副並飾馬也。なごいふ事もありと云り。軍器考に。古へに開えし飾馬の具。此の時の制にや有らむ。異朝の制と見えし物と。たり。年中行事の繪に。飾馬を繪し。も有て。今は定かならぬ事とも多かり。雲珠。頸總。八子尾囊は。その圖飾抄に見え。を見て。稍其物を想見つへし。と云り。さて延喜左右馬寮式に。凡蕃客乘騎。唐鞍寮家掌收。若有壞損。隨即修理。其馬子。簡飼丁容貌端正者。其裝束者。黃袍。汗衫。調布袴。革帶。布襪。長緒。幘頭。巾子。麻鞋。竝請大藏。事畢返上。註。大使副使各四人。判官錄事各二人。使丁各一人。とあるは。後の制なれども。なほ古代の儀によりて。斟酌し玉へるなるへし○海石榴市。城上郡なり。敏達紀十四年に出○額田部連。欽明紀二十一年に出。北史に。後十日遣大禮哥多毗。從二百餘騎。郊勞至彼都。按哥多毗。額田部。即比良夫也。と通證に云り。

壬子。召唐客於朝庭。令奏使旨。時阿倍鳥臣。物部依網。連抱二人。爲客之導者也。於是大唐之國信物。置於庭中。時使主裴世清。親持書兩度再拜。言上使旨。而立之。其書曰。皇帝問倭皇。使人長吏大禮蘇因高等至。具懷。朕欽承寶命。臨御區宇。思弘德化。覃被含靈。愛

育之情。無隔遐邇。知皇介居海表。撫寧民庶。境內安樂。風俗融和。

深氣至誠。遠脩朝貢。丹欸之美。朕有嘉焉。稍暄。比如常也。故遣

鴻臚寺掌客裴世清等。指宣往意。并送物如別。

壬子。十二日なり。○阿倍鳥臣。下文阿倍鳥子臣。又阿倍内臣鳥とあり。○物部依網連抱。姓氏録河内神

別。物部依羅連。神饒速日命之後也。左京。依羅連。饒速日命十二世孫。懷大連之後也。右京。依羅連。

同神十世孫。伊已布都大連之後也。とあり。稻彥か頭注に。十二世。籍中皆作三十三世。按舊事紀。布都久

留連公。饒速日命十一世孫也。又同神十二世孫。有物部多波連公。依網連等祖者。と云り。抱は懷に通は

せて書きしものなるへし。又は字の誤にもあるへし。懷は。一作布都久。伊宮弗連に三子あり。眞棕。

懷。目なり。天孫本紀に見えたり。氏族志云。姓氏錄依羅連傳云。伊宮弗之後。舊事本紀云。懷子波多之後。其説合。而本紀下文。更以物部連麻佐良子吳足尼。爲本氏祖。恐誤。と云り。氏人にては。

下に物部依羅連乙等。聖武紀に正六位下物部依羅連人會賜朝臣。稱德紀に。河内志紀郡人。從六位上依

羅造五百世麻呂。同姓丹比郡人。從六位下里上等賜連姓。などあり。また蕃別に。百濟族にも。依羅連あり。姓氏錄に見えたり。○二人。釋

紀に二人。二字なし。○使主。舊訓にツカヒノツカサと訓り。こゝはしかよみてあるへきなり。オムはオ

ミにて。韓語なればなり。○兩度再拜は。兩段再拜にて。彼國當時の禮なりしなるへし。○皇帝問倭皇。馭

戎慨言に此事を論ひて云く。これは。かの妹子臣かもてこゝとは別なりしにや。此書に倭皇と申せる

こと疑はし。其故は。すへて彼國の王は。古より傲りならひて。尊きものは。たゞ己ひとりと思ひを

るから。異國の君を。みたりにあなつり卑しめて。おしてみな臣僕の如くにあへしろふ習に。未天

皇の限無く尊くまします御事をは知らざる故に。此書の詞すへていと無禮しきにあはすれば。皇と申

せる事相合はす。されは此は經籍後傳記に。小治田朝十二年云云。其書曰。皇帝問倭王。聖德太子其惡

其黜天子之號。爲倭王而不賞其使。とあるを。まことなりけんを。書紀には王とおとし申せる事な

とをきらひて。皇の字には改めてのせられしなるへし。然るを平氏の太子傳曆に。此隋王か書の事を。

いかにと天皇の間せ玉へる太子の御答に。天子賜諸侯王書式也。然皇帝之字。天下一耳。而用倭皇字。

彼有<sub>二</sub>其禮。應<sub>二</sub>恭而修。と申玉へるよしとるせるは。書紀の皇字につきて作れることと聞えたり。すへ

て此傳曆には。かゝる類のつくりことおほくて。うけかたしと云れたるは。さる言にて。なほ思ふに。

もとは王とありしを。さては天皇のうけひき玉はさらむ事を。聖德太子の嘆き思ほして。其方の人に

命して。竊かに皇字に改め置て奏せしなるへし。其を後によきさまに取なして。かく聖德太子。甚惡

其黜天子之號。爲倭王而不賞其使。などは記したりけむ。此を以ても。かの妹子か持來れる書のい

と无禮に。一二句を改めて。さて奏上すへくもあらさりしさまなること思へし。とにもかくにも。皆

太子の御心より出たりしことは。火を見るよりも明らかなるか如し。なほいはく。用倭皇字。彼有<sub>二</sub>其

禮。と云ながら。其文詞の天子賜諸侯王書式なるを。いかに見過し玉ひけん。尻口あはぬ御答へん

るをや。應<sub>ニ</sub>恭而修<sub>一</sub>とは何事をや。さて釋紀に。入唐使小野妹子。改<sub>ニ</sub>倭號<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>日本<sub>一</sub>。然而隋帝暗<sub>ニ</sub>物理<sub>一</sub>。遂不<sub>レ</sub>許。至<sub>ニ</sub>唐武德中<sub>一</sub>。初稱<sub>ニ</sub>日本之號<sub>一</sub>。唐書曰。咸亨元年。惡<sub>ニ</sub>倭名<sub>一</sub>。更號<sub>ニ</sub>日本<sub>一</sub>。使者自言。國近<sub>ニ</sub>日所<sub>一</sub>出。以爲<sub>レ</sub>名。とあり。倭を日本と改めしは。此御使の時の事なりしなるへし。使者自言。國近<sub>ニ</sub>日所<sub>一</sub>出。とある。彼日出處天子とあると同意なればなり。しかるに彼國王か。其を取用ひすして。なほ倭皇としも書きたるは。日出日没など云るを。嫌からず思ひしよりの事なるへし。しかるを隋帝暗<sub>ニ</sub>物理<sub>一</sub>。遂不<sub>レ</sub>許など云るは。彼か用ひさるにこそあれ。何を憚かりて彼か許容を受る所謂のあらむ。本末を轉倒せし書さまといふへし。○長吏。漢書百官表に。秩四百石至<sub>ニ</sub>二百石<sub>一</sub>。是爲<sub>ニ</sub>長吏<sub>一</sub>。とも。史學指南には。今之收守通稱也ともあれど。こゝはたゞ官人の稱に云るなり。舊訓にマツリコトヒトと訓る。其意なり。○具懷。國寶記に懷を狀に作る。集解には改めたり。○寶命。寶祚と云に同じ。尙書に出。○臨御。本に御を仰に作る。以文校本及大日本史に引るに據て改む。○合靈。本の訓は誤れり。ヨロツノモノと訓へし。有情の者をすへて云なり。○介居。本に介を命に誤れり。今秘閣本中臣本考本釋紀及國寶記に據て改む。○稍暄。本に稍を稱に作る。今中臣本考本釋紀及國寶記に據て改む。さて本に次の比を引つゝけて句と爲せしは誤なり。○比如常。水戸本には比を此に作る。されど通證に。世説曰。帝問先生。比<sub>コノコ</sub>佳否。と云を引れたる如く。本のまゝにても宜し。○鴻臚寺。通證云。漢書曰。秦爲<sub>ニ</sub>典客<sub>一</sub>。掌<sub>ニ</sub>諸侯四方歸義蠻夷<sub>一</sub>。漢

改爲<sub>ニ</sub>大鴻臚<sub>一</sub>。釋名。鴻大也。臚陳也。欲<sub>ニ</sub>大<sub>一</sub>以<sub>レ</sub>禮序<sub>ニ</sub>陳賓客<sub>一</sub>也。六典。鴻臚寺掌客。正九品上。掌<sub>ニ</sub>東夷西戎南蠻北狄歸化在<sub>レ</sub>蕃者之名數<sub>一</sub>とあり。○指宜。本に指を稍に作る。今中臣本及國寶記に據て改。

時阿倍臣出進。以受<sub>ニ</sub>其書<sub>一</sub>。而進行。大伴嚙連迎出。承<sub>ニ</sub>書置<sub>一</sub>於大門前机。上<sub>ニ</sub>而奏之<sub>一</sub>。事畢而退焉。是時皇子諸王諸臣。悉以<sub>ニ</sub>金髻華<sub>一</sub>著頭。亦衣服皆用<sub>ニ</sub>錦紫繡織及五色綾羅<sub>一</sub>。一云。服色。皆用<sub>ニ</sub>冠色<sub>一</sub>。丙辰。饗<sub>ニ</sub>唐客等<sub>一</sub>於朝。

出進。秘閣本中臣本進を庭に作る。○大門前机上。机は文臺。また文机と云ものなり。田沼善一云。机は環を居るよしの名にて。其を物かくに用れば文机といひ。臺も臺盤と云ふ臺にて。食物置く具なるか常なるを。轉して物書くに用へは文臺と云へるなり。是にて文臺と文机と全く同じ物なるを知るへし。今低き物のみを文臺と云は。後の定めにて。古を談るには取へき事なし。推古紀の机も。たゞ机のみ云れど。其は漢文を飾る方より書るなれば。訓には心を待て。フミツクエと訓へし。是らは其物の古くきこえしならむ。と云り。○以金髻華著頭。通證に。唐書所謂頂有<sub>ニ</sub>華<sub>一</sub>。四披<sub>ニ</sub>是也<sub>一</sub>。說文銅金華也。とあり。北史に皇國の事を。頭亦無<sub>レ</sub>冠。但垂<sub>ニ</sub>髮兩耳上<sub>一</sub>。至<sub>レ</sub>隋其王始制<sub>レ</sub>冠。以<sub>ニ</sub>錦綵<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>之。以<sub>ニ</sub>金銀<sub>一</sub>繡花爲<sub>レ</sub>飾。とある。以<sub>ニ</sub>金銀<sub>一</sub>繡花とある。此の金髻華に當れり。さてこれは冠の上に飾りに著しなり。其は次文に。一云服色皆用<sub>ニ</sub>冠色<sub>一</sub>とあるにてあきらけし。○錦紫繡織及五色綾羅。倭名抄布帛部。錦。釋

名云。錦。暹之岐。本朝式有<sub>二</sub>疊縹錦。高麗錦。軟錦。兩面錦等之名。縹字所出未詳。とあり。允恭紀の御歌にも見えたり。錦はもと彩色の名なれば。紫に對しても云なり。暹之岐は丹紫なるへし。之岐は紫の意なり。紫は朝布の織目のしけき意なり。冠辭考の說なり。

紫は倭名抄調度部に。本草云。紫。無良佐岐。兼名苑云。一名此蔘。縹は。蔣飭切韻云。縹。沼无毛乃。以<sub>二</sub>五色絲。刺<sub>二</sub>萬物形狀<sub>一</sub>也。箋注云。推古紀縹訓。奴比毛乃。枕册子亦云。縹は。蔣飭切韻云。綺岐。一云於利毛能。又奴比毛乃。此訓。奴无毛乃。蓋轉訛也。と云り。

一訓加无波太。似<sub>レ</sub>錦而薄者也。とあり。綾羅は既に神功紀に云り。或人云。天武紀に綾羅をウスハタとよめり。羅は舊體のまゝ。アヤ。ウスハタと。二物に見るへし。此。○丙辰。十六日なり。

九月辛未朔乙亥。饗客等於難波大郡。辛巳。唐客裴世清罷歸。則復以小野妹子臣爲大使。吉士雄成爲小使。福利爲通事。副于唐客而遣之。爰天皇聘唐帝。其辭曰。東天皇敬白西皇帝。使人鴻臚寺掌客裴世清等至。久憶方解。季秋薄冷。尊候何如。想清念。此即如常。今遣大禮蘇因高。大禮乎那利等往。謹白不具。

乙亥。五日なり。○難波大郡。今東生郡なり。既出○辛巳。十一日なり。○小野妹子臣の上。舊事紀に大仁二字あり。されど此時遣し玉へる御書に。大禮蘇因高とあれば。誤なるへし。○吉士雄成。これも舊

事紀に小仁吉士雄成とあり。これも右に同く誤なるへし。○小使福利。福利上鞍作二字あるへし。これも舊事紀に。小禮福利爲通事とあり。此人の位上に見えず。思ふに右の三人の冠位は。後に賜はれるものなるを。此に記せりしなるへし。○東天皇敬白西皇帝。此御書の事を。太子傳曆に。天皇召太子。議答書之辭。太子執筆書之曰。東天皇敬問西皇帝。とあり。されは太子天皇の前にては。敬問と書玉ひてありなから。まことの御答書の時には。竊かに敬白と改めて書かじめ玉ひしものと見えたり。さて馭戎慨言に云。後の度の詔書には。日出處天子を東天皇。日沒處天子を西皇帝と改玉ひしは。始めのを彼王か悦はさりしことの聞えたりし故に。聊かかへて又敬ひ玉ひしなり。されとなほ彼王を。たゞに皇帝とは宣はず。東に對へて西と宣ひ。こなたに將倭とも王とも改め玉はて。猶天皇と宣へるにて。かの王か書に倭王とせるわやなきを惡みて。それには從ひ玉はさりし程じられたり。又すへての御詞も。彼處より申せる趣を。うけ玉へるさまにはあらず。よく心をつけて見るへし。然はあれ共。あなかに望み玉ふことまじ坐か故に。前には致書とありしをも。敬白とあらため玉ひ。又尊候など宣へる。いともくかたしけなく。戎王ともへは。甚く過たる御詞なりかすと云れたる。さることなり。さて通證に。延喜慰勞詔書式。大蕃國云。天皇敬問。保建大記曰。天皇之號古有。議所定也。松下氏曰。史記徐福曰。臣見海中大神。言曰。汝西皇之使邪。西皇帝蓋取于此語也。と云り。○尊候何如。本に候字脱じたり。今國寶記に據て補。○清念。本に念を念に作る。今秘閣本中臣本通證所引一本に據て改む。念

音豫喜也とあり。又國寶記には愈に作る。それもあしからず。愈字書に勝也賢也などあればなり○謹白不具。通證に。正字通。同輩述事陳義作レ白。翰墨全書。不具。以レ尊達レ卑用レ之とあり。

是時遣<sub>ニ</sub>於唐國<sub>ニ</sub>學生<sub>ニ</sub>倭漢直福因<sub>ニ</sub>奈羅<sub>ニ</sub>譯語惠明<sub>ニ</sub>高向漢人<sub>ニ</sub>玄理<sub>ニ</sub>新漢<sub>ニ</sub>人大國<sub>ニ</sub>學問僧<sub>ニ</sub>新漢人<sub>ニ</sub>日文<sub>ニ</sub>南淵漢人<sub>ニ</sub>請安<sub>ニ</sub>志賀漢人<sub>ニ</sub>惠隱<sub>ニ</sub>新漢人<sub>ニ</sub>廣齊<sub>ニ</sub>等<sub>ニ</sub>并八人也<sub>ニ</sub>是歲新羅人多化來<sub>ニ</sub>

學生。通證。天武紀訓同。蓋文屋童也。姓有<sub>ニ</sub>文屋<sub>ニ</sub>亦此義とあり。職員令。大學寮學生四百人。掌<sub>レ</sub>分<sub>ニ</sub>受<sub>ニ</sub>經業<sub>ニ</sub>○奈羅譯語。姓氏なり。續紀三十四に。楯日佐河内等三人。賜<sub>ニ</sub>姓長岡忌寸<sub>ニ</sub>。姓氏錄。長岡忌寸。己智同祖とあり。己智は秦太子胡亥之後とあり。奈羅。大和國添上郡なり。譯語。雄略紀七年出○高向漢人玄理。河内志に。錦部郡村里高向屬邑六とあり。漢人は姓なり。姓氏錄右京諸蕃。漢人。百濟國人多夜加之後也。また未定に。漢人漢人黒とあり。既に敏達紀に出。漢人にして高向に住る族なり。然るに集解に。姓氏錄右京諸蕃。高向村主。出自<sub>ニ</sub>魏武帝太子文帝<sub>ニ</sub>也。按高向氏。漢人姓。後改賜<sub>ニ</sub>村主<sub>ニ</sub>者。とあるは非なり。漢人と村主とは族異なり。混すへからず。玄理。舊訓にクロマロと讀れど。釋紀に音讀とあるに因へし。但し孝德紀大化元年に。高向史玄理後史を賜へるなるへし。を。二年紀に高向博士黒麻呂とあり。注に呂。更名。同人なることは本よりなり○漢人。雄略紀に出○日文。舒明紀四年。孝德紀元年に。曼一字に作

れるを見れば。この日文は誤なるへし。かにかくに同人と見えたり○南淵漢人請安。大和志に。高市郡稻淵村。有<sub>ニ</sub>南淵先生家<sub>ニ</sub>今稱<sub>ニ</sub>明神家<sub>ニ</sub>。集解に。皇極天皇三年紀。有<sub>ニ</sub>南淵先生<sub>ニ</sub>蓋後歸俗爲<sub>レ</sub>儒と云り。請安の請。假字本に清とあり。舒明紀にも清とあれど。考本には請とあり。○志賀漢人惠隱。近江國志賀郡なり。又大和國吉野郡に志賀村あり。此人孝德紀に見ゆ○新漢人廣齊。本に新を脱したり。今中臣本信友校本及釋紀に據て補。廣齊の廣。中臣本通證引一本に惠とあり。下文にも僧惠齊とあり○新羅人多化來。通鑑に據に。眞平王三十年なり。さて舊事紀に。是年以<sub>ニ</sub>物部鎌足姫大刀自<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>參政<sub>ニ</sub>と云こと見えたり。女帝の御世にして。馬子の妻なれば。さることありしにもあるへし。

# 日本書紀通釋卷之五十四

飯田武郷謹撰

推古天皇  
十七年己巳

十七年夏四月丁酉朔庚子。筑紫大宰奏上言。百濟僧道欣惠彌爲首。十人。俗人七十五人。泊于肥後國葦北津。是時遣難波吉士德摩呂。船史龍。以問之曰。何來也。對曰。百濟王命以遣於吳國。其國有亂不得入。更返於本鄉。忽逢暴風。漂蕩海中。然有大幸。而泊于聖帝之邊境。以歡喜。五月丁卯朔壬午。德摩呂等復奏之。則返德摩呂龍二人。而副百濟人等。送本國。至于對馬。以道人等十一人皆請之欲留。乃上表而留之。因令住元興寺。秋九月。小野臣妹子至自大唐。唯通事福利不來。

庚子。四日なり。○筑紫大宰。始て見えたり。されど其起は既に以前に在しなり。倭名抄筑前國太宰府在御笠郡。また太宰府讀於保美古止毛知乃司とあり。太宰の號は周禮天官に。太宰之職。掌建邦之六典。以佐王治邦國とあるに據れるなり。ことに

太宰府の沿革を述へし。其はまつ。外蕃事務もしくは非常の事は。つき／＼上に見えたる如く。任那日本府にして執行ひ來しを。欽明天皇の御世に。新羅不軌を謀りしより以來。日本府も孤立の姿となりて。漸々守り難く。命令も行はれず。夫よりして新羅は日々に狡猾を逞ふし。高麗はた時々寇をなし。根本たる安羅加羅も。新羅に二心を懷き。日本府の官人等も同心せずなどして。同二十三年に。遂に任那は全く滅ひぬ。しか亡ふるに付ては。舊我朝廷より立おかれたる府も。さてあるべき様なく。遂に廢絶し。これまで海外を統治したる鎮守將軍。また任那率など云官人等も。其地を引拂ひて。皇國へ立歸られしものと見えたり。それらの事は。史に洩て記さざりし。かど。日本府の絶しは必此時なり。さて任那遂に亡ひて。新羅の版圖に入しもの。さすかに皇國へ對しては表べを飾り。新羅より任那の貢調と稱して。別に献れる物もあり。其他新羅百濟高麗とても。舊にたかはす。年々の貢調はなほ奉献りたる故に。其をばこれまでに替らす受させらる。しか受させらるゝに付ては。又其國々の事務をも。取扱はさることを得ず。然るにかの應たる任那日本府も。今はなければ。止事を得ず一步を退きて。吾か筑紫國に官府を立られたる。これ即太宰府。又後の鎮西府の始にて。其建創の年代は。たしかに史上には見えねど。崇峻推古兩朝の間のことならん。既に蒲生君平も云れたるは。實にさることなり。さて此後この府の名目の。始めて本紀に見えたるは。孝德天皇大化五年に。筑紫大宰帥とあり。この太宰府全く任那日本府の轉遷せしものなり。されど太宰府は。皇國の内にしあれば。舊來の外蕃の事のみにあらず。筑紫九國の政治



をも掌る府にて。太寶令を始め。後の職原鈔などにも。内國の職員の内に入れて。かの日本府と云ふものとは。大に異なる趣あり。なほ雄略紀八年。日本府の下見合すべし。さて令の職員のこと。また世々の沿革等のことは別に云へし○惠彌。本に彌を餘に作る○一十人。考本釋紀に一を二に作る。太子傳曆には十人とあり○俗人をシロキヌと訓るは。續紀二十六の詔に。出家人毛白衣毛。相雜天供奉。とあり。解云。白衣とは。出家の人の墨染衣なるに對へて。たゞの人を云へり。推古紀天武紀に俗人。天智紀に緇素。天武紀に僧尼沙彌及白衣など見えたり。とあり○葦北津。景行紀又敏達紀十二年に出○何來也。舊訓にナニソマキコシとあり。本の訓はあやまれり○遣於吳國。集解云。按江南古吳地。隋煬帝大業五年。百濟武王十年とあり○其國有亂不得入。又云。按隋書大業四年。左翊衛大將軍宇文述。破吐谷渾於曼頭赤水。五年吐谷渾王。率衆保覆袁川。即此。とあり○以歡喜。本の訓に據るに。以上は是字ありしか。脱たるなるへし。集解には補へり。歡喜の訓。皇極紀欣遊字。萬葉集歡字訓同し○壬午。十六日なり○道人。智度論云。得道者名爲道人。餘出家者。未得道者。亦名道人。とあり。或説に。人は欣の誤にて。上に云る道欣かと云り○十一の下に。人字脱たるか。さらは上の一十人も十一人か。契沖校本にしかあり。通證には一を人に作るへしと云り○上表而留。太子傳曆云。此月百濟僧道欣等十人。流着肥後國。聞太子風。情願留住。仍安置元興寺。太子召入於斑鳩宮問之。以過去宿身之事云々とあり。此事今昔にもあり○妹子の下。秘閣本中臣本信友校本國寶記等に。等字あり。

十八年庚午

十八年春三月。高麗王貢上僧曇徴。法定。曇徴知五經。且能作彩色及紙墨。并造碾磴。盖造碾磴。始于是時歟。秋七月。新羅使人沙喙部奈末竹世土。與任那使人喙部大舍首智買。到于筑紫。九月。遣使召新羅任那使人。

高麗王。通鑑に高句麗嬰陽王二十一年○曇徴。太子傳曆に曇徴とあり。水戸本に曇徴とあり。太子傳曆には此二人の僧をも。引入斑鳩宮問之云々。即置法隆寺とあり○五經は續體紀に出○彩色。神功紀に出○紙墨。倭名抄。紙加美。兼名苑註。紙有彩色。檀紙。穀紙。屋紙。松紙。河苔紙。斐紙。薄用紙等名。墨。須美とあり。扱紙墨は。其起原を云るにはあらず。この僧か其を製るに巧なりと云を記せるのみなり○碾磴。水曰にて。水車にて作れるを云。職員令。主稅察掌倉廩出入諸國田租春米碾磴事。義解謂。水碓也。作米曰碾。作麵曰磴とあり。通證。吏學指南。碾磨上轉石也。磴磨下定石也。晉書王戎有。水碓。とあり○盖造。以下九字。信友校本云。九字分注誤連書者とあり。さることなり○沙喙部。沙喙は地名。部は其居所の部曲を云。集解云。按沙喙地名。欽明天皇四年紀。有上佐平沙宅己婁。孝德天皇大化五年紀。作沙喙部。天智天皇七年紀。作沙喙。武部云。こゝには沙喙とあり。喙は喙の誤なるべし。喙は許慎切なり。喙喙近音。梁書新羅傳曰。其

○日本書紀通釋卷之五十四

邑在內曰喙評。在外曰邑勒。亦中國之言郡縣也。國有六喙評五十二邑勒。とあり。按に。喙にも字  
典に丁木切都木切あれば。トクの音あり。なほ此事孝德紀に云へし。奈末竹世土。本に末を未に誤る。今  
訂す。奈末は通鑑奈麻に作る。新羅官第十一等なり。既に出。中臣本釋紀及二十四年紀に。土を士に作る  
○喙部。集解。按喙上脱沙字とあり。○大舍。新羅官第十二等。上に出。

冬十月己丑朔丙申。新羅任那使人臻於京。是日命額田部連比羅夫。爲  
迎新羅客。莊馬之長。以膳臣大伴。爲迎任那客。莊馬之長。即安置阿斗  
河邊館。丁酉。客等拜朝廷。於是命秦造河勝。土部連菟。爲新羅導者。  
以間人連鹽蓋。阿閉臣大籠。爲任那導者。共引以自南門入之。立于庭  
中。時大伴咋連。蘇我豐浦蝦夷臣。坂本糠手臣。阿倍鳥子臣。共自位起之。  
進伏于庭。於是兩國客等各再拜。以奏使旨。乃四大夫起進啓於大臣。時  
大臣自位起。立廳。前而聽焉。既而賜祿諸客。各有差。乙巳。饗使  
人等於朝。以河内漢直贄。爲新羅共食者。錦織首久僧爲任那共食者。

辛亥。客等禮畢。以歸焉。

丙申。八日なり。○莊馬。通證云。即上文所謂飾騎也。○阿斗河邊館。敏達紀に營館於阿斗桑市とあり。○  
丁酉。九日なり。○新羅導者は。新羅客の導者なり。任那も同じ。○間人連。姓氏錄左京皇別。間人宿禰。仲  
哀天皇々子。譽屋別命之後也。山城間人造。間人宿禰同祖。左京神別。間人宿禰。神魂命五世孫。玉櫛比古  
命之後也。とあり。天武紀十三年十二月。間人連賜姓曰宿禰。かく皇別神別と二流あるうち。此に宿禰  
を賜へるは。何れの方なるにか詳ならねと。天神本紀に。天玉櫛彥命。間人連等祖。とあるに據らば。神別  
の方にやあらむ。中臣間人連あれば。それにもやあらん。なほ考へし。さて氏人には。孝謙帝時。山背乙訓郡人間人造東人。東  
大寺奴婢籍帳に見ゆ。又正倉院文書に。聖武帝時。出雲人間人臣小馬。稱德紀。間人直足人あり。これら  
は何れの族なるか詳ならず。さて間人は土師人の義なること。欽明紀。湍部穴穗部皇女の註に云り。見  
るへし。通證に引る。卓氏藤林。間人謂伏兵也。とある。なほ。更によしなし。思ひまかふべからず。○鹽蓋。名義詳ならず。○咋連は。即上に云る嘴連なり。○  
蘇我豐浦蝦夷臣は。馬子の子なり。法王帝說に蘇我豐浦毛人とあり。高市郡なる豐浦に由れる名なる  
へし。○坂本糠手臣。坂本雄略紀十四年に出。○鳥子臣。上に云る鳥臣なり。○各有差。原各字なし。秘閣  
本に據て補。○乙巳。十七日なり。○河内漢直。中臣本に河内を西一字に作る。雄略紀七年に。西漢才伎  
歡因知利ともあり。これは倭漢を東漢と云るに對へて。河内文を西文と書と同例なり。さて河内漢直こ

こに始めて見えられた。雄略紀に西漢とあるに同じ。此氏は祖先詳ならず。記傳に、此氏の先祖はたれならん。後ならば、此紀にも記にも、阿知使主を倭漢直とあるはまさらばし。倭のときは、河内なるは、其後に非ることなき。天武紀十二年九月。川内漢連賜姓曰連。同十四年六月。河内漢連賜姓曰忌寸とあり。按に、姓氏錄河内諸蕃。漢河内忌寸。山代忌寸同祖。魯國白龍王之後也。とあれば、是ならむか。山代忌寸は、姓氏錄左京諸蕃。漢山代忌寸。出れ自魯國白龍王也とありて。聖武紀孝謙紀に見えたり。もしこれ同氏ならば、氏人は持統紀川内忌寸連あり。聖武帝時。宮内少錄河内忌寸友足。東大寺正倉院文書に見えたり。三代實錄に、清和帝時。近江高島郡簡城河内史能子あり。村上帝時。伊勢少目河内忌寸良兼。政事要略に見えたり。されどこの河内忌寸は別なるへし。よく考へし。○共食者のことも。雄略紀に既に云○錦織首。欽明紀に錦部首とあり。同じことなり。○辛亥は二十三日なり。○客等禮畢。本に等字なし。今一本信友本及黒羽本に據て補ふ。

十九年夏五月五日。藥獵於兔田野。取鷄鳴時。集于藤原池上。以會明乃往之。粟田細目臣爲前部領。額田部比羅夫連爲後部領。是日。諸臣服色皆隨冠色。各着髻華。則大德小德並用金。大仁小仁用豹尾。大禮以下用鳥尾。秋八月。新羅遣沙喙部奈末北叱智。任那遣習部大舍親智

十九年辛未

周智共朝貢

五月五日。次なる二十年二十二年の下にも。かく日を記して。支干を記さぬは。古は五月五日。必藥獵し玉ふ事の濫觴を守り玉へるなり。後にはなへては。其日に限りたるにはあらて。大方は四月五月の間に爲るならむ。萬葉十六に。四月與五月間爾。藥獵仕流時爾。足引乃此片山爾。二立云々。穴待跡吾居時爾。佐男鹿乃云々。十七。四月五日獨居平城舊宅。家持卿。加吉都播多。衣爾須里都氣。麻須良雄乃。服曾比獵須流。月者伎爾家里とあるも。藥獵を云なるへし。さて藥獵は集解に。採藥草兼爲田獵也とあれど。旨とは夏獵とて。鹿のわか角をとる獵なり。通證に。藥謂鹿茸。月令仲夏鹿角解。別錄曰。四月五月解角。時取陰乾。などある本文に據れるなり。傳曆に。天皇幸兔田野。自觀虞人逐獸。ともあり。○兔田野。大和志に宇陀郡足立村とあり。通證に。貞觀二年賜源朝臣融。以大和國宇陀野爲臂鷹促禽之地。今云禁野とあり。○鷄鳴時。丑時なり。○藤原池。高市郡なり。上に出。○粟田細目臣。姓氏錄。右京皇別。粟田朝臣。大春日朝臣同祖。天足彥國忍人命之後也。山城。粟田朝臣。天足彥國押人命三世孫。彥國尊命之後也。天武紀十三年十一月。粟田臣賜姓曰朝臣とあり。或は春日粟田臣ともあり。粟田は和名抄山城國愛宕郡上粟田下粟田。此地なるへし。記云。天押帶日子命者。粟田臣之祖。氏人は天武紀に粟田臣真人あり。廢帝紀。內藥佑粟田臣道麻呂。賜粟田朝臣。稱德紀。近江坂田郡人粟田

臣乙瀬。左京人從八位上粟田臣弟麻呂等。竝賜朝臣。堀河帝時。掃部少屬粟田久倫。外記日記に見ゆ。其後粟田臣久盛。吉野行宮に事へしこと。新葉和歌集に見えたり。また續後紀に。承和四年二月。勅聽大春日布瑠粟田三氏。五位已上准小野氏。春秋二祀時。不待官符。向在近江國滋賀郡一氏神社とあり。細目は名なり○前部領。通證に。萬葉集防人部領使。相撲部領使。皆訓古止利。蓋執事之義也。とあり。本の一訓にサキノヲサと訓るは。前長の義なり。後部領をも。舊訓にしかよみたり○用金。集解に按鑿金以爲華とあるか如し○豹尾。ナカツカミと讀る。既に欽明紀十四年に出。兼永本に豹を狗とあるは誤なるへし○鳥尾は。鶉也似雉尾と云り。通證に。事物紀原曰。上黨諸山中多鶉。似雉而大。青色。頂有毛角。健闘至死而止。古之爲將士者。取其毛尾。挿於胄上。今軍士挿雉尾。即此也とあり。この説に據れば。直に雉尾にてもあるへし○新羅道。本に道を造に誤る。今集解に據て改○北叱智。考本に北を比とあり○習部。上に沙碛部とあるに同じ。これは地名に據れる部曲なり。

二十年壬申

二十年春正月辛巳朔丁亥。置酒宴群卿。是日大臣上壽。歌曰。夜須彌志斯。和餓於朋者彌能。訶句理摩須。阿摩能椰蘇訶礙。異泥多々須。彌蘇羅烏彌禮磨。豫呂豆余珥。訶句志茂餓茂。知余珥茂。訶句志茂餓茂。知

余珥茂。訶句志茂餓茂。訶之胡彌豆。兔伽陪摩都羅武。烏呂餓彌豆。兔伽陪摩都羅武。宇多豆紀摩都流。

丁亥。七日なり。類集國史に出○上壽。後漢書注。壽者人之所欲。故卑下奉觴進酒。皆言上壽とあり。此も其意にて書るなり。上壽歌と云意には非す○訶句理摩須は。隱坐なり。隱坐とは。祝詞にも。天之御蔭日之御蔭蔭は影の義也と隱坐とあるに同じく。天日の御影に覆はれて。其中に隱り坐す由なり○阿摩能椰蘇訶礙は。天之八十蔭なり。天之八十蔭は是も稱辭にて。天日の光を云がもにて。其天日のさし入る宮居を云るなり。天之御舍と云に同じ。天皇の御舍は。天之御蔭。日之御影の光さし入りて。愛たき宮殿なれば。即さし入る御影を以て。即て御舍の事にうつし云形容詞なり。解に。天皇を比し申せりと云るは。○異泥多々須。出立すなり。守部云。恒の御坐に坐すをも申すは。今の俚言に。御家に御出なると云意。此は平言に出御なると云意にもあるへし。大宮より他所へ出立せるを云意にはあらざるそ。と云はれたり○彌蘇羅烏彌禮磨。真空を見れ者なり。守部云。彌は美山美雪などの美と同じく。真に通ふ言。蘇羅は天津空を云には非す。天皇の宮を日宮と稱す如く。直に大御座す大殿を仰きて申せるなり。諸抄共に皆誤れり高葉二に。天原振放見者。大王乃御壽者長久天足有。これも大殿を仰きてよめるなり。と云り。

但し大殿には限るへからず。天皇の坐ます御坐所を。いつこにもあれ尊ひて。真空ども天原ども申し奉れるにて。いと廣き形容詞と知るへし。解に。そらは虚空をいふ言にて。天と同義にあらず。天つ日産の出たすおほそれは出立す御座を見ればは。其宮殿に天皇の出立す御座を見奉ればは。豫呂豆余珥。詞句志茂餓茂。萬歳に如此しも欲得なり。志茂は助辭なり。知余珥茂。詞句志茂餓茂。知余は千歳なり。本に此下に知余珥茂詞句志茂餓茂の二句あり。通證に類聚國史無此二句。疑衍。と云はれたる。さる言なり。釋紀に重句也と云れたれど。かゝる例なければいかゞなり。守部は知余の上に。都を脱したりとて補つれど。私なり。さる本はなし。詞之胡彌豆。畏而なり。○兔伽陪摩都羅武。將奉仕なり。○鳥呂餓彌豆。拜豆なり。私記謂。拜爲乎加牟。言乎禮加賀無也。呂與禮通とあり。守部云。をろかむは。體を折屈む意にして。手を合はすには非ず。拜字は後に當たるなり。○兔伽陪摩都羅武。此句に付て守部云。此馬子。先の天皇を奉弒し心にて。如此申せるは。偽の如くなれど。是も詐には非ず。又此天皇の馬子を寵玉ひて。次の如き御歌を賜はしたるも。女帝の故には非ず。又厩戸太子の馬子に親て。先の天皇の讒を報いんの御心坐ざりつるも。怯懦坐し故には非ず。天皇も雄々しく。太子も非常の君に坐たれど。唯口をしきは。此時君臣共に婆羅門の見に。御心奪はれ玉ひしに依てなりけり。抑欽明朝に。百濟より渡しし佛法は。天竺八種の民の下輩偏士の強徒。にして。生死を事ともせず。親を殺せと其子恨みす。子を殺せと其親恨みす。生死の上に恨を結ぶを。愚癡の限とせり。あなかし。然る邪見にかつ／＼も宵玉ひしこそ。あさましき極なりしか。と云

られたり。これらの事。世々の識者の論ひ。悉くひかみたれば。千代の古道と云物に。悉く辨へおまつ。と云れたれり。○宇多豆紀摩都流。宴杯奉也と守部云り。さもあるへし。厚顔抄に。宇多は宴也と云へれど。事足らず。解に。歌歌奉也。私記賦。此歌。豆。加之津支奉也とあれど。信ひかた。し。されど萬葉に。さかみつと云事もあれば。宴就と云詞も。必なしとも云かたけれど。今は守部説によれり。守部云。今世の心にては。臣より天皇に坏奉る事。いかゞと思ふやうなれど。是は自飲て奉るにはあらず。時の大臣なる故に。臣下へ賜ふ今日の宴の大御蓋を奉るなり。即前文に上壽歌曰とあるも其意なり。御蓋を献るは。即御酒を奉るなるそかしと云り。さて一首の意は。天下を安みします吾大君の。隱坐大殿の。天の御蔭日の御蔭と。高知す高御坐に。出御すを仰き奉れば。千代に萬代に。今日の宴の赤に。穗に大坐まさへかし。我も存へて恐こみつと仕奉らん。拜みつと仕奉らんと。まつ此宴の坏奉るとなりと云り。

天皇和曰。摩蘇餓豫。蘇餓能古羅破。宇摩奈羅摩。辟武加能古摩。多智奈羅磨。句禮能摩差比。宇倍之訶茂。蘇餓能古羅烏。於朋枳彌能。兔伽破須羅志枳。

天皇和曰。又云。此時大御酒は其として。恐みて奉仕と申せる詞に。答へさせ給ふなり。○摩蘇餓豫。眞蘇我與なり。通證に。私記曰。摩者眞之義。蘇我者大臣之姓。豫者呼召之詞。萬葉十二。眞音吉宗我乃河原

爾。儀式帳曰。百張蘇我乃國。皆以下蘇我與須介一通也。と云り。かく疊云たる枕詞の例多し。○蘇我能古羅破。蘇我子等者なり。○宇摩奈羅摩。在馬者なり。解に馬子といふ名によりて。かく詠る。かど云り。されどこれらにばあらし。○辟武伽能古摩。日向駒なり。私記云。日向國出千里駒とあり。○多智奈羅摩。在大刀者なり。○句禮能摩差比。吳之真身なり。私記云。良劍之名也とあり。守部云。此吳は只稱言なるへし。神代紀に。蛇韓鋤之劍と云稱言も見ゆ。神代の時。韓國の物ならぬを以知へし。さて此韓といひ吳といへる稱言に。一の意あるへし。一つは遠來の物を愛るならひにて。常に韓錦。韓玉。吳竹。吳藍。吳服部。など云ひなれて。稱言となれる是なり。今一は造制の名なり。大神宮神寶圖に。須我利御太刀。鎗御太刀などある類なり。此等其制を以て名く。萬葉に狛劍と多くよみたるも。柄に鏝など着て。高麗風に擬へるを云なれば。今此に吳之真鋤とよませて賜へるも。其定なるへきか。是其二なり。此二つの内。見む人定て取るへきなり。武野云。或説に。吳之真鋤は。吳國之真刀なり。按に。支那國に真刀を出したるを聞さ。抑十握劍。尾羽張。都牟刈等の如く。神代れと。たまく遠來の刀を。希見。おもほして。如此詠へりと云れたるはいか。異國の鈍刀を賞玉ふことわりあらさより。刀劍の殊に吾皇朝獨優れたること。誰も知る如くなるに。神代に日向より出し名馬と。吳之真鋤はなり。中昔に。以南蠻鐵。鍛之とあるも。伊勢氏は猶此國の及鐵の事なりと云り。かふれば以上四句は。此神代に日向より出し名馬と。吳之真鋤と名つけたる。よき大刀のありけるを以て。比へ云ひしものと見へきにこそ。と云り。かくて刀を差比と云こと。神代紀蛇韓鋤之劍とあるをはしめ。處々に既に注しおきたれば。今いはす。○宇倍之詞茂。諾哉なり。之は助語なり。○於朋枳彌能。兎伽破須羅志枳。天皇之令使らしきなり。羅志は。推量りて其

事を断定する辭。枳は過去しことを云辭なから。いよ／＼其意のたしかに聞ゆるなり。萬葉一。虛蟬毛。嬌乎相格良思吉。六に思家良思吉などあり。一首の總ての意は。蘇我の子等は。馬にていはは。當今の御召の日向駒。太刀にていはは。當今御側に置る。吳の真刀と名に呼ぶ太刀の如し。げにも當今天皇の。かく寵使ひ玉ふらしとなり。御自ら今使ひ玉ふ事を。過去に詔ふも。今に始めしことにあらず。前々より使はし玉ふことまでを。かけて詔ふなり。かゝる例萬葉などにもあることなり。然るを守部か。大君は御自ら詔ふ詞なれど。此は女帝の御事なれば。吾御夫の敬遠天皇を。かけて詔ふなり。然るは。守部之と云ひ。羅志枳と詔ふ詞に叶はず。と云れたるは。いと物違し。女帝に坐させても。時の天皇に坐すからに。まどかは。大君と詔ふことなかるへき。また前々天皇の。一世二世もましますを。置て。我が夫君にます天皇を。取出來るへき事あるへきもあらず。羅志枳と云事を。必過去のみに云と思ひしから。かくも思ひ感へるなり。

二月辛亥朔庚午。改葬皇夫人堅鹽媛於檜隈大陵。第一是日。誄於輕街。第一。阿倍内臣鳥。誄天皇之命。則奠靈明器明衣之類。萬五千種也。第二。諸皇子等。以次第各誄之。第三。中臣宮地。連鳥摩侶。誄大臣之辭。第四。大臣引率八腹臣等。便以境部臣摩理勢。令誄氏姓之本矣。時人云。摩理勢鳥摩侶二人能誄。唯鳥臣不能誄也。

庚午は。二十日なり。○皇夫人の稱。清寧紀に出。訓スエキサキは。末后の意なるへけれど。他に見當らす。語も聞つかぬ心地す。○堅鹽媛は。蘇我稻目の女。用明推古兩天皇の御母なり。堅鹽。本にカタ

シとあるは誤なるへし。舊訓にキタシとあり○檜隈大陵は。御夫君欽明天皇の陵域なり。此下に本に第一二字あり。今中臣本類史諸本舊事紀等に據て刪る○誄は敏達紀に出○阿倍内臣鳥。他に見えず。釋紀鳥作嶋○輕街。類史諸本に。街を術に作る。官庫一本に衢に作れり。さて輕は高市郡なり○誄天皇之命。命は天皇の大詔命に代り奉りて誄する義か。また訓によるに。事の字の誤にてもありぬへし。天武紀朱鳥元年の下。考合すへし○奠靈。集解に。原脱塗車芻。三字。靈訓爲神靈。非。禮記檀弓曰。塗車芻靈。自古有之。鄭注。芻靈束茅爲人馬。謂之靈。者神之類。文選祭古家。文注。翰曰。芻草也。言束草爲人馬。塗車以塗爲車。即明器也。孝德天皇二年紀。詔曰。一以瓦器。合古塗車芻靈之儀。と云て。此三字を補ひたり。さもあるへし○明器明衣。考云。明潔の器。明潔の衣服なりと云り。禮檀弓に。其曰明器。神。明之也とあり。本の訓アケホノは誤れり。古本にミケツモノと訓るよろし。明衣。景行紀に見ゆ○鳥摩侶。本に鳥を鳥に作る。今類史及前後文に據て改む。下同○誄大臣之辭。拾遺記に所引。辭を事に作るよろし。されどこれも又按に。大臣に代りて其辭を誄する義か○引率八腹臣。集解に。按八腹謂支別也。言大臣率蘇我氏之支族也。擧大數謂八也とある如し。續紀桓武天皇延曆四年六月。坂上荊田麻呂表。遣臣八腹氏。分頭發遣。また三年十二月。土師氏惣有。四腹。中宮母家者。是毛受腹也。自餘三腹者。或從秋篠朝臣云々。三代實錄貞觀三年。巨勢河守奏言。文雄一祖之裔。八腹之支別。などある。みな氏の支別を云るなり○境部臣摩理勢は。太子傳曆に。大臣叔父。大臣叔父。大臣叔父。蘇我境部

臣境瀨とあり。馬子か兄弟なり○令誄氏姓之本。こゝに誄天皇之命。また誄大臣之辭とあるなど。いかなるさまの文詞なりけむ。記傳にも云れたる如く。こゝに能誄不能誄とあるをおもへは。其詞を讀もたやすからさりしほごしられて。いかにめてたくあはれなりけむ。其儀式も詞も。絶て世に傳はらす。いとく惜しき事なりかし。

夏五月五日。藥獵之。集于羽田。以相連參趣於朝。其裝束如菟田之獵。是歲。自百濟國。有化來者。其面身皆斑白。若有白癩者乎。惡其異於人。欲棄海中島。然其人曰。若惡臣之斑皮者。白斑牛馬。不可畜於國中。亦臣有イサハカナルカガ小才。能構山岳之形。其留臣而用。則爲國有利。何空之弃海島耶。於是聽其辭。以不弃。仍令構須彌山形。及吳橋於南庭。時人號其人曰路子工。亦名芝者摩呂。又百濟人味摩之歸化。曰。學于吳。得伎樂舞。則安置櫻井。而集少年。令習伎樂舞。於是眞野首弟子。新漢齊文一人。習之傳其儻。此今大市首。辟田首等祖也。

五月五日。己卯朔癸未五日なり。羽田。類史水戸本には鬼田とあり。されど如三苑田之獵とあれば。かなはず。羽田は履中紀に出。式大和國高市郡波多神社。波多魂井神社。和名抄同郡波多郷もあり。この波多なるへし。小治田宮。同郡なればなり。○白癩。大被詞に白人とあるを。白癩なりとも。又白癩也とも注せり。倭名抄。白癩。一名白電。和名之良波多とあり。名義白癩なり。古本の訓にしらハタケと訓り。白癩氣か。三代實 錄貞觀八年。紀伊國言。伊都郡人六人。都由貴誕生。白人。男女二人。肌膚髮眉眼。舉身純白如雪。因得見。暗夜。不能向。白日。などあり。上古よりかゝる人もありて。其は神も人も甚く穢きものとして。惡みたりしこと。大被詞にて知られたり。○若惡臣之斑皮者云々。かゝる病をも。穢きものとも知らぬ國に。生れたらむには。かゝる眼前の理を演るも。さる事には有へけれども。いとあさましきことなり。○弄。中臣本に棄に作る。次々なるも同じ。○利。字鏡集類聚名義抄等に。羸クブサと注せり。説文に羸有餘賈利也とあり。○須彌山。通證に。長阿含經曰。四洲地心。即須彌山。西域記曰。蘇迷盧山。四寶台成在。大海中。注唐言。妙高山。舊曰。須彌。又曰。須彌婁。皆訛。瑯邪代醉曰。崑崙山一名鐵圍。即佛家之須彌。などあり。○吳橋。通證に。今所謂唐橋。集解に。按今謂橋有勢有欄。爲唐橋。蓋是吳橋也と云り。或説に。今さざはしと云物の事なりと云り。さざはしは階の事にて異物なるへし。○路子工。名義詳ならず。○芝者麻呂。集解云。按醜訓之古。因其貌醜而名焉。とあり。○味摩之。和名抄契沖書入本。古樂書を引て。横笛和朝傳來。推古天皇御宇。味摩子來朝傳之。以後漢工之樂師來朝傳之と云事見えたり。○

伎樂儻は。吳の樂儻なり。伎樂字は。後漢書魏志等に見えたれとも。こゝに久禮と讀るは。吳に取れるなり。天武紀に。運三川原寺伎樂於筑紫。職員令。雅樂寮伎樂師一人。掌教伎樂生。義解謂吳樂。其腰鼓亦爲吳樂之器也。和名抄に腰鼓久禮豆々美とあり。伎字をよめるは。海外の樂は。吳より先なるものはなき故なるへし。○櫻井。十市郡にあり。大和志云。十市郡村里。櫻井屬邑三とあり。さて通證に。習熟處名。十儻臺。在櫻井坤方高岡上と云るは。さる處ありや。たつぬへし。○眞野首。姓氏錄右京諸蕃。眞野造。百濟國人。速古王之後也。とあり。此族なるへし。右京皇別に。眞野臣。天足彦國神人命三世孫。產國書命之。後也とありて。この子孫も韓國に由ること見えたり。それにはあ 弟子は名なり。○新漢齊文。漢下もしくは人字脱たるか。さて中臣本齊を濟に作る。○此今大市首。辟田首等祖也。此十一字本に脱たり。今中臣本。通證所引一本。信友校本。及其所引橘經亮本等にあり。據て補ふ。さて此二氏は。姓氏錄左京諸蕃。大市首。任那國人。都怒賀阿羅斯止之後也。とあり。氏は。聖武帝時。能登史生大市首國勝。東大寺正倉院文書に見ゆ。用明紀に大市造小坂。孝德紀に大市連名あり。同族なるへし。辟田首は。姓氏錄大和諸蕃に。辟田首。任那國主都奴加阿羅志等之後也。とあり。倭名抄城上郡辟田大市あり。さて太子傳曆に。此時の事を。夏五月。百濟。化來人。有白癩病。能構山嶽之形。群臣惡之。將棄。彼亦有辭。太子奏令留仕。又百濟味摩之化來。自曰。學于吳國。得伎樂舞。則置之櫻井村。而集少年。令傳習。今諸寺伎樂師是也 太子奏。勅諸氏。貢子弟壯士。令習。吳鼓。又下令天下。擊鼓習舞。是今財人 太子從容謂左右曰。供養三寶。用諸蕃樂。或不肯學習。或習而不佳。而今未



業、習傳、宜免課役。即令大臣奏免之。とあり。

二十一年冬十一月。作掖上池。畝傍池。和珥池。又自難波至京。置大道。

十一月。秘閣本中臣本釋紀。一字なし。太子傳曆は本書と同じ○掖上池。大和志云。葛上郡腋上池。在井戸村。○畝傍池。高市郡なり。故趾今詳ならず○和珥池。大和志云。添上郡和珥池。在池田村。一名光臺寺池。廣一千五百畝とあり。仁德紀に。十三年冬十月造和珥池とあり。記にも開段。そこに云り。記傳云。丸邇は上に出たり。但し或説に。此仁德紀の和邇池は。大和のにはあらず。河内國石川郡喜志村に在て。今も仁德天皇の御代に造れりと云傳へたり。推古紀なるとは別なりと云り。いかゞあらむ。若此説の如くならば。此丸邇と云は。たゞ池の名にや。河内には丸邇と云地は物に見えず。と云り○置大道。太子傳曆云。十一月。自難波至京。始治大道。注。同月十五日。曆録曰十二月。とあり。通證云。今所謂南都道と云り。然るに集解に。太子傳備講曰。按自欽明帝。至推古帝。五代都于橋京。言大道者。自天王寺至橋京之道也。今云横大道。即是。とあり。今の竹内街道なりとあり。此説然るへし。

十二月庚午朔。皇太子遊行於片岡。時飢者臥道。垂仍問姓名。而不言。

皇太子視之與飲食。即脫衣裳。覆飢者而言。安臥也。則歌之曰。斯那提流。箇多烏箇夜摩爾。伊比爾惠互。許夜勢屢諸能。多比等阿波禮。於夜那斯爾。那禮奈理鷄迷夜。佐須陀氣能。枳彌波夜那祇。伊比爾惠互。許夜勢留諸能。多比等阿波禮。

片岡。大和志曰。葛下郡片岡。在片岡莊今泉村。とあり。守部云。行囊抄南遊第四。大和國葛下郡龍田越條云。追分舟渡の南の岸邊に在。自是左に趣くは達摩寺の路なり。又當麻寺へも行。左藥井村。右大輪田村堀内村。此村に達摩寺あり。此邊を片岡と云。名所なり。片岡山と云は小山也。達摩寺自龍田町一里云云。朝原は。達摩寺のつゞき南の原を云。稱名院殿高野紀行云。片岡の志水明王院達摩寺のあたり。朝の原まで云々。今按に。右の飢者を。後の浮屠氏。達摩大師なりけりなど詐て。さる寺を建たるなり。今は只此達摩寺も。古院となりければ。この地跡の證とはすへきものぞ。と云へり○臥道垂云々。太子傳曆云。太子命駕。巡看山西科長山本墓處。還向之時。即日申時。枉道入於片岡山邊道。人家。即有飢人。臥道頭。去三丈許。驢駒。此不進。太子加鞭。逡巡獨駐。太子自言。哀々。即下馬。舍人調使磨。走進杖。太子步近飢人上。臨語之可憐々々。何爲人耶。於是而臥。即脫紫御袍。覆飢人。

身。賜<sub>レ</sub>歌曰。ごあり。此傳に據れば。道人か假りに飢人と化て。太子に見えまつれるか如し。○斯那提流。此下に考本。也字あり。太子傳曆にも支那照耶とあり。言の義詳ならず。萬葉九に級照片足羽河之ともあれは。片と謂にかゝれる枕詞ならむとは知られたり。冠辭考に級立る意とせり。級とは坂の事なりと云れたれど。片と加ゝれる意さたかならず。萬葉なるを正字と見て。級照なりと云る説あり。釋紀にもしか釋たれど。これも明らかならず。解云。科立有なり。かたと係るは。ひらかた。さぬかた。をち方のかたにて。山の高き處をいふ言なれば。さる意を以ていひつゞけたりと云へれど。是も信かたし。按に斯那は階にて。階級のあるを云。提流は立有の約にて。其地形の階坂ありて。片上り又片下りなる所のさまに。冠らす言なるへし。萬葉十三なる師名立。都久麻左野方も即それにて。階立つ地形を云るにて。都久麻左野方の坂路をよめるなるへし。またシナサカルコシと云るは。階坂在層にて。山坂の幾層にも重なれる。越路の險阻につきて云るなるへし。○箇多鳥箇夜摩爾。片岡山爾なり。葛下郡片岡莊今泉村に。其趾ありと志に云り。○伊比爾惠豆。飢于飯而なり。○許夜勢屢諸能。臥有彼なり。私記曰。師說寢臥之義とあるか如し。記輕太子御歌に。都久由美能。許夜流許夜理母とあるも。弓を伏せ置くことに詠玉へるなり。萬葉に。展また反側などよめるも同じ。太子傳曆には飯爾飢而臥と書り。これはフセルと讀てありぬへし。○多比等阿波禮。旅人何恰なり。萬葉には客爾臥有此旅人何恰とあり。○於夜那斯爾。無親爾なり。○那禮奈理鷄迷夜。汝將生哉なり。守部云。於夜はこゝは兩親にあたり。

那禮は汝と云に禮を添たる。吾と云を阿禮と云と同じ。此外。子呂妹等なと云ふ區等も。皆真行の通言なり。奈理は大被詞に。成出牟天之益人等賀とある成にて。生出るを云。鷄迷は。けむの辭なれど。夜と引き連かる所なる故に。牟を迷とは轉しいはるゝ也。夜はやはの意の反語にて。此二句の意は。親なしに。汝生れ出んやは。親はあるへきにど。歎き玉ふなりと云り。○佐須陀氣能。刺竹之なり。守部云。按に佐須竹の佐須は。殖竹の殖と同じく。根刺殖りて。生榮えあるを云。早苗も殖苗の義。五月も殖月の義。五月雨も殖水垂にて。殖代のために。天より賜はる水のよしなり。芽さす萌さすなと云佐須も。生出る意は同じ。早蕨も刺蕨にて。去年の古根より芽さすよしの名なり。萬葉十三。刺楊根張梓矣とよみたる。此刺楊も殖りて榮え立る柳の根張と受たる。と此殖竹と。全同意なるをおもふへし。かゝれる連きの意も。芽さし出たにて。折て刺たる柳と云にはあらず。これより若竹の。枝さし葉さし榮えゆく意にて。君とも大宮とも。つゞけ云にはあらざるかと云り。はやく通る若竹の。連。屬大宮皇子等。是祝稱也。儀式類曰。五百枝刺竹田乃圃。古事雜略記歌云。多氣能泥能。泥陀流美夜。許能泥能。泥婆布美夜。正此意と云り。さることなるへし。○枳彌波夜那祇。君者哉無なり。守部云。上よりのつゞきを思ふに。此君は飢者か身を寄る主人なるを云にはあらて。大君を詔ふなるへし。これも夜は反語にて。上に大君やは坐さる。聖君のまします代に。民の道路に飢と云は。さても。痛ましき事よ。おもほす意と聞ゆればなり。と云り。○又云。一首の意は。此級立る片岡山に。飯に飢て臥る旅人そ。いとほしくあはれなる。親なしに汝とて生出けまじやは。悲しと思はむ親もあるへく。又君はやなき。上に聖の大君もまします代に。道路に飢臥る此旅人の。かへす。親もあるへく。

あはれにいごほしごなり。調の宜しき御歌なり。高葉三に。上宮聖德太子出。若竹原井之時。見。龍田山死人。悲慟御作。歌さて。家有者。妹之手將。草枕。客留臥有。此旅人何恰。とあり。竹原は。河内國大縣郡なり。さて見。死人。とある。若星を古き傳へと見る時は。書紙。さて太子傳曆に。此御歌の下に。是夷振の文に。與。飲食。即脫。衣裳。覆。飢者。而などあるは。例の潤色なるかと云へり。さて太子傳曆に。此御歌の下に。是夷振歌也ごあり。かの神代紀の夷曲歌の一ごもに。雅樂寮にて謠ひし御歌なりけらし。さて其次に。飢人起。首進。答歌。曰。斑鳩之。富小河之。絶者社。我王之。御名者忘目。とあり。靈異記には。此飢人の死後に。太子遣。使。以。龍田山。法林寺。東北角。有。守部山。作。墓。而。收。名曰。人木墓。也。後。遣。使。看。墓。曰。不。開。元。それより後の古今集序。政事要畧等。其他書にもこれを乞人。唯作。歌。書。以。立。墓。戸。歌。曰。云。云。とて。此歌を載たり。載たれと。皆誤にて。法王帝説に。上宮薨時。巨勢三杖大夫歌。伊加留我乃。止美能乎何波乃。多叡波許會。和何於保支美乃。彌奈和須良叡米。美加彌乎須。多婆佐美夜麻乃。阿遲加氣爾。比止乃麻乎之志。和何於保支美波母。伊加留我乃。己能加支夜麻乃。佐可留木乃。蘇良奈留許等乎。支美爾麻乎佐奈。とあるを正しき傳なりける。狩谷氏云。補闕記。傳曆。一心戒文。往生極樂記。拾遺集。今昔物語。帝王編年記。歌句各小異。武部云。今。唯政事要畧。及乾元鈔本傳曆。與。此書所。載。全。同。而。以上諸書。以。此歌。皆。爲。下。奉。對。太子。所。詠。斯那提留云々。現報靈異記。爲。下。片岡村路側。乞。人。死。後。自。作。立。墓。戸。之。歌。然。書。紀。萬。葉。集。載。斯那提留歌。不。載。伊加留我乃歌。蓋。諸。書。傳。會。爲。説。耳。應。下。以。此。書。爲。正。と云り。此書とは。さることなり。

辛未。皇太子遣使令視飢者。使者還來之曰。飢者既死。爰皇太子大悲

之。則因以葬埋於當處。墓固封也。數日之後。皇太子召近習先者。謂之曰。先日臥于道。飢者。其非凡人。爲必眞人也。遣使令視。於是使者還來之曰。到於墓所。而視之。封埋勿動。乃開以見。屍骨既空。唯衣服疊置棺上。於是皇太子復返使者。令取其衣。如常且服矣。時人大異之。曰。聖之知聖。其實哉。逾惶。

辛未。二日なり。○墓固封也。靈異記云。彼乞人他處死。太子聞之。遣使以殮。岡本村法林寺東北角有守部山。作墓而收。名曰人木墓也。とあり。集解に。墓。上。右。文。に。據。て。造。字。を。補。つ。然。る。へ。し。○近習先者。秘閣本中臣本考本釋紀。先字なし。○爲必眞人也。中臣本水戸本通證引一本に爲字なし。通證に。説文眞人。仙人。變。形。而。登。天。也。唐高僧傳。僧稠傳曰。如此眞人何可毀謗也。阿羅漢或翻眞人。見瑞應本起經。代醉編曰。乞食翁乃西嶽眞人馮延壽也。羅浮子曰。以飢人爲達摩。蓋浮屠好事者爲而已。余見日本紀及拾遺和歌集。只云太子。云飢人耳。未會云達摩也。今按。本朝文粹。藤俊生倭歌序。元亨釋書等。爲達摩。俊賴和歌髓腦。清輔袋草紙等。爲文珠。後因建寺。曰片岡山達摩寺。在王子村。事見得岩禪寺中興記。とあり。この眞人を達摩と云る説は。年代の更には合はぬ事など。平田翁の考へ記せるも

のあり。かにかくに。僧徒等か作れる不經の説なり○令取其衣如常且服矣。この事靈異記には。先度の事として。脱<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>着衣。覆<sub>レ</sub>於病人<sub>一</sub>而言。安臥也。遊觀既訖。返<sub>レ</sub>轡幸行。脱覆之衣。挂<sub>レ</sub>于木枝。无<sub>レ</sub>彼乞句。太子取<sub>レ</sub>衣着<sub>レ</sub>之。有<sub>レ</sub>臣白曰。觸<sub>レ</sub>於賤人<sub>一</sub>而穢衣。何<sub>レ</sub>乏<sub>レ</sub>更着之。太子詔佳矣。汝不也云々とありて。諸書と異なり。墓内に在しを取て。着玉ふとあるよりは。聊まされる方もあるへし。かにかくに。いと異しき御所行なりかし。さてこの服矣の下に。脱文あるか。平春海云り。されど本のまゝにても通すへし○聖之知聖云々。魏志。杜襲傳云。惟賢知<sub>レ</sub>賢。惟聖知<sub>レ</sub>聖。とある本文などに據て云へるなるへし。

二十二年  
甲戌

二十二年夏五月五日。藥獵也。六月丁卯朔己卯。遣<sub>二</sub>犬上君御田歙。矢田部造<sub>一</sub>於大唐。秋八月。大臣臥病。爲<sub>二</sub>大臣。而男女并<sub>一</sub>一千人出家。

五日。此月戊寅朔にて。五日は壬寅なり○己卯。十三日なり○犬上君。本に君字なし。今中臣本信友校本に據て補。犬上君神功紀に出○矢田部造の下。闕名とあれど。舊事紀に。大仁矢田部御孺連公。改<sub>レ</sub>姓名<sub>レ</sub>造。則遣<sub>二</sub>大唐使。復以<sub>二</sub>大禮犬上君御田歙。爲<sub>二</sub>小使。而遣之。とあり。さて右の文に據れば。矢田部造の方大使なり。矢田部造崇神紀に出○大臣臥病。太子傳云。太子奏爲<sub>二</sub>大臣。出<sub>二</sub>家僧尼一千人。太子

自授<sub>二</sub>五戒<sub>一</sub>とあり。

二十三年  
乙亥

二十三年秋七月。犬上君御田歙。矢田部造。至<sub>二</sub>自大唐。百濟使。則從<sub>二</sub>犬上君。而來朝。十一月己丑朔庚寅。饗<sub>二</sub>百濟客。矣。癸卯。高麗僧惠慈。歸<sub>二</sub>于國。一。

七月。秘閣本中臣本本書旁注引交本。七を九に作る○百濟使。中臣本。使上之字あり○惠慈歸于國。太子傳曆云。冬十二月。高麗慧慈法師歸<sub>二</sub>本國。太子修<sub>二</sub>師資之禮。厚賜<sub>二</sub>祿物。法師不<sub>レ</sub>受曰。愚僧爲<sub>二</sub>殿下之弟子。何反以<sub>二</sub>殿下。爲<sub>二</sub>弟子<sub>一</sub>耶。臨<sub>レ</sub>別流<sub>レ</sub>淚啓云々。僧望必會<sub>二</sub>淨土<sub>一</sub>云々。

二十四年  
丙子

二十四年春正月。桃李實之。三月。掖玖人三口歸化。夏五月。夜句人七口來之。秋七月。亦掖玖人二十口來之。先後并<sub>二</sub>三十人。皆安<sub>二</sub>置於朴井。未<sub>レ</sub>及還。皆死焉。秋七月。新羅遣<sub>二</sub>奈末竹世土。貢<sub>二</sub>佛像。一。

掖玖人。通證云。掖玖島周匝百二十六里。在<sub>二</sub>薩摩國南多嶺島西。始隸<sub>二</sub>多嶺。後併屬<sub>二</sub>大隅。距<sub>二</sub>大隅<sub>一</sub>百廿

里。續紀云益久島。唐書作邪古。私記曰。掖玖西海別島出美貝。今俗謂夜句貝。但此島與大隅國相近耳。倭名抄辨色立成云。錦貝夜久乃斑貝。今按本文未詳。但俗說西海有夜久島。彼島所出也。寺島氏曰。錦貝狀類榮螺。而無角。大六七寸許。色黃黑。或有斑文。工人琢磨彫刻物象。以爲刀欄匙柄。其光耀鮮。於石決明也云々。今出于琉球國。未聞出於夜久嶋。蓋夜久與琉球不甚遠。則疑古者彼島人始携來之。故得名也。琉球國始名流虬。隋書始見。則書流求。宋史因之云々。三才圖會曰。有大琉球小琉球。各出名玉異寶。其國小而貧弱。不能自立。雖受中國冊封。而亦臣服於日本。其國敬神。以婦人守節者爲口。謂之女王。世由神選。以相代云。自國王以下莫不拜禱。皇明世法錄曰。古爲流虬。地界萬壽。蜿蜒若虬。浮水中。因名。後轉謂之琉球。產饒琉黃海貝云々。中山世鑑曰。琉球始祖爲天孫氏。其初有一男二女。生大荒。自成夫婦。生三男二女。二女爲國守護神。一爲天神。一爲海神。宋淳熙十四年。舜天即位。舜天日本人皇後裔。今按琉球既見於隋。而我六國史無其名。足容疑焉。所謂天孫之稱。似出於我。而未詳其世系。蓋上世與掖玖混同其名。所謂小琉球者。或指掖玖而言。世法錄所謂海貝。亦可證也。隋大業六年。遣兵攻流求。見通鑑。而今年當大業十一年。則其避亂以歸化也必矣。とあり。然るへし。此説に據る時は。即今の小琉球なり。○夜句も掖玖に同じ。○朴井。舊事紀に物部荒猪連公。榎井臣等祖とあり。物部朴井連。孝德紀に出。榎井は姓氏錄和泉神別榎井部。饒速日命四世孫。大矢口根大臣命之後也。和泉志。泉南郡榎井池在。西内村。と記せれば。此地なるへし。○秋七月。上にも既にあれば。何れか二の内行なるへし。信

二十五年  
丁丑

友本には。前の秋七月の處に。古寫本旁注云。秋七月當作此月乎。とあり。○奈末竹世土。集解に土を土に作り。○貢佛像。太子傳曆云。秋七月。新羅國王。遣使獻金佛像高二尺。置蜂岡寺。此像放光。時々有怪。太子命秦川勝造曰。佛像有靈。輒不可垢。宜安清淨堂云々。川勝謹奉。記傳後世。扶桑略記に。新羅獻金銅彌勒像高二尺。亦置蜂岡寺。此像時々放光。とあり。○此年の事。太子傳曆に。二十四年夏五月三日。天皇不豫。太子大慈誓願。延天皇命。建諸伽藍。即以平復。諸國々造伴造臣連。并大夫已下百官人等。各隨其勢。營建寺塔。太子大悅。下令天下曰。奉爲天皇。誓願建寺塔。宜檀越輸物。充其燈分。官知出舉取利。永用萬世莫絕。所造寺資。國官具知。每年造帳。所占田墾山野之類。莫拘其限。唯百姓先占於寺。有便。檀越買納流記。寺と云事あり。

二十五年夏六月。出雲國言於神戸郡有瓜。大如缶。是歲。五穀登之。

神戸郡。出雲風土記云。神門郡合辯捌里貳十二。神門臣伊加會然之時。神門負之。故云神門。即神門臣等。自上古至今常居此處とあり。和名抄。意字郡能義部等に。神戸郡あり。都名を加無止と注せれば。なほ神門なるへし。○缶。倭名抄器皿部。盆。唐韻云。盆。字亦作。盆。辨色立成云。瓦器也。爾雅云。瓮謂之缶。兼名苑云。盆一名孟。とあり。盆瓮瓮缶など云へる字の事は。此に云はす。比良加の事も既に云り。箋注云。按御保止岐見大神宮儀式帳。推古紀缶。新撰字鏡。甌。顯登壇。皆同訓。則保止岐非後俗語。儀式帳有御比良加。御保止岐二名。其物不同。可知謂保止

岐爲比良加之俗名。非是云々。按保度與懷訓不止古呂之不止同。謂其形之深。岐與介通。岐介加皆一聲之轉。然則似比良加保度岐其形不同。廣本無訓保度岐四字。とあるは。比良加保止岐の別なれど。こゝは必保止岐に似たりと云にはあるへからず。主計寮式に。缶受斗。盛酒陶器也。又内膳司式とあるによれば。いと大きな物なるに依て。其大に譬へたるものと見えたり。但し箋注にも引る顔師古注に。缶益盞一類耳。缶則盞也。大腹而斂口。益則斂底而寬上。玉篇缶錡同上。とあるなどに據れば。其形をも思ひて。喩へたるにもあるへきか。されど漢書天文志に。飛星大如缶とあれば。なほたゞ大に喩へたるものなるへし。

二十六年秋八月癸酉朔。高麗遣使貢方物。因以言。隋煬帝興二十萬衆攻我。返之爲我所破。故貢獻俘虜貞公普通二人。及鼓吹弩拋石之類十物。并土物。駱駝一疋。

高麗遣使。按東國通鑑。高句麗嬰陽王二十九年。榮留王元年なり。○隋煬帝。隋書。煬帝諱廣。一名英。小字阿摩。高祖第二子也。とあり。○興三十萬衆攻我云々。集解按。隋書煬帝紀。大業八年三月。親總三十六師。擊高麗。總一百一十二萬三千八百。號二百萬。七月。九軍並陷。將帥奔還。亡者二千餘騎。又按東國通鑑。曰。高麗王遣大臣乙支文德。詣其營。詐降。實欲觀虛實。仲文先奉密旨。若遇王及文德來者。必擒

二十六年  
戊寅

之。仲文將執之。遂聽仲文議。以精銳追文德。遂進東濟薩水。諸軍俱潰。初九軍到遼。凡三十萬五千。及還至遼東。唯二千七百人。大業八年。當天皇二十年。先於是歲六年とあり。○弩。欽明紀に出。○拋石。本に拋を扨に作る。今考本集解に據て改。通證云。扨天武紀同。當作拋。軍防令。發弩拋石。義解謂。拋者猶擲也。作機械。擲石擊敵者也。倭名抄四聲字苑云。旃建大木。置石其上。發機以投敵也。和名以之波之岐。字典拋正韻音砲。軍中以機發石曰拋車。唐書高麗傳。李勣列拋車。飛大石。所當輒潰。軍器考曰。陸奥之役前後十二年。有發石弓者。後世不復聞。有之。唯有城中構石棚。待寇近營。而轉去其石上耳。とあり。

是年。遣河邊臣名於安藝國。令造船。至山覓船材。便得好材。以名將伐。時有人曰。霹靂木也。不可伐。河邊臣曰。其雖雷神。豈逆皇命耶。多奉幣帛。遣人夫令伐。則大雨雷電之。爰河邊臣案劔曰。雷神無犯人夫。當傷我身。而仰待之。雖十餘霹靂。不得犯河邊臣。即化少魚。以挾樹枝。即取魚焚之。遂脩理其船。

年は。歳とある例なり。○河邊臣。既出。下の卅一年の處に。河邊臣福受。爲下征討新羅副將軍とあり。

こよなるは闕名とあれば。別人なるへし○舶材。舶をツムと訓る意は既に云り。或訓にツミともあり。またフ子ともよめり○以名。集解に名謂名爲船材とあり。されと秘閣本中臣本及通證引一本に。名字なき方宜しかるへし。また考本及集解引一本には。各に作れり。これはいかうなり○霹靂木。集解に。按霹靂木。本草綱目所載。雷所撃之木也。古事談載。長谷寺觀音像。自近江國所流出木也。道明造三十一面觀音一體。高二丈六尺。雷公降臨。破作方八尺。令爲其座。此像所謂雷所撃木也。如此木。雷公所護之木。與震燒木異。と云るはさることなり。さてかむときは。和訓栞に云。日本紀に霹靂をよめり。靈異記にかみとき。萬葉集倭名抄にかみとけとも見えたり。神解の義なり。とくは解裂の意。神代紀に裂雷といふ是なり。延喜式に霹靂神あり。三座坐山城國愛宕郡神樂岡西北とも見ゆ。新撰字鏡に。霹を雷のふめる木といへり。かみおつとも訓す。雷落るなりと云り。さて雷神の事を古くもかく稱るなり○奉幣帛。本に奉を祭に作る。今集解に據て改む○十餘霹靂。河邊臣か。其雖雷神。豈逆皇命耶と云るは。雄略天皇の御代に。小子部栖輕が。雖雷神而何所不聞天皇之請耶云々と云ること。靈異記にあるに同く。天神御子の。奇異に尊く御在坐ます御事を宣たるにて。實に神々しき當昔の意に叶へり。されと此雷神まことの神にはあらぬにや。十餘霹靂して。なほく皇威にかちまつらむとせしは。此木に年經て住る木靈などの。しかおもはせたるにて。まことの天皇の稜威をも知らぬ。卑しきものなりけらし。されはこそ河邊臣の勢に堪へすて。小魚とは形を現しつらめ。まこと

と造化の雷神にまさば。いかでさはあらむ○少魚。考本信友本。少を小に作る。

二十七年  
己卯

二十七年夏四月己亥朔壬寅。近江國言。於蒲生河有物。其形如人。秋七月。攝津國有漁父。沈罟於堀江。有物入罟。其形如兒。非魚。非人。不知所名。

壬寅。四日なり○蒲生河。倭名抄近江國蒲生郡加萬不○其形如人。太子傳曆云。太子謂左右曰。禍始于此。夫人魚者非瑞也。今無飛菟。出人魚者。是爲國禍。汝等識之。扶桑略記にも見たり。○其形如兒。非魚非人。釋紀。兼名苑曰。人魚一名鮫。魚身人面者也。とあり。通證云。今處々水郷。有呼河波太郎者。蓋轉訛水虎字訓也。水經注曰。水虎如三四歲小兒。如鯉鮫。淮南子曰。魍魎狀如三四歲小兒。赤黑色赤目長耳美髮。左傳疏。川澤之神也。古今著聞集に。伊勢國別保と云所へ。人魚の網に係りて出たることあり。

二十八年  
庚辰

二十八年秋八月。掖玖人二口流來於伊豆島。冬十月。以砂礫葺檜隈陵上。則域外積土成山。仍每氏科之。建大柱於土山上。時倭漢坂上直樹柱。勝之大高。故時人號之曰大柱直也。十二月庚寅朔。天有赤氣。長

一丈餘。形似雉尾。

砂礫。和名抄細石和名佐々禮以之。新撰字鏡に硝佐々良石とあり。細小の石と云ことにて。禮も良も助辭なり○檜隈陵上。欽明天皇の陵域に。皇太夫人を葬りしこと。二十年紀に出。今其等の事に附て。其陵を裝飾れるなるへし○域外。秘閣本兼永本類史一本に。域を城に作る○建大柱。字典に釋氏家上立柱とあるに據れるなるへし○倭漢坂上直。欽明紀三十一年に出○大高。中臣本類史官本。大を太に作れり。舊訓にフトクと讀るによらは。太字の方宜しかるへし○大柱直。集解に。菅開大和人平尙重曰。高市郡檜隈郷。下平田村東北有陵。俗呼曰梅山。其域有小家二。一曰經家。一曰金家。此陵大和志。爲欽明天皇陵。是陵域有廢渠。曰池田。有石像四軀。俗呼曰猿。遂稱猿山。明和辛卯大旱。土人穿小池。深數十尺。得一椀大柱餘。大十圍長三尺。越村人服部某。獲而珍之。藏于家。所謂坂上直所樹大柱者蓋是と有り○似雉尾。本に雉を確に作る。今中臣本考本壺井本に據て改む。確とあるに據て云る注は。取るに足らず。太子傳曆に鷄とあるに據て。大日本史集解などには。しか改めたれど。或説に當れ雉とあるをよろしとす。舊訓にキシと訓るさへあれば。今斷して雉と爲り。

是歲。皇太子島大臣共議之。錄天皇記及國記。臣連伴造國造百八十部。

并公民等本記。

天皇記及國記云々。公民等本記。釋紀に。先代舊事本紀是也云々。通證云。舊事紀序曰。先代舊事。上古國記。神代本紀。神祇本紀。天孫本紀。天皇本紀。諸王本紀。臣連本紀。伴造國造百八十部公民本紀。今按天皇記。即天皇本紀。國記。即神代本紀。神祇本紀。天孫本紀是也。臣連謂大臣大連。雄略紀命臣連。即臣本紀連。本紀也。伴造謂領品部之長也。神代紀以中臣忌部猿女鏡作玉作稱五部。垂仁紀言十箇品部。式六月晦大祓所謂。比禮挂伴男。劍佩伴男。伴男八十伴男是也。即伴造本紀。國造。謂各國之長。詳孝德紀。即國造本紀。百八十部。稱其多。曰百八十。如舊事紀曰百八十神。部謂部曲。上所謂品部之職掌。及孝德紀所謂。自古以降每天皇時。置標代民。垂名於後是也。孝德紀又曰。百官臣連國造伴造百八十部。羅列匝拜。即百八十部本紀。公民謂百姓萬民。蓋良民非賤者。即士庶人也。皇極紀曰。盡發舉國之民。并百八十部曲。即公民本紀。とあり。此說大凡はよろしけれども。今存る舊事紀の序と云ものも。後人の偽作説なれば。先代舊事。上古國記。神代本紀。神祇本紀などの名目とも。いと信られぬ事にて。それに今のを引當て。はた云へきにあらず。右に云る中に。天皇記即天皇本紀とあるは。ことななし。國記即神代本紀。神祇本紀。天孫本紀是也と云るはいかゝあらん。こゝに那須繁仲云。按に左氏僖七年に。管仲の語を引て云。德刑禮義。無國不記とある。是國記の字の由て出る所なり。國記に作るはあ



らす。所謂國記とは列國の史記を云へれど。後には帝王一代の史をも。たゞ國史とのみも云めれは。なへては國記と云むことは。本よりなれど。推古紀なるは。猶屢中天皇紀に。四方之志と云る類にして。天皇紀とは異なるへし。と云る。天皇紀と異なることは本よりなれど。四方之志と云類とも通えず。橘守部云。國記とある。此は一わたり名目の上にては。只國々の事等を記して。後の風土記の類にやとおほしきやうなれど。何の書にも。臣連本紀よりも上に進て。直に天皇御紀と並へ出せるを見れば。此は大八洲にわたして。天地の分れそめし初の事より。凡て神御國の故由。又神の御顯繼。古き事蹟を録しにそありけん。と云れたるぞ。まさりたるへき。しかいば。通證に云るも。大方書はねばなれど。通證なるには。あまり際やかに名目をたて。其上天孫本紀なごまでこめたるは。いはれなし。なほ平田翁も云れたる如く。皇極紀四年六月の處に。蘇我臣履實等。臨。殊。殊。殊。天皇記及國記。珍寶。船史。船尺。即疾取。所。燒。國。史。而。奉。中。大。兄。と。見。え。た。る。文。面。に。て。は。國。史。を。の。み。取。出。て。天。皇。記。は。悉。燒。れ。た。る。狀。に。聞。ゆ。れ。と。も。其。をも。手。の。及。ふ。か。さ。り。は。取。出。け。む。と。所。思。ゆ。う。は。性。氏。錄。序。に。此。事。を。記。せ。る。に。は。國。記。皆。燒。と。あり。彼。此。を。思。ひ。合。せ。て。天。皇。記。國。記。共。に。既。に。悉。燒。む。と。爲。つ。る。を。取。出。た。る。と。知。る。へ。し。と。云。へ。る。天。皇。記。國。記。共。に。神。皇。の。御。事。を。載。し。た。る。一。と。も。の。記。に。て。一。は。帝。王。の。御。事。を。の。み。記。し。一。は。國。々。の。事。を。の。み。記。し。た。る。書。に。は。あ。ら。ぬ。事。も。知。ら。れ。た。り。臣。連。以。下。の。本。記。の。解。釋。は。通。證。に。云。れ。た。る。所。委。曲。に。こ。そ。あ。ら。ぬ。大。凡。は。叶。ひ。て。聞。え。た。り。さ。て。公。民。等。本。記。は。後。の。姓。氏。錄。の。本。書。の。如。し。但。し。眞。民。非。賤。者。即。士。庶。也。と。云。れ。た。る。は。い。か。ら。賤。民。は。本。記。な。し。と。思。へ。る。に。や。一。旦。流。落。し。て。賤。民。に。な。り。て。も。ま。た。其。よ。し。な。ど。申。立。て。も。眞。に。復。す。る。こ。と。往。々。國。史。に。見。え。た。り。此。は。其。系。統。な。ど。に。か。ら。り。た。る。こ。と。に。は。あ。ら。ず。甚。く。後。世。な。る。賤。者。の。例。を。思。は。れ。た。る。は。古。へ。に。明。き。云。様。な。り。此。れ。は。事。の。因。に。云。

二十九年春二月己丑朔癸巳。半夜。厩戸豐聰耳皇子命。薨于斑鳩宮。

癸巳。五日なり。一には二十二日ともあり。次に云○厩戸豐聰耳皇子命薨。考本に命を尊に作る。舒明紀にも尊とあれば。こゝも必しかあるへし。紀中例あり。さてこの皇子の薨坐る年月日に異説あり。

二十九年  
辛巳

まづ法隆寺金堂釋迦佛光後銘文云。法興元三十一歲次辛巳十二月。鬼前大后崩。こゝに法興元三十一歳辛巳と云るは。即此二十九年辛巳の事なり。明年正月二十一日。此紀なる三十一年壬午なり。上宮法皇枕病。弗念于食。王后仍以勞疾並著於床。王后は太子の妃也。二月二十一日癸酉。王后即世。翌日二十一日法皇登遐。癸未年三月中。如願敬造釋迦尊像并挾侍云々。上宮法王帝說云。慧慈法師。實上宮御製疏。還歸本國。流傳之間。壬午年二月二十二日夜半。聖王薨逝也。壬午年は。此紀の三十年なり。慧慈法師聞之。奉爲王命。講經願曰。逢上宮聖王。必欲所化。吾慧慈來年二月二十二日死者。必逢聖王。而奉淨土。遂如其言。到明年二月二十二日。發病命終也。天壽國曼陀羅銘文云。歲在辛巳。十二月二十日癸酉日入。證注云。十二月癸酉。推古帝二十九年十二月二十日也。作二十一日者非。是と云り。觀古雜帖に引るは一字なし。孔部間人女王崩。明年二月二十二日。夜半太子崩とあり。扶桑略記には此紀と同く。二十九年辛巳二月二十一日。日は此紀と異なり。聖德太子薨于斑鳩宮。時年卅九。中略とありて。一云。卅年壬午二月五日。太子在斑鳩宮云々。明且并妃。久而不起。乃開殿戸。遷化云々。太子傳補闕記も壬午歲なり。據て拾遺傳云。若依補闕傳說者。太子敏達天皇第三年誕生。推古天皇第三十年壬午御入滅。御年正四十九才。年號法興元三十二年也。春正月二十一日。上宮法皇在病牀。寢膳不宣。依之皇后卿相。悉懷愁歎。共發大願云々。一法起寺塔露盤銘曰。上宮太子聖德王。壬午年二月二十二日。臨崩之時。於山代大兄王ノリモツ勅御願旨。此山本宮殿宇即慶。專乃作寺。及大倭國田十二町。近江國田三十町。至子戊戌年。福高僧正。聖德皇御分。敬造彌勒像一軀。構立金堂。至子乙酉年。惠陀僧正將光御願。構立堂塔。丙午年三月。露盤營作云々。一功德講表曰云

々。高祖神堯皇帝。武德五年<sup>壬午</sup>二月二十二日。夜半生年卅有九。薨於飽波葦垣宮。法隆寺安居。功德講也。とあり。かく其頃の文書に。三十一年とあるか上に。光後銘文に。鬼前太后即世大德部間。人皇后なり。の崩を書し。さて明年正月云々。備後曼陀羅文も同じ。備後。は太子の妃橘王の所造なり。さたかに記したれば。誤の傳にあらざることも。明らかなるか如し。されど其等の説を捨て。此紀に二十九年辛巳の薨と定められたるにも。必故由なくはあるへからず。故大日本史皇太子薨下に云。按法隆寺金堂釋迦佛銘文。佛像は癸未年所造。銘文中に見えたり。上宮法王帝説。聖德太子傳補闕記。並云壬午歲二月二十二日薨。與本書差一年。聖德太子傳曆。年月與本書同而不日。註曰。一説壬午歲者誤也。然銘文當時所鐫。未可全非。今姑從本書舊文と云れ。また薨日をも。按水鏡。皇胤紹運錄。一代要記。帝王編年記。並作二十二日。今天王寺以二十二日爲忌日。修聖靈會と云れたれども。なほ本書のまゝに記されたるは。疑を存せられたるものなり。かにかくに今定めかたし。昔より論ありし既く扶桑略記にも。已上太子薨年二説。共出傳文。私云。聖德太子敏達天皇元年壬午正月朔日誕生。其後至推古天皇二十八年庚辰。合四十九年也。而遷化之年。既云四十九。何謂推古天皇二十九年辛巳。及第三十年壬午之間兩説不。同哉。共是非也。薨年四十九。若是作傳之人。恐筆誤歟。已上私詞也。取捨只任後賢之是非焉。と云。さて此皇太子の薨玉ふ時の傳は。諸書に見えたり。されど御年の數は。本史にも見えず。其を以てはさためかたし。は。今此に引出へし。まづ扶桑略記に。太子薨于斑鳩宮。時年四十九。先是天皇勅遣田村皇子。展問太子之病。其勅曰。朕聞太子寢病將以遷化他界。每加慰問。言與涕並。痛乎哀哉。其難再遇。若有所願。朕將隨之。太子曰。臣幸以宿因。忝生皇門。欲報之德。昊天罔極。况非其器。久以執柄。聖恩未酬。浮生將盡。以此爲思。亦无所願。但欲下以熊凝。獻朝廷。成中。大寺。是只保護皇胤之故也。天皇

且悲且喜。以平群郡熊凝精舍。成大伽藍。今謂大安寺是也。この事太子傳曆。大安。寺緣起にも見えたり。一云。三十年壬午二月五日。太子在斑鳩宮。命妃沐浴。太子亦沐浴。服新染衣袴。傳曆。新染。に作る。語妃曰。吾今夕遷化矣。妃亦服新染衣裳。臥副床。明旦太子并妃。久而不起。乃開殿戶。遷化。群臣百僚如亡父母。悲泣之聲滿於行路。天皇聞看。舉音大哭。車駕臨宮。失聲叫躍。大臣以下。復大擗踊。相謂日月失光輝。天地既沒。大臣携棺。將殿太子並妃。其容如生。其身太香。舉太子屍。輕如衣服。妃亦同之。造於雙棺。葬送之儀。同於乘輿。陪從之人各擊雜花。釋衆讚頌。道之左右。百姓各擊時花。或失聲大哭。或佛歌連韻。不待官告。素服皆着。天皇送墓遠以看之。淚不乾。袂音無餘響。天皇置守墓戶十烟云々。などあり。上宮法王帝説云。法興元三十一年歲次辛巳十二月。鬼前太后崩。正月二十一日。上宮法王枕病弗念于食。王后仍以勞疾。並著於床。時王后王子等。及與諸臣。深懷愁毒。共相發願。仰依三寶。當造釋像尺寸王身云々。二月二十一日癸酉。王后即世。翌日法王登遐云々。とあり。右は法隆寺釋迦佛光後銘文に據て。記されたるなり。さて其釋曰。辛巳年者。即小治田天皇御世。二十九。年也。故即指其年。故云二年。其無異趣。鬼前太后者。即聖王母穴太部間人王也。云鬼前者。此神前也。何故言神前皇后者。此皇后同母弟長谷部天皇。石寸神前宮治天下。設註云。按石寸神前宮。書傳不載。據說天皇御是宮。亦無所攷。若疑其姊穴太部王。即其宮坐。故稱神前皇后也。言明年者。即壬午年也。三十一。年。二月二十一日癸酉。王后即世者。此即聖王妻膳大刀自也。二月二十一日者。壬午年二月也。翌日法王登遐者。即上宮聖王也云々。故今依此銘文。應言壬午年正月二十一日聖王枕

病一也。證注云。應檢之說。補。闕記無病之說也。即同時。膳大刀自得勞也。大刀自者。二月二十一日卒也。聖王二十一日薨也。則證歌曰。伊我留我乃。止美能井乃美豆。伊加奈久爾。多義氏麻之母乃。止美乃并能美豆。是歌者。膳夫人臥病。而將臨歿時乞水。然聖王不許。遂夫人卒也。即聖王誄而詠是歌。即其證也。證注云。應檢此說。傳曆太子與妃同夕薨也。但銘文意。顯夫人卒日也。不注聖王薨年月也。然諸記文分明云。壬午年二月二十二日甲戌夜半。上宮聖王薨逝也。證注云。下文載。法隆寺編帳文云。歲在辛巳。十二月二十一日。癸酉日入。孔部間人母王崩。明年二月二十二日甲戌。夜中太子崩。膳大刀自は。拾遺記引上宮記下卷注云。法大王娶食部加多夫古女子。名善支々彌女郎。生兒春米女王。己乃斯里王。字長谷。部王。久波修女王。波等利女王。三枝王。兄伊等斯古王。弟麻里古王。次馬屋女王。合七王也。右の文中。三枝王とあるは。一人の御名にあらず。次なる兄伊等斯古。弟麻里古。次馬屋女王三柱を。三ツ子に生玉へるか。故に。其二人惣名を。かく云るよし。これも同書に見えたり。これにて七王也と云るに合へり。めつらしきことなり。此外にも妃は坐しかと。あるか中に。太子の寵を被り玉ひし妃にて。太子傳曆。六年。春二月。舉膳大娘爲妃。謂侍從曰。吾常相諸氏女子體。此人頗合。故舉而爲妃。また十八年。冬十月。膳氏妃侍坐。太子語妃曰。汝如我意。觸事不違。吾得汝者。我之幸也。吾死之日。同穴共埋。妃啓曰。殿下恩深。庸妾侍寢。常思千秋萬歲。如盤石。如大嶽。朝夕供奉。妾幸足矣。何以有終乎。太子命曰。不然矣。有始有終。理之自然。惟生惟死。人之常道。妃垂淚答曰。妾將何仰。太子命曰。汝莫留意矣。妃之爲性。聰敏睿悟。御體有瘳。雖不命處能識搔之。亦思召群臣。妃知令召。太子所念。預先知之。故加寵愛。有同穴令。二十九年。春二月。太子在斑鳩宮。命妃沐浴。太子亦沐浴。服新潔衣袴。謂妃曰。吾

今夕遷化矣。子可共去。妃亦服新潔衣裳。臥太子副床。明日太子并妃久而不起。左右開殿戶。乃知遷化。云々などあり。今昔物語にも出たり。こゝに太子妃と同夕に薨とあり。さて太子は右の妃の外に。拾遺記に。娶三卷宜汗麻古大臣女子。名刀自古郎女。生兒山尻王。財王。俣支王。片岡王。四王也。娶乎波利王女。名章那部橘王。生兒白髮部王。手島女王。二王也。とあり。

是時諸王諸臣。及天下百姓悉長老如失愛兒。而鹽酢之味在口不嘗。少幼者如亡慈父母。以哭泣之聲。滿於行路。乃耕夫止耜。春女不杵。皆曰。日月失輝。天地既崩。自今以後。誰恃哉。是月。葬上宮太子於磯長陵。

悉。舊事記に皆共二字に作○如亡。本に亡を巳に作る。今集解に據て改○止耜。本に耜を耕に作る。今中臣本通證引一本に據て改○皆曰。本に曰を脱せり。今通證集解に據て補。考本には言に作る○磯長陵。法王帝説云。墓川内。志奈我岡也。諸陵式に。磯長墓。橘豐日天皇之太子。名曰聖德。在河内國石川郡。兆域東西三町。南北二町。守戸三烟。河内志に。叡福寺山號科長。又呼御墓山。因厩戸太子墓也。墓上建小堂。透以石柵。又有殿堂三字。及寶塔鐘樓。伽藍神祖堂。力士門。僧舍七宇。とあり。さて此處

は。太子の豫て相置玉ひたりしこと。太子傳曆二十六年。寅冬十二月。太子命。駕科長墓處。覽造。墓者。直入墓內。四望謂左右曰。此處必斷。彼處必切。欲令應絕。子孫之後。墓工隨命。可絕者絕。可切者切。太子大悅。即夕旋。駕云々。あり。いかなる御心にて。かゝる事を宣はせたりけむ。甚あちなき佛心にこそ。兼好か徒然草に。此事を布願して云る説とも聞くるいまくし。

當此時。高麗僧惠慈。聞上宮皇太子。薨。以大悲之。爲皇太子。請僧而設齋。仍親說經之日。誓願曰。於日本國有聖人。曰上宮豐聰耳皇子。固天攸縱。以立聖之德。生日本之國。苞貫三統。纂先聖之宏猷。恭敬三寶。救黎元之厄。是實太聖也。今太子既薨之。我雖異國。心在斷金。某獨生之。有何益矣。我以來年二月五日。必死。因以遇上宮太子於淨土。以共化衆生。於是惠慈當于期日而死之。是以時人之彼此共言。其獨非上宮太子之聖。惠慈亦聖也。是歲。新羅遣奈末伊彌買朝貢。仍以表書。奏使旨。凡新羅上表。蓋始起于此時歟。

當此時。中臣本。當于此時。とあり。○爲皇太子。舊事紀に爲上奉字あり。○攸縱。本に攸を欣に作る。今通證引一本集解に據て改。○立聖之德。通證云。立聖出莊子。今按聖德之號出于此。令集解爲證。是正統記爲諱誤。とあり。されど古代には諡のことをも。諱と云ることあり。榮花物語大鏡等に。御諱貞信公。御諱忠義公など云ること。あまた見たり。これ古意なるへし。もとより人名は諱へきことわりなし。諡は死後の名なれば。凶事を厭ひて忌諱しこともあるへし。されば諡をこそイミナと云へけれ。大凡の人名を言を諱むは。漢國の風俗なれば。上古にはさることなかりしはもとよりなり。されば正統記の文も妨なし。○生日本之國。又云。寺島氏曰。太子則南岳惠思禪師後身。而入夢殿。七日。獲前身所持法華經。以示之。慧慈等之事。見太子傳及元亨釋書。疑是好事者所傳歟。而西土亦傳稱之。高僧傳景德傳燈錄等曰。我聞南岳惠思禪師。生日本。爲國王。與隆佛法。或曰。此事詳見宋史及續高僧傳。然此紀所載。與佛祖統記併考。則太子誕生。在禪師入寂以前。妄謬可知耳。と云り。○苞貫三統。苞包通用せしこと。既に綏靖紀に云り。三統は漢書の注に。師古曰。天地人是爲三統。とあり。○太子既薨。信友本云。一古寫本。太子上有皇字。とあり。○斷金。周易係辭に。二人同心其利斷金。とあり。○某獨。秘閣本某を其に作る。○有何益。秘閣本舊事紀等に有字なし。○以來年二月五日必死。法王帝說云。慧慈法師聞之。奉爲王命。講經發願曰。逢上宮聖王。必欲所化。吾慧慈。來年二月二十二日死者。必逢聖王。面奉淨土。遂如其言。到明年二月二十二日。發病命終也。とあり。補闕記も同じ。然